

第5次呉市長期総合計画「前期基本計画（案）」について

第5次呉市長期総合計画（以下「総合計画」といいます。）のうち、基本構想で掲げた将来都市像と五つの未来の姿の実現に向けて、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの前期5年間で取り組む施策等を示す「第3編 前期基本計画（案）」を作成しました。

前期基本計画では、人口ビジョン及び総合計画と一体的に策定する第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」とともに、基本構想で掲げた八つの政策分野における施策の推進に共通する「横断的な視点」や、各政策分野の現状・課題、施策の方向、主な取組、指標等を示した「基本政策」、大規模自然災害のリスク等を踏まえた「起きてはならない最悪の事態」とその対応策を示した「国土強^{じん}韌化地域計画」（以下「地域計画」といいます。）を記載しています。

【図表1 総合計画の目次（案）】

<p>第1編 序論</p> <p>第1章 はじめに（趣旨、役割等）</p> <p>第2章 呉市の特性（自然環境、沿革）</p> <p>第3章 呉市を取り巻く環境（人口動向、経済動向等）</p> <p>第4章 市政運営の振返り（第4次計画期間における取組と課題）</p>	<p>第2編 基本構想</p> <p>第1章 将来都市像</p> <p>第2章 目指すべき姿（八つの政策分野）</p> <p>第3章 土地利用の方針（基本的な考え方、基本方針）</p> <p>第3編 前期基本計画</p> <p>第1章 人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略</p> <p>第2章 前期基本計画（横断的な視点、基本政策）</p> <p>第3章 国土強韌化地域計画</p>
--	---

※前期基本計画に示す施策を実施するための具体的な事業をまとめた「構成事業集」を毎年度作成します。

【第3編 前期基本計画の概要】

1 人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略

(1) 人口ビジョン

ア 位置付け

国は、少子高齢化・人口減少に対応し、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、平成26年（2014年）11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定するとともに、同年12月に人口の現状と将来の人口目標等の展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「長期ビジョン」といいます。）を策定しました。また、令和元年（2019年）12月には、策定から約5年が経過したことから長期ビジョンを改訂しました。

呉市においても、平成28年（2016年）3月に策定した「呉市人口ビジョン」を、直近の動向を踏まえて改訂するものです。

イ 対象期間

国の長期ビジョンの趣旨等を踏まえ、令和27年（2045年）までとします。

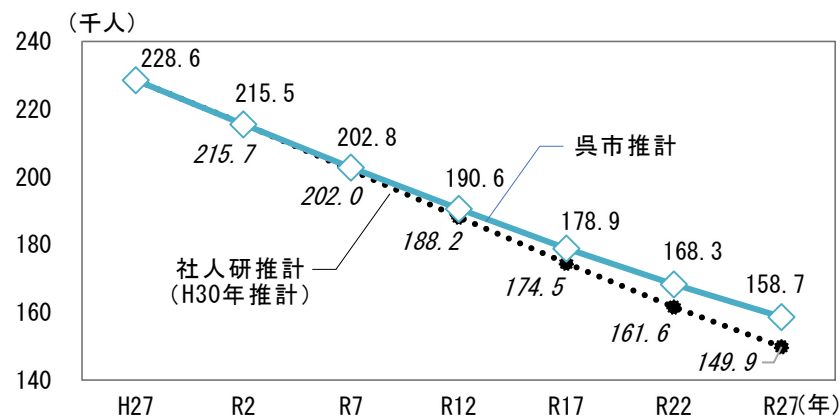
ウ 将来人口の推計

人口動向等の現状分析や市民アンケート調査結果等を踏まえた上で、総合計画に掲げる施策が一定の効果を発揮することを想定し、将来の人口を推計します。

【図表2 将来人口推計】

	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)
呉市推計	228,552	215,511	202,761	190,628	178,930	168,296	158,691
社人研推計 (H30年推計)	228,552	215,683	202,037	188,180	174,528	161,648	149,865

※平成27年（2015年）は総務省統計局「国勢調査」の実績値。令和2年（2020年）以降の国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」といいます。）推計（平成30年推計）は「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018年）推計）」の推計値



(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略

ア 第1期まち・ひと・しごと創生の現状等

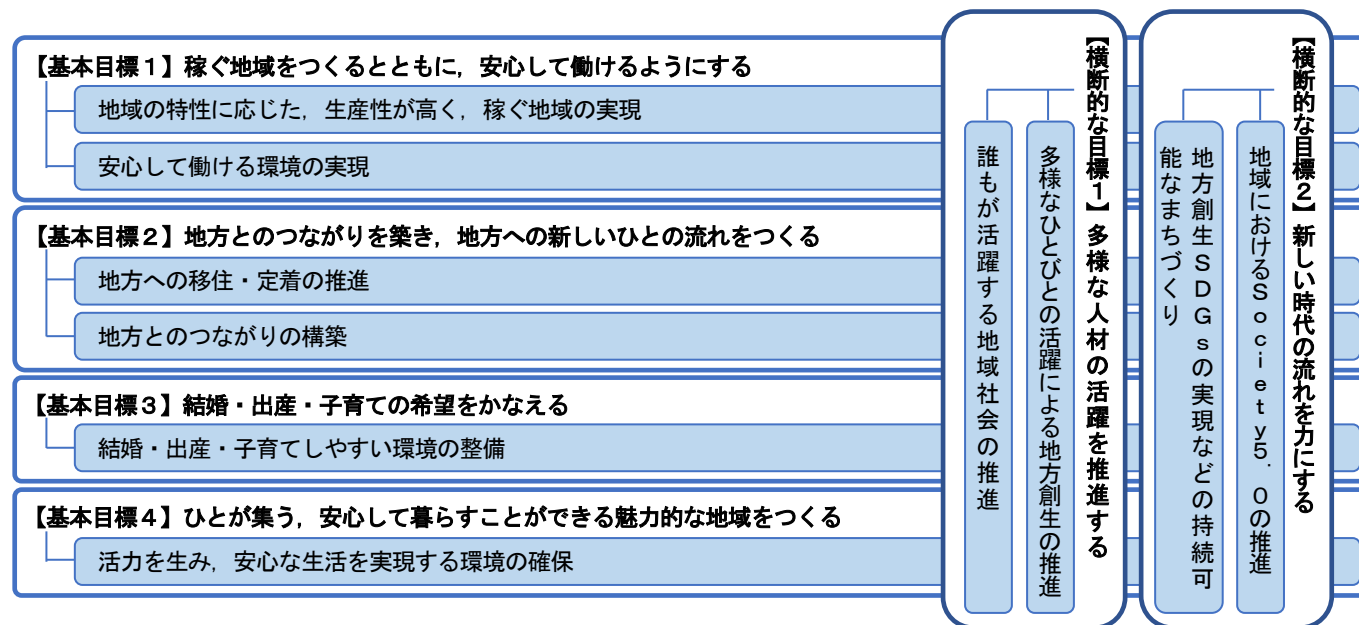
平成27年度（2015年度）に「呉市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年度（2015年度）～令和2年度（2020年度））」を策定し、「若年層の定着～若者が集い、にぎわうまちづくり～」の実現に向け、働きやすさの向上、育てやすさの向上、暮らしやすさの向上に取り組んできました。

しかしながら、呉市の人口減少の最も大きな要因である若年層の転出超過や出生数の減少が続いています。

イ 国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策の方向性

国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））では、人口減少を和らげるため、結婚、出産、子育ての希望をかなえ、生活面の充実を図るとともに、文化や歴史、街並み等を生かした「暮らしやすさ」を追求し、地方の魅力を育み、ひとが集う地域を構築することを目指すべき将来として掲げています。

【図表3 国の第2期における施策の方向性】



※国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」より抜粋

ウ 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標等

総合計画に包含される第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、総合計画の基本構想に掲げる八つの政策分野の「目指すべき姿」を基本目標とし、将来都市像である「誰もが住みたい、住み続けたい、行ってみたい、人を惹きつけるまち『くれ』」の実現に向けて、施策を進めていきます。

【図表4 総合戦略における基本目標】

基本目標1 (子育て・教育分野)	若い世代が安心して子どもを産み育て、未来を創る人材を育てるまち
基本目標2 (福祉保健分野)	誰もが、住み慣れた地域で、健やかに安心して暮らし続けることができるまち
基本目標3 (市民生活・防災分野)	多様な主体が協働し、誰もが安心して笑顔で暮らせるまち
基本目標4 (文化・スポーツ・生涯学習分野)	文化芸術やスポーツに親しみ、生涯を通じて学ぶことができるまち
基本目標5 (産業分野)	誰もがチャレンジでき、時代を先取る産業を創造できるまち
基本目標6 (都市基盤分野)	誰もが安全・安心で快適に暮らせる持続可能なまち
基本目標7 (環境分野)	豊かな環境を次の世代につなぐまち
基本目標8 (行政経営分野)	市民の視点に立った効率的な市政を運営するまち

2 前期基本計画

(1) 前期基本計画における政策体系

前期基本計画では、基本構想で掲げた将来都市像の実現に向けて、次の政策体系に基づき、政策分野ごとの施策を進めていきます。

【図表5 政策体系図】

将来都市像：誰もが住み続けたい，行ってみたい，人を惹きつけるまち「くれ」 ～イキイキと働き，豊かに安心して暮らし，ワクワク生きる～		
政策分野	基本政策	施策
1 子育て・教育分野 若い世代が安心して子どもを産み育て、未来を創る人材を育てるまち	1 妊娠・出産・子育て支援の充実	①妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援 ②社会全体で子どもと子育て家庭を支える支援 ③支援・配慮を必要とする子どもとその家庭への支援
	2 学校教育の充実	①義務教育の充実 ②高等学校教育の充実 ③安全・安心な教育環境の充実
2 福祉保健分野 誰もが、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けることができるまち	1 地域福祉の推進	①地域福祉を支える新たな基盤づくり
	2 健康づくりの推進	①市民の主体的な健康づくりの推進 ②データヘルスの推進 ③地域保健・医療体制の確保
	3 高齢者福祉の推進	①地域包括ケアシステムの推進 ②社会参加の促進 ③介護を支える仕組みの推進
	4 障害者福祉の推進	①地域における生活の支援 ②就労支援の充実と雇用の促進 ③健康づくりへの支援 ④共に支え合い参加する社会づくり
	5 生活困窮者の支援	①生活困窮者の生活の安定と自立の支援
3 市民生活・防災分野 多様な主体が協働し、誰もが安心して笑顔で暮らせるまち	1 市民協働と多文化共生の推進	①まちづくりの担い手の確保 ②まちづくりのための基盤強化 ③市民公益活動団体等との協働によるまちづくり ④多文化共生社会の実現
	2 安全・安心な生活の確保	①安全で安心な消費生活の環境づくり ②防犯対策等の推進 ③交通安全対策の推進
	3 人権尊重と男女共同参画の推進	①人権尊重のまちづくりの推進 ②男女共同参画社会の実現
	4 防災・減災に向けた体制の強化	①防災力の向上 ②災害の教訓の継承
	5 消防・救急機能の強化	①消防・救急・救助体制の整備
	6 国内外との多様な交流機会の充実	①市民と国内外の人々との交流の促進 ②戦略的な広報・広聴の推進 ③呉の魅力発信

政策分野	基本政策	施策
4 文化・スポーツ・生涯学習分野 文化芸術やスポーツに親しみ、 生涯を通じて学ぶことができる まち	1 文化の振興	①文化芸術の振興 ②文化財の保存・活用
	2 スポーツの振興	①ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 ②競技スポーツの振興 ③スポーツ環境の整備
	3 生涯学習の推進	①生涯にわたる学びの支援と社会教育の振興
5 産業分野 誰もがチャレンジでき、時代を 先取る産業を創造できるまち	1 地域産業の発展・チャレンジ環境 の整備	①中小企業・小規模企業の支援 ②新たなチャレンジへの支援 ③商業の活性化
	2 企業誘致・雇用環境の整備	①企業誘致・留置活動の推進 ②雇用機会の創出 ③勤労者福祉の充実
	3 観光の振興	①観光振興策の展開
	4 農水産業の振興	①農業・漁業経営体の確保・育成・強化 ②農水産物のブランド化・販路拡大・流通 ③農業生産基盤の整備・保全 ④豊かな森林の形成 ⑤漁業生産基盤の整備・保全
6 都市基盤分野 誰もが安全・安心で快適に 暮らせる持続可能なまち	1 安心して住み続けられるまちづく りの推進	①コンパクトシティの推進 ②質の高い住環境の推進
	2 移動しやすい交通環境の形成	①スマートモビリティの推進 ②広域移動を担う公共交通の機能強化 ③地域公共交通の維持・確保
	3 道路の整備	①高速道路ネットワークの整備 ②国道・県道の整備 ③市道の整備
	4 河川、砂防・急傾斜、高潮・津波 対策の推進	①河川改修等の推進 ②砂防・急傾斜対策の推進 ③高潮・津波対策の推進
	5 公園・にぎわい空間の創出	①公園の整備 ②にぎわい空間の創出
	6 港湾機能の充実・魅力向上	①港湾機能の充実 ②港湾機能の魅力向上
	7 上下水道の整備	①安全で安心な水道水の供給 ②快適な暮らしを支える下水道の整備
7 環境分野 豊かな環境を次の世代につなぐまち	1 環境の保全	①地球環境の保全 ②生物多様性の保全 ③地域環境の保全 ④市営墓地の整備
	2 循環型社会の形成	①循環型社会の形成 ②持続可能な社会の基盤づくり

政策分野	基本政策	施策
8 行政経営分野 市民の視点に立った効率的な 市政を運営するまち	1 デジタル化の推進	①スマートシティの推進 ②自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進
	2 行財政改革の推進	①健全な財政運営の確保 ②効率的な行政システムの確立 ③長期的かつ総合的な資産経営 ④市民に開かれた透明性の高い市政の実現
	3 職員・組織の活性化	①働き方改革の推進 ②職員の育成と組織の活性化
	4 都市間交流・連携の推進	①広域連携の推進

(2) 施策推進のための横断的な視点

将来都市像と五つの未来の姿の実現に向けて、社会の変化をデータ等の客観的な情報により把握し、各政策分野の施策推進に共通する四つの横断的な視点をもって、前期基本計画を推進していきます。

横断的な視点① 先端技術の積極的な活用によるSociety5.0の実現

今後の市民生活や事業活動、地域社会は、大きく進歩したAIやIoTなどの先端技術が、公共や民間が持つデータを核として駆動することにより、大きく変化していくことが見込まれています。

市民の利便性や生活の質の向上、新しい生活様式への対応、地域経済の活性化などに向けて、呉市ならではの特性と最先端のICTなどを融合させながら積極的に活用する視点をもって、施策を推進していきます。

横断的な視点② 少子化と人口減少への対応

呉市の人口は、昭和50年（1975年）をピークに減少が進んでおり、若年層の転出超過や未婚化・晩婚化による出生数の減少が大きく影響しています。

子育て世代を始めとする若い世代が住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進める視点をもって施策を推進していきます。

横断的な視点③ 様々な危機への対応と将来のリスクへの備え

呉市は、甚大な被害を受けた平成30年7月豪雨災害について、「呉市復興計画」に基づく着実な復旧・復興を進めています。そうした中であって、新型コロナウイルス感染症の拡大、日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区の休止発表によって、市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼす状況も生じています。

これらに柔軟かつ迅速に対応するとともに、今後のリスクに備えていく視点をもって施策を推進していきます。

横断的な視点④ 市民や企業、高等教育機関など多様な主体との取組の推進

基本構想に掲げる将来都市像と五つの未来の姿の実現には、市民や企業、高等教育機関など多様な主体との連携が必要になります。

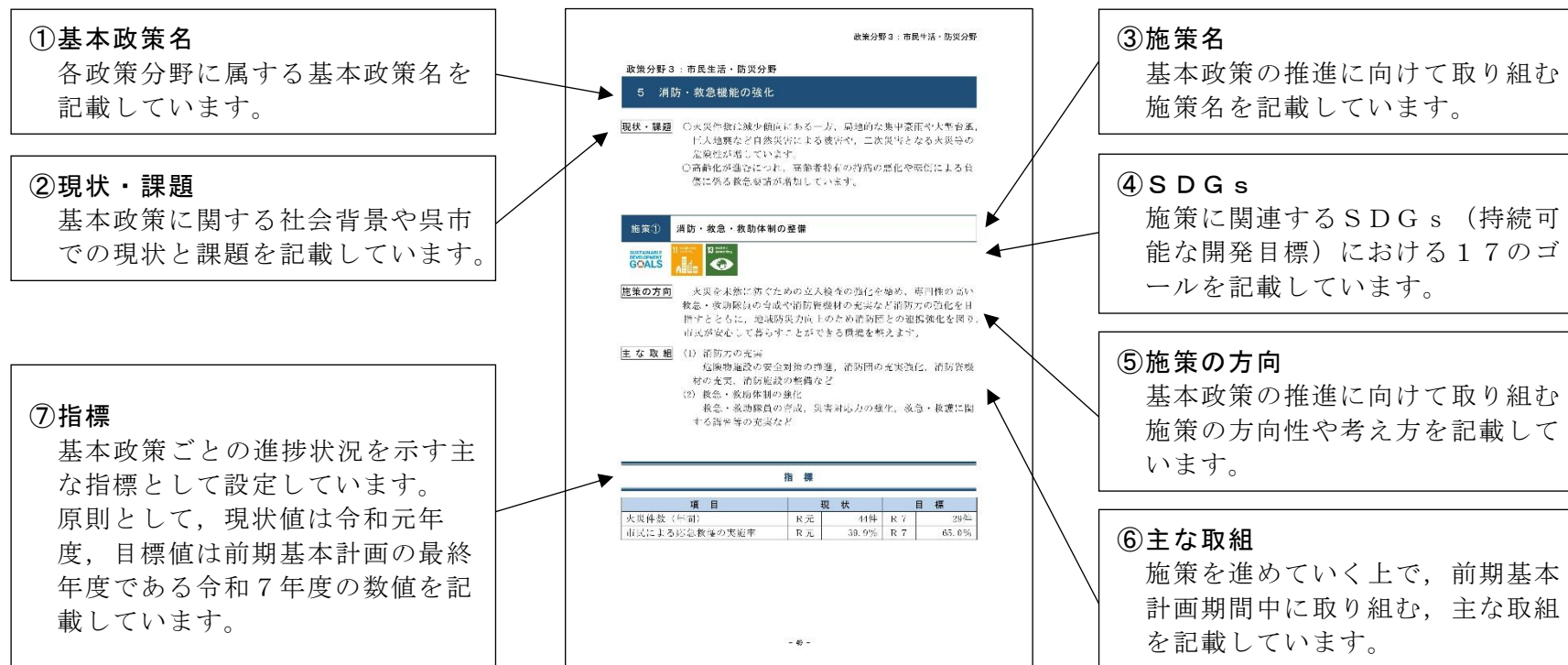
これらの多様な主体が持つ強みや特性を生かし、共に取り組む視点をもって施策を推進していきます。

(3) 基本政策のレイアウト

基本政策は、基本構想で掲げた八つの政策分野ごとの施策をまとめたものです。

各基本政策では、それぞれの現状や課題を分析し、それに基づいた施策とその推進に向けた方向性、主な取組等を示すとともに、基本政策単位での進捗状況を示す主な指標を設定しています。

【図表6 基本政策のレイアウト】



3 国土強靱化地域計画

(1) 地域計画の基本的な考え方

ア 地域計画策定の趣旨

呉市では、戦後、昭和20年（1945年）9月の枕崎台風、昭和42年（1967年）7月の豪雨、平成11年（1999年）6月の豪雨、平成13年（2001年）3月の芸予地震などの風水害や地震等による自然災害が発生しています。また、平成30年7月豪雨を含め、過去約20年間で災害救助法（昭和22年法律第118号）が5度も適用されているなど、豪雨や台風等による被害を受けやすく、これまでも土砂崩れや高潮による浸水などにより、市民の生命や財産などが甚大な被害を受け、その度に災害から立ち直る経験をしてきた歴史があります。さらに、今後の地球温暖化に伴い、大雨及び短時間強雨の増加や台風の勢力が強まることが予測されています。

こうしたことから、今後起こり得る災害への備えとして、ハードとソフトの両面から国土強靱化に向けた取組を計画的に進めていくための指針となる地域計画を策定するものです。

イ 地域計画の位置付け

本地域計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）（以下「基本法」といいます。）第13条に基づいて策定するものであり、呉市の国土強靱化に向けた防災や都市基盤の整備などの取組を計画的に推進するための指針として位置付け、呉市^と土^き木^め未^き来^きプラン（令和3年3月策定予定）などの個別計画の上位計画となるものです。

(2) 強靱化の目標

地域計画は、基本法第14条において、国の国土強靱化基本計画（以下「基本計画」といいます。）と調和が保たれたものでなければならないことが明示されていることから、国の基本計画に即すとともに、広島県国土強靱化地域計画と調和を図って、四つの基本目標と、その達成に必要な八つの事前に備えるべき目標を設定します。

ア 基本目標

大規模自然災害の発生時に

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

イ 基本目標を達成するために必要な事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急，医療活動が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン，燃料供給関連施設，交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに，早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(3) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と対応策の設定

国の基本計画及び広島県国土強靱化地域計画において設定された大規模自然災害発生時における「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を基に，基本目標の実現に向けて，呉市の実情を踏まえた22の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定します。

また，22の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）に対し，それを回避するための83の対応策を設定し，それらの対応策ごとに，「脆弱性の評価」と「施策の推進方針」を示します。

【図表7 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と対応策】

基本目標	<ul style="list-style-type: none"> 1 人命の保護が最大限図られること 2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 4 迅速な復旧復興
-------------	---

基本目標を達成するために必要な事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	強靱化に向けた対応策
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や大規模な火災による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅・建物等の耐震化 ② 土木施設の整備 ③ 住宅の防火・火災予防 ④ 避難体制の構築（組織，ハード整備等） ⑤ 避難訓練の実施（防災意識の向上等） ⑥ 消防力の強化

基本目標を達成するために必要な事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	強靱化に向けた対応策
	1-2 津波、洪水、高潮等による市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	① 土木施設の整備 ② 消防力の強化 ③ 避難体制の構築（組織、ハード整備等） ④ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）
	1-3 土石流やがけ崩れ等による多数の死傷者の発生	① 土木施設の整備 ② 土砂災害警戒区域等に係る対策 ③ 消防力の強化 ④ 避難体制の構築（組織、ハード整備等） ⑤ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）
	1-4 避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	① 土木施設の整備 ② 消防力の強化 ③ 防災情報の伝達方法と情報の見直し ④ 避難体制の整備 ⑤ 避難訓練の実施 ⑥ 防災意識の向上 ⑦ 避難所の環境対策
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	① 備蓄・供給体制の強化 ② 物流機能の強化 ③ ライフラインの確保
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	① 土木施設の整備 ② 消防力の強化 ③ 防災訓練の実施 ④ 避難場所・避難所の開設・運営
	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の不足	① 消防力の強化 ② 防災関係機関との連携強化・訓練の実施 ③ 避難体制の構築（組織、ハード整備等） ④ 避難訓練の実施（防災意識の向上等） ⑤ 緊急輸送用道路等の確保
	2-4 医療・福祉施設及び関係者の不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺、疾病・感染症等の大規模発生	① 災害に強い医療体制の構築 ② 疾病・感染症等の予防対策 ③ 緊急輸送用道路等の確保 ④ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）
	2-5 避難所等の規模や機能の不足により、被災者、帰宅困難者への支援が十分に確保できない事態	① 避難場所・避難所の開設・運営 ② 災害時の避難所環境等の改善 ③ 帰宅困難者を発生させないための協力依頼等 ④ 被災者の生活支援

基本目標を達成するために必要な事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	強靱化に向けた対応策
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 市の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下	① 施設の機能強化等 ② 危機管理体制等の強化 ③ 情報・通信システムの運用 ④ 広域連携
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	① 非常用電源の確保対策 ② 情報通信設備の電源対策 ③ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断，エネルギー供給の停止等による企業の生産力低下	① 事業者の防災対策の促進 ② 交通体系の整備 ③ 港湾・物流機能の強化 ④ 多様な電力等の普及促進 ⑤ 事業者の復旧支援
	5-2 大規模な産業施設の損壊，火災，爆発等	① 事業者の防災対策の促進 ② 港湾・物流機能の強化 ③ 消防力の強化
6 ライフライン，燃料供給関連施設，交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに，早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電所，送配電設備）や石油・ガス・食料等の供給機能の停止	① 備蓄物資の強化 ② 備蓄物資の供給体制の強化 ③ 物流機能の強化 ④ 港湾・物流機能の確保 ⑤ ライフラインの確保 ⑥ 多様な電力等の普及促進
	6-2 長期間にわたる上水道の供給停止及び下水道施設の機能停止	① 飲料水等供給体制の強化 ② 下水道施設の強化 ③ 土木施設の整備 ④ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）
	6-3 地域交通ネットワークが分断する事態	① 交通体系の整備 ② 公共交通機関の維持・確保 ③ 生活道路の整備 ④ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 ため池の損壊・機能不全による二次災害の発生	① ため池の防災・減災対策 ② 避難訓練の実施（防災意識の向上等）
	7-2 有害物質の大規模拡散・流出による二次災害の発生	① 危険物施設への対策の実施 ② 避難体制の構築（組織，ハード整備等） ③ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）
	7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	① 農地の保全 ② 農業用基盤施設の整備 ③ 森林の保全

基本目標を達成するために必要な事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	強靱化に向けた対応策
8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	① 災害廃棄物処理体制の確保 ② 廃棄物処理施設の安定稼働
	8-2 復旧・復興を支える人材等（専門家、技術者等）の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	① 多様な団体との連携
	8-3 貴重な文化財等の喪失	① 文化財の防災対策

(4) 重点化する施策

「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）ごとに脆弱性の評価と施策をまとめ、施策に基づく事業を着実に推進していきます。

そのうち、呉市の特性や緊急度、被害の影響の大きさの視点から優先度を判断し、次に掲げる11の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を重点化する施策として選定し、より一層の取組の推進に努めるものとします。

【人命保護に直接関わる事態】（9 事態）

1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や大規模な火災による多数の死傷者の発生
1-2	津波、洪水、高潮等による市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-3	土石流やがけ崩れ等による多数の死傷者の発生
1-4	避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の不足
2-4	医療・福祉施設及び関係者の不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺、疾病・感染症等の大規模発生
2-5	避難所等の規模や機能の不足により、被災者、帰宅困難者への支援が十分に確保できない事態

【行政機能の大幅な低下につながる事態】（1 事態）

3-1	市の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下
-----	----------------------------------

【経済活動の機能不全に関わる事態】（1 事態）

5-1	サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止等による企業の生産力低下
-----	------------------------------------

(5) 地域計画の推進に向けて

ア 多様な主体との連携

地域計画の推進に当たっては、市民、地域関係団体、ボランティア団体、企業等と連携して取り組んでいく必要があります。また、国・県等と相互に連携・情報共有を図りながら、インフラ等の整備や人的・財政支援などを要請していきます。

イ 推進体制

地域計画の推進に当たっては、全庁的に取り組むこととし、実施に当たっては、国・県等の交付金等の有利な財源を活用するなど強靱化に向けた事業の財源確保に努めていきます。

ウ 進捗管理

地域計画に基づく施策について、進捗管理を行うとともに、必要に応じて、強靱化に向けた事業の追加や事業内容・実施時期の見直しを行います。

第5次吳市長期総合計画

(第3編 前期基本計画)

最終案

吳 市

第5次呉市長期総合計画（第3編 前期基本計画）

目次

第3編 前期基本計画

第1章 人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略

1 人口ビジョン	2
2 まち・ひと・しごと創生総合戦略	13

第2章 前期基本計画

政策体系図	16
1 施策推進のための横断的な視点	18
2 基本政策	
基本政策の構成	19
SDGs（持続可能な開発目標）の取組	20

【政策分野1：子育て・教育分野】

1 妊娠・出産・子育て支援の充実	22
2 学校教育の充実	25

【政策分野2：福祉保健分野】

1 地域福祉の推進	28
2 健康づくりの推進	29
3 高齢者福祉の推進	32
4 障害者福祉の推進	35
5 生活困窮者の支援	39

【政策分野3：市民生活・防災分野】

1 市民協働と多文化共生の推進	40
2 安全・安心な生活の確保	43
3 人権尊重と男女共同参画の推進	46
4 防災・減災に向けた体制の強化	48
5 消防・救急機能の強化	50
6 国内外との多様な交流機会の充実	51

【政策分野4：文化・スポーツ・生涯学習分野】

1 文化の振興	53
2 スポーツの振興	55
3 生涯学習の推進	58

【政策分野5：産業分野】

1	地域産業の発展・チャレンジ環境の整備	60
2	企業誘致・雇用環境の整備	63
3	観光の振興	66
4	農水産業の振興	68

【政策分野6：都市基盤分野】

1	安心して住み続けられるまちづくりの推進	72
2	移動しやすい交通環境の形成	75
3	道路の整備	77
4	河川，砂防・急傾斜，高潮・津波対策の推進	80
5	公園・にぎわい空間の創出	82
6	港湾機能の充実・魅力向上	84
7	上下水道の整備	86

【政策分野7：環境分野】

1	環境の保全	88
2	循環型社会の形成	91

【政策分野8：行政経営分野】

1	デジタル化の推進	93
2	行財政改革の推進	95
3	職員・組織の活性化	98
4	都市間交流・連携の推進	100

第3章 国土強靱化地域計画

1	国土強靱化とは	101
2	国土強靱化地域計画の基本的な考え方	102
3	呉市の状況	103
4	強靱化の目標	111
5	基本目標の実現に向け，起きてはならない最悪の事態 （リスクシナリオ）の設定	111
6	重点化する施策	114
7	地域計画の推進に向けて	115
8	脆弱性の評価と施策	116

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と 前期基本計画における基本政策とのマトリクス	183
--	-----

第 3 編 前期基本計画

第1章 人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略

1 人口ビジョン

(1) 位置付けと対象期間

ア 位置付け

国は、少子高齢化・人口減少に対応し、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、平成26年(2014年)11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同年12月に人口の現状と将来の人口目標等の展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(以下「長期ビジョン」という。)を策定しました。また、令和元年(2019年)12月には、策定から約5年が経過したことから長期ビジョンを改訂しました。

呉市においても、平成28年(2016年)3月に策定した「呉市人口ビジョン」を、直近の動向を踏まえて改訂するものです。

イ 対象期間

国の長期ビジョンの趣旨等を踏まえ、令和27年(2045年)までとします。

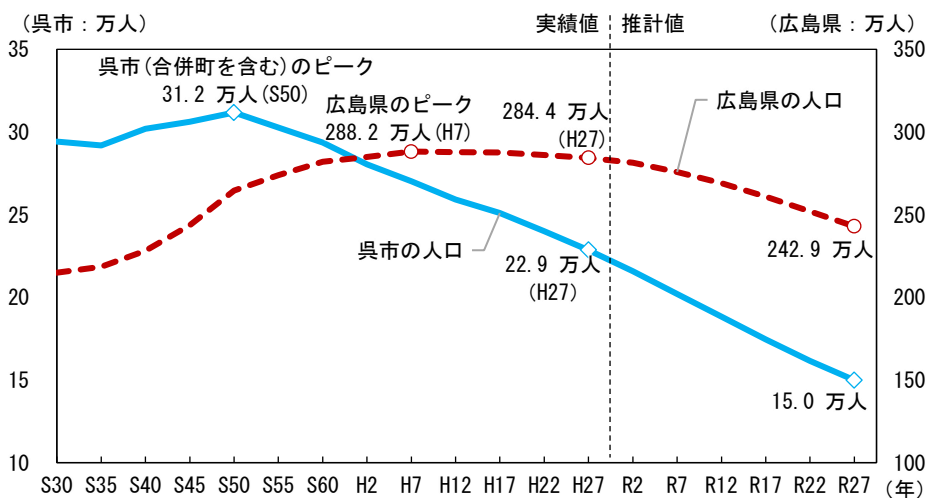
(2) 人口動向等の現状分析

ア 人口推移

呉市(旧合併町を含む)の総人口は、昭和50年(1975年)の約31.2万人をピークに減少へ転じており、人口のピークは国の平成20年(2008年)や広島県の平成7年(1995年)と比べて、早い時期に人口減少への転換期を迎えています。

平成27年(2015年)には約22.9万人となっていますが、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の「日本の地域別将来推計人口(平成30年(2018年)推計)」によると、今後も減少傾向は続き、令和27年(2045年)には、約15.0万人まで減少すると見込まれています。

図表3-1 広島県人口及び呉市人口の推移と見通し



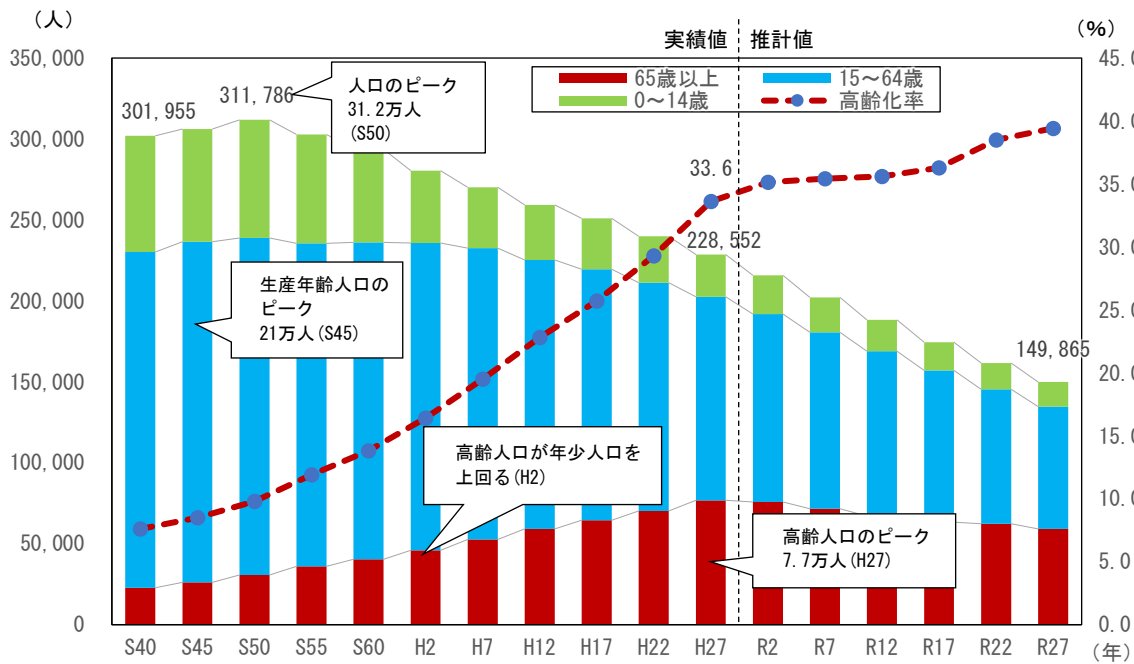
※平成27年(2015年)以前は、総務省統計局『国勢調査』(各年10月1日)、令和2年(2020年)以降は、社人研『日本の地域別将来推計人口(平成30年(2018年)推計)』

イ 年齢3区分別人口の推移

生産年齢人口（15～64歳）は、昭和45年（1970年）の約21万人をピークに減少に転じ、平成27年（2015年）には、約12.6万人まで減少しています。

また、平成2年（1990年）に高齢人口（65歳以上）が年少人口（14歳以下）を上回って以降、その傾向は続き、高齢人口は、平成27年（2015年）時点で約7.7万人となり、社人研の推計によると、令和2年（2020年）以降は減少に転じることが見込まれていますが、高齢化率は平成27年（2015年）時点で33.6%となっており、その後も上昇すると見込まれています。

図表 3-2 年齢3区分別人口推計と将来推計



(単位：人，%)

区分	S40 (1965)	S45 (1970)	S50 (1975)	S55 (1980)	S60 (1985)	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)
年少人口 (0～14歳)	71,668 23.7	69,718 22.8	72,956 23.4	67,168 22.2	57,538 19.6	44,638 15.9	37,684 13.9	34,066 13.1	31,559 12.6	28,670 11.9	25,977 11.4	23,802 11.0	21,375 10.6	19,269 10.2	17,558 10.1	16,370 10.1	15,181 10.1
生産年齢人口 (15～64歳)	207,492 68.7	210,382 68.7	208,155 66.8	199,602 65.9	195,598 66.6	189,897 67.7	179,892 66.6	165,957 64.0	154,999 61.8	141,038 58.8	125,743 55.0	116,096 53.8	109,096 54.0	101,932 54.2	93,651 53.7	83,052 51.4	75,605 50.4
高齢人口 (65歳以上)	22,795 7.5	26,122 8.5	30,675 9.8	35,996 11.9	40,448 13.8	45,894 16.4	52,603 19.5	59,201 22.8	64,445 25.7	70,265 29.3	76,832 33.6	75,785 35.1	71,566 35.4	66,979 35.6	63,319 36.3	62,226 38.5	59,079 39.4
合計	301,955	306,222	311,786	302,766	293,584	280,429	270,179	259,224	251,003	239,973	228,552	215,683	202,037	188,180	174,528	161,648	149,865

※平成27年（2015年）以前は、総務省統計局『国勢調査』（各年10月1日）、令和2年（2020年）以降は、社人研『日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018年）推計）』

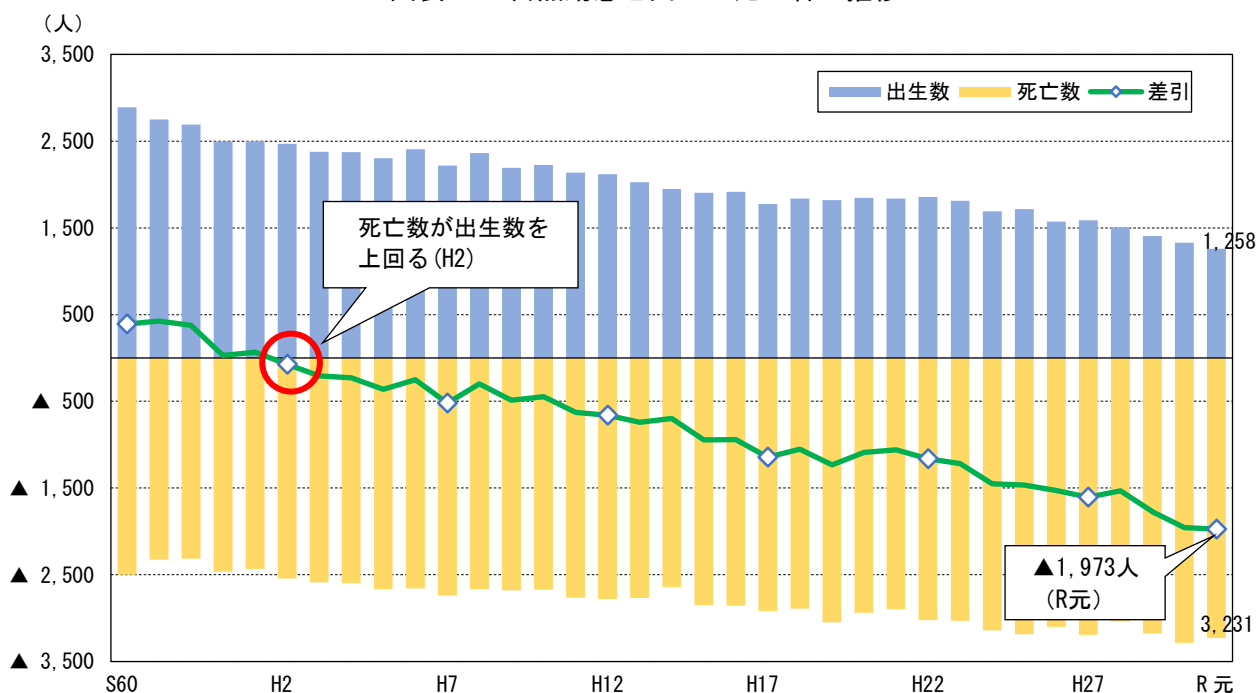
※平成27年（2015年）以前は、総人口と各年齢区分の合計を一致させるため、年齢不詳者を各年齢区分により按分し集計

※年齢三区分の構成比（下段）は小数点第二位で四捨五入しているため、合計が100.0にならない場合がある（以下構成比については同様）。

ウ 自然動態の推移

昭和 60 年（1985 年）以降の自然動態を見ると、減少傾向が続く出生数に対して、高齢化を背景とした死亡数の増加は続き、平成 2 年（1990 年）には、死亡数が出生数を上回る「自然減」の時代に入り、その後自然減で推移するとともに、減少数は拡大傾向にあります。

図表 3-3 自然動態と出生・死亡者の推移



(単位：人)

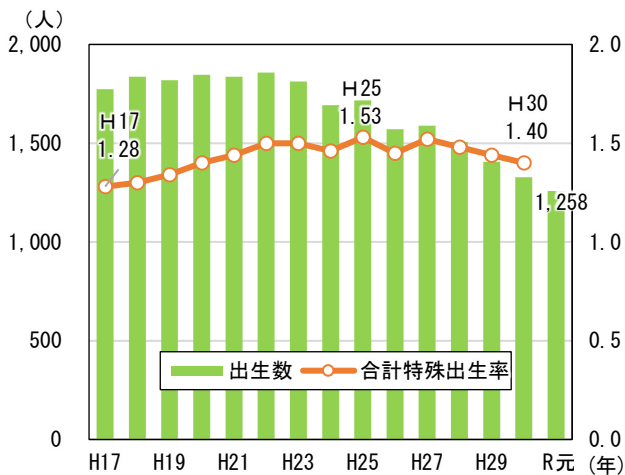
	S60 (1985)	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R元 (2019)
出生数	2,891	2,469	2,218	2,120	1,774	1,858	1,588	1,258
死亡数	2,500	2,544	2,739	2,780	2,919	3,021	3,192	3,231
差引	391	▲75	▲521	▲660	▲1,145	▲1,163	▲1,604	▲1,973

※厚生労働省『人口動態調査』

また、呉市の合計特殊出生率（以下「出生率」という。）は、近年、若干の変化はあるものの、ほぼ横ばいで推移し、平成30年（2018年）は1.40となっていますが、出生数は、減少傾向が続いており、令和元年（2019年）は、1,258人と近年最も少なくなっています。

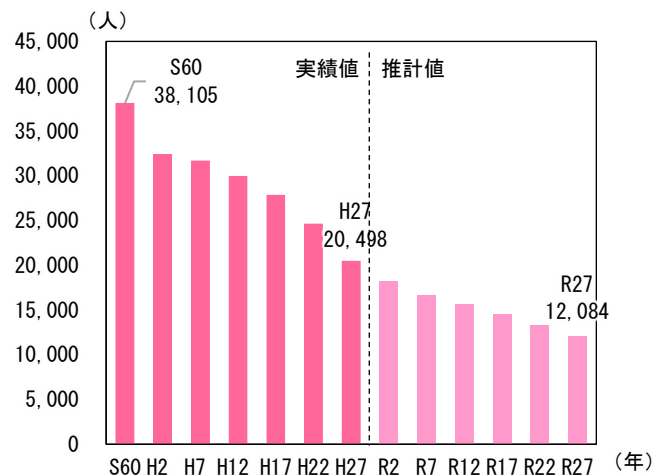
これは、「20～39歳」の女性人口（以下「若年女性人口」という。）の減少が影響していることに加えて、平成27年国勢調査によると、呉市における若年層（20～39歳）の未婚率は52%と、2人に1人は未婚であり、生涯未婚率も男性26%、女性15%と晩婚化、未婚化が進行していることも出生数減少の要因と考えられます。

図表 3-4 合計特殊出生率と出生数の推移



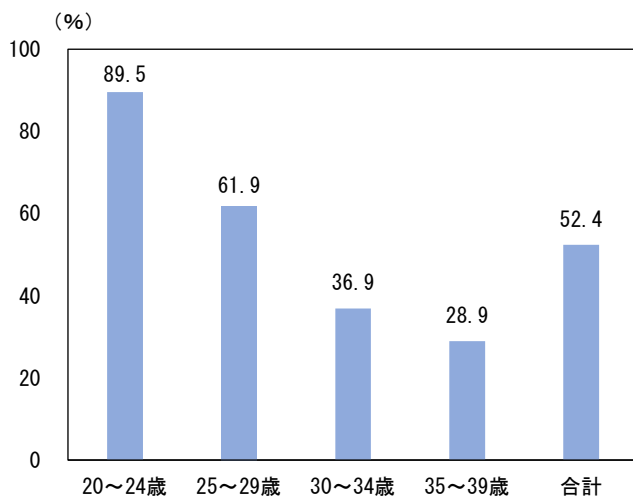
※厚生労働省『人口動態調査』、『呉市人口動態統計』

図表 3-5 若年女性人口の推移と推計



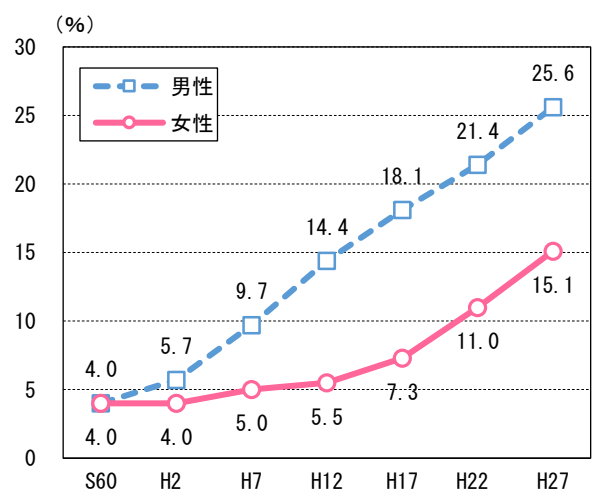
※S60年～H27年までは、総務省統計局『国勢調査』（各年10月1日）、R2年以降は、社人研『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』
 ※平成17年以前の人口は、合併町についても呉市に合算している。

図表 3-6 年齢別未婚率（20～39歳）



※総務省『平成27年国勢調査』を基に算出。合計は20～39歳までの未婚率

図表 3-7 生涯未婚率の推移

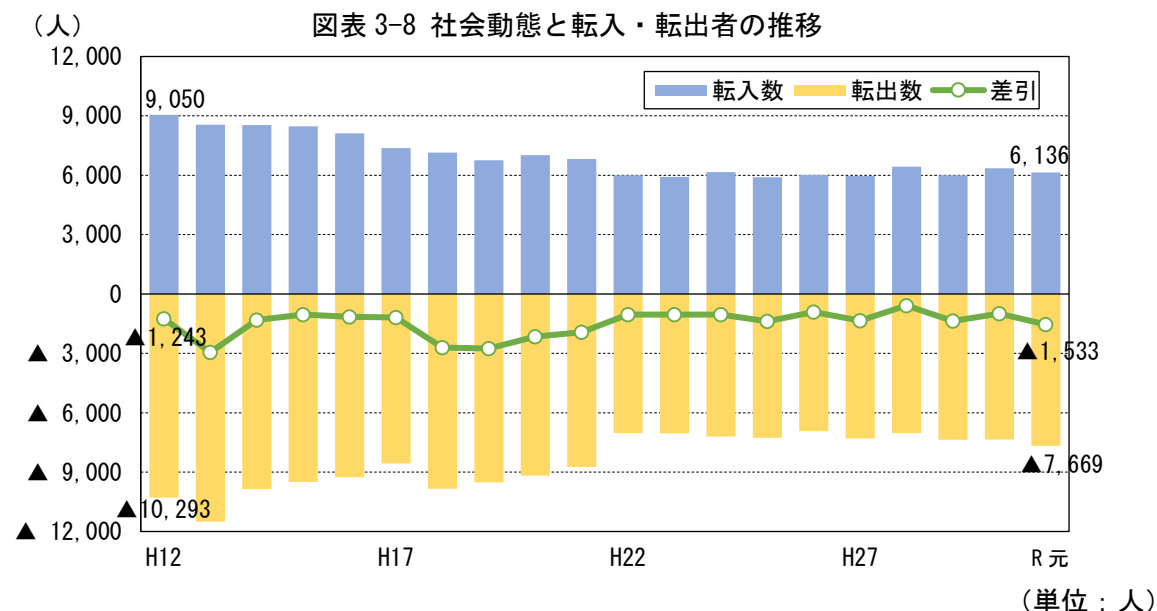


※総務省『平成27年国勢調査』を基に算出。45～49歳と50～54歳未婚率の平均であり、50歳時の未婚率

エ 社会動態の推移

平成 12 年（2000 年）以降の社会動態を見ると、転入数、転出数ともに減少傾向にある中で、常に転出数が転入数を上回っており、令和元年（2019 年）は 1,533 人の「社会減」となっています。

転出超過先となっている都市を見ると、広島市、東広島市、東京都特別区で全体の 42%を占めています。



	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)
転入数	9,050	7,367	5,996	5,960	6,441	5,996	6,358	6,136
転出数	10,293	8,556	7,031	7,305	7,025	7,357	7,349	7,669
差引	▲1,243	▲1,189	▲1,035	▲1,345	▲584	▲1,361	▲991	▲1,533

※総務省『住民基本台帳人口移動報告』

図表 3-9 転入超過先と転出超過先（上位 10 地区）

（単位：人）

転入超過先		転出超過先	
江田島市	256	広島市	▲ 569
出雲市	35	東広島市	▲ 191
福山市	34	東京都特別区	▲ 190
尾道市	27	横浜市	▲ 79
山陽小野田市	21	下関市	▲ 56
藤沢市	17	府中町	▲ 45
下松市	17	大阪市	▲ 44
米子市	14	坂町	▲ 43
柳井市	12	横須賀市	▲ 41
新居浜市	12	神戸市	▲ 37

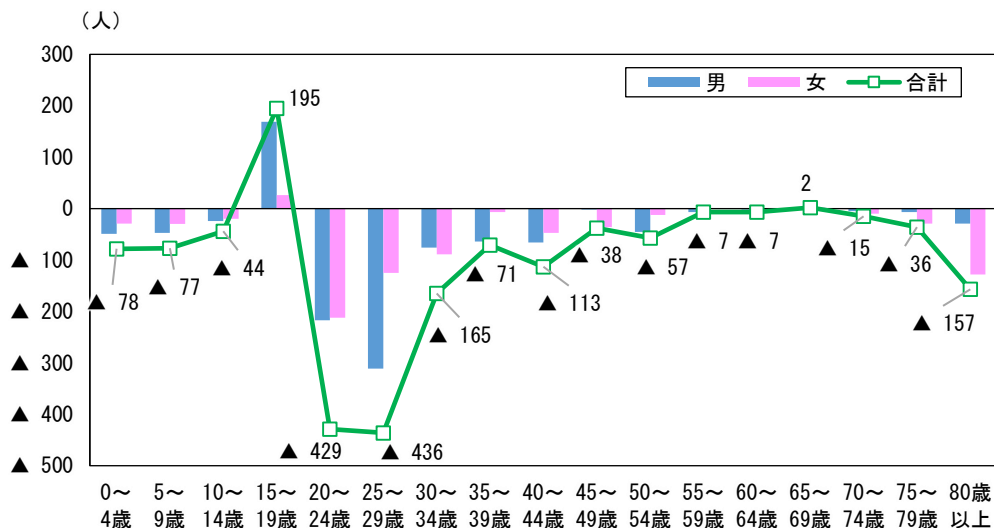
全体 の 42%

※総務省『住民基本台帳人口移動報告』（平成 31 年・令和元年）

年齢別の転出入の超過状況を見ると、20歳から29歳までの転出超過が顕著であり、また、10歳未満も転出超過となっていることから、子育て世代の転出も要因になっているものと推測されます。

転出超過が多い広島市、東広島市、東京都特別区は、男女ともに20～29歳の転出が多くなっています。

図表 3-10 年齢別転出入人口移動



※総務省『住民基本台帳人口移動報告』（平成31年・令和元年）

図表 3-11 年齢別転出超過先上位3地区

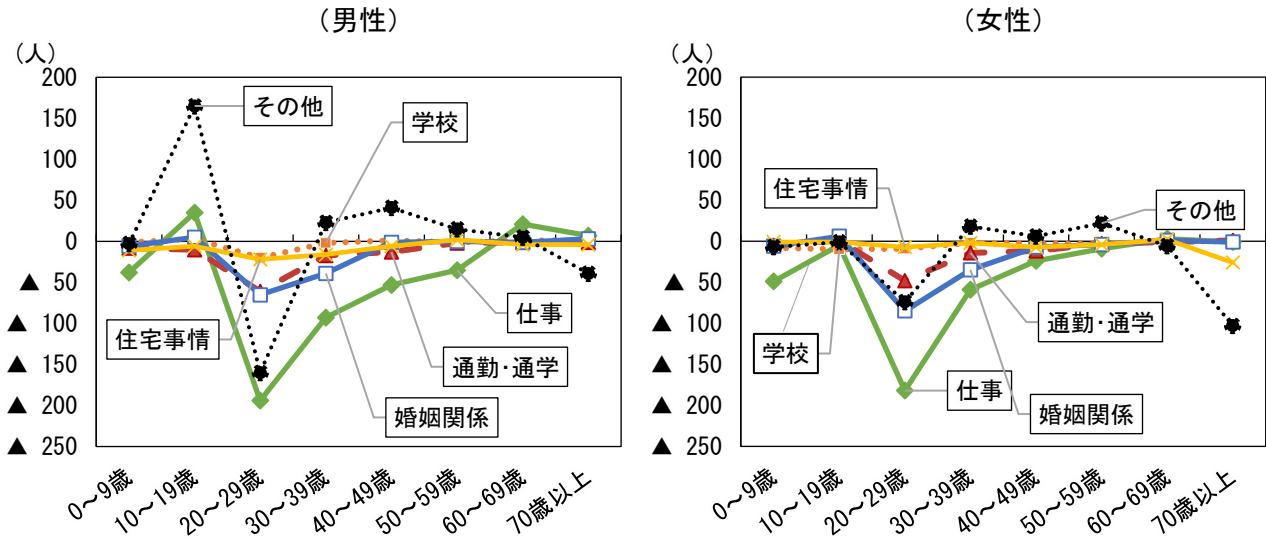
(単位：人)

	広島市			東広島市			東京都特別区		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
総数	▲ 569	▲ 271	▲ 298	▲ 191	▲ 119	▲ 72	▲ 190	▲ 100	▲ 90
0～9歳	▲ 31	▲ 18	▲ 13	2	2	0	▲ 10	▲ 7	▲ 3
10～19歳	▲ 7	▲ 1	▲ 6	3	▲ 2	5	▲ 17	▲ 11	▲ 6
20～29歳	▲ 295	▲ 161	▲ 134	▲ 100	▲ 64	▲ 36	▲ 109	▲ 62	▲ 47
30～39歳	▲ 66	▲ 48	▲ 18	▲ 30	▲ 23	▲ 7	▲ 26	▲ 10	▲ 16
40～49歳	▲ 48	▲ 15	▲ 33	▲ 29	▲ 14	▲ 15	▲ 20	▲ 8	▲ 12
50～59歳	▲ 14	▲ 12	▲ 2	▲ 3	▲ 3	0	▲ 1	1	▲ 2
60歳以上	▲ 108	▲ 16	▲ 92	▲ 34	▲ 15	▲ 19	▲ 7	▲ 3	▲ 4

※総務省『住民基本台帳人口移動報告』（平成31年・令和元年）

性別・年齢別・理由別に令和元年度（2019年度）の転出超過状況を見ると、20歳から39歳までの男女で「仕事」を理由とする転出が顕著となっています。また、「婚姻関係」や「通勤・通学」を理由とする転出超過も多くなっています。

図表 3-12 性別・年齢別・理由別転出超過状況（令和元年度（2019年度））



(単位：人)

	男性						女性					
	仕事	学校	通勤・通学	婚姻関係	住宅事情	その他	仕事	学校	通勤・通学	婚姻関係	住宅事情	その他
総数	▲350	▲18	▲113	▲104	▲67	47	▲326	▲35	▲81	▲131	▲46	▲145
0～9歳	▲38	▲1	▲8	▲6	▲11	▲3	▲49	▲8	▲5	▲6	▲1	▲7
10～19歳	35	3	▲10	5	▲6	165	▲5	▲10	1	6	▲1	▲1
20～29歳	▲194	▲20	▲61	▲65	▲22	▲160	▲182	▲9	▲48	▲85	▲7	▲74
30～39歳	▲93	▲2	▲17	▲39	▲16	23	▲59	▲2	▲14	▲35	▲2	18
40～49歳	▲53	1	▲13	▲1	▲6	41	▲24	▲3	▲12	▲7	▲7	6
50～59歳	▲35	▲1	▲2	0	2	15	▲9	▲3	▲3	▲4	▲4	22
60～69歳	21	1	▲1	▲1	▲4	5	3	0	▲1	1	2	▲6
70歳以上	7	1	▲1	3	▲4	▲39	▲1	0	1	▲1	▲26	▲103

※令和元年度広島県「人口移動アンケート調査（呉市分）」を呉市において集計

※その他には未回答を含む

(3) 産業構造の分析

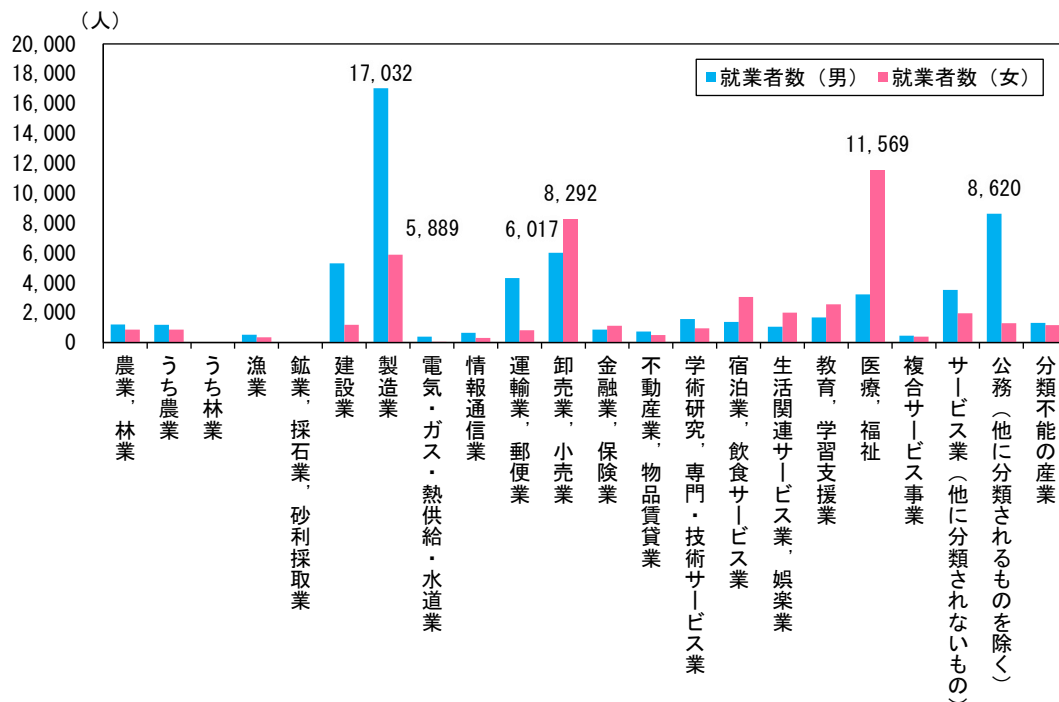
ア 産業別人口の状況

呉市における産業大分類別就業者数は、多い順に「製造業」22,921人、「医療、福祉」14,799人、「卸売業、小売業」14,309人となっています。

男性では、「製造業」17,032人、「公務（他に分類されるものを除く）」8,620人、「卸売業、小売業」6,017人の順になっています。

女性では、「医療、福祉」11,569人、「卸売業、小売業」8,292人、「製造業」5,889人の順になっています。

図表 3-13 男女別産業大分類別就業者数



(単位：人)

	総数	農業、林業	うち農業	うち林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業
総数（男女計）	104,257	2,064	2,049	15	876	38
就業者数（男）	59,892	1,200	1,190	10	519	32
就業者数（女）	44,365	864	859	5	357	6
	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業
総数（男女計）	6,484	22,921	445	953	5,148	14,309
就業者数（男）	5,296	17,032	393	653	4,327	6,017
就業者数（女）	1,188	5,889	52	300	821	8,292
	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業
総数（男女計）	1,981	1,253	2,528	4,434	3,057	4,247
就業者数（男）	855	744	1,567	1,373	1,056	1,688
就業者数（女）	1,126	509	961	3,061	2,001	2,559
	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）	公務（他に分類されるものを除く）	分類不能の産業	
総数（男女計）	14,799	853	5,484	9,910	2,473	
就業者数（男）	3,230	455	3,523	8,620	1,312	
就業者数（女）	11,569	398	1,961	1,290	1,161	

※総務省『平成27年国勢調査』

(4) 将来人口の推計

ア 将来人口の推計方法

人口動向等の現状分析や市民アンケート調査結果等^{*}を踏まえた上で、長期総合計画に掲げる施策が一定の効果を発揮することを想定し、将来の人口を展望します。

市民アンケート調査結果における市民の希望

○高校生の市内での就職（就職を希望する人のうち 58%が希望）

○結婚したいと思う人（結婚していない人のうち 69%が希望）

○理想とする子どもの数（2.11 人）

○呉市への愛着（愛着を感じる人 79%）

○呉市に住み続けたいという希望（今の居住地に住み続けたいと思う人 64%）

※「呉市民意識調査（令和元年度）」、「『結婚・出産・子育て』に関する意識調査（令和元年度）」、「呉市・若者（高校生）の定住志向に関するアンケート調査（令和元年度）」

推計方法

○合計特殊出生率に関する設定

令和 2 年（2020 年）は、直近の実績値である平成 30 年（2018 年）の 1.40 とし、令和 12 年（2030 年）に呉市民希望出生率 1.85、令和 22 年（2040 年）には、人口置換水準 2.07 に達し、その後は人口置換水準が維持されるものとします。

○移動率に関する設定

社人研推計に加え、20～30 歳代の移動率が 15%改善されるものとします。

(注) 市民希望出生率とは

○ 市民の結婚・出産に関する希望を実現した場合の出生率

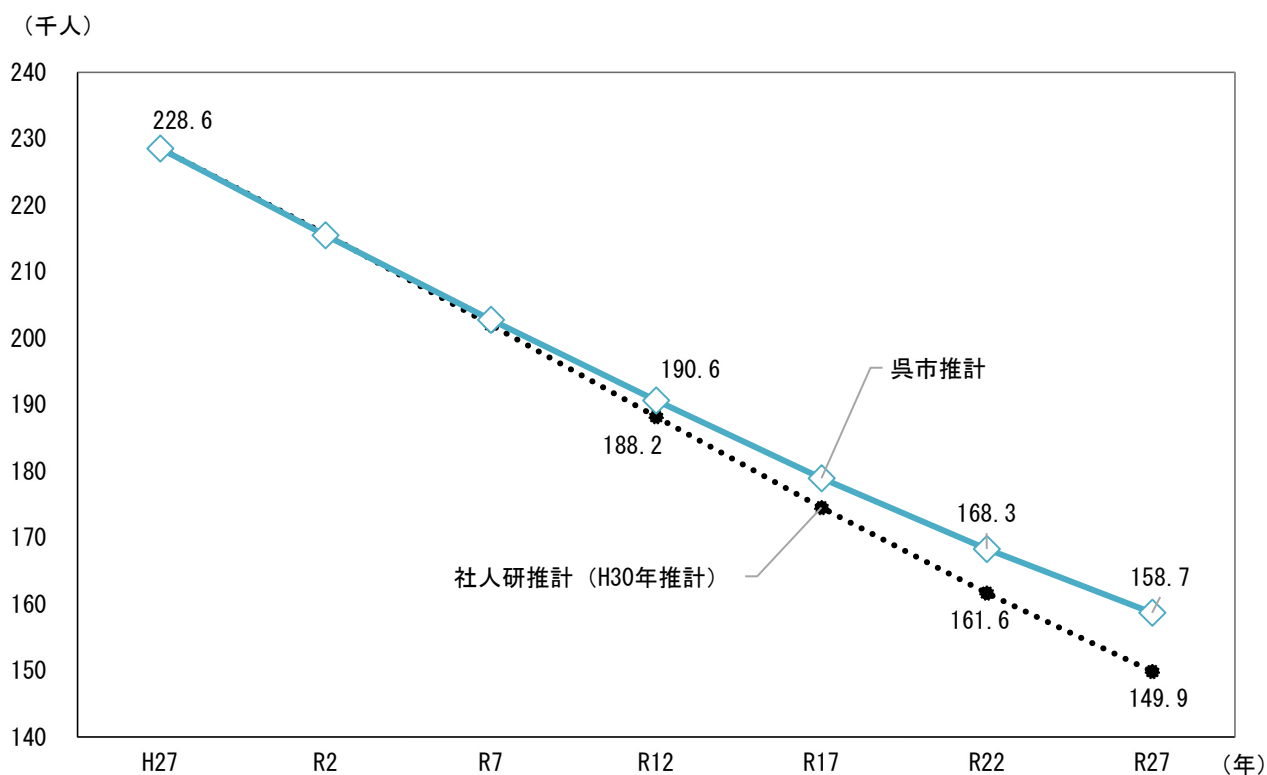
結婚・出産・子育てに関するアンケートを基に以下のとおり算出

市民希望出生率＝有配偶者の割合×理想の子ども数（有配偶者）

＋（独身者の割合×結婚希望者の割合（独身者）×理想の子ども数（独身者）
× 離死別の影響

イ 推計結果

図表 3-14 将来人口推計



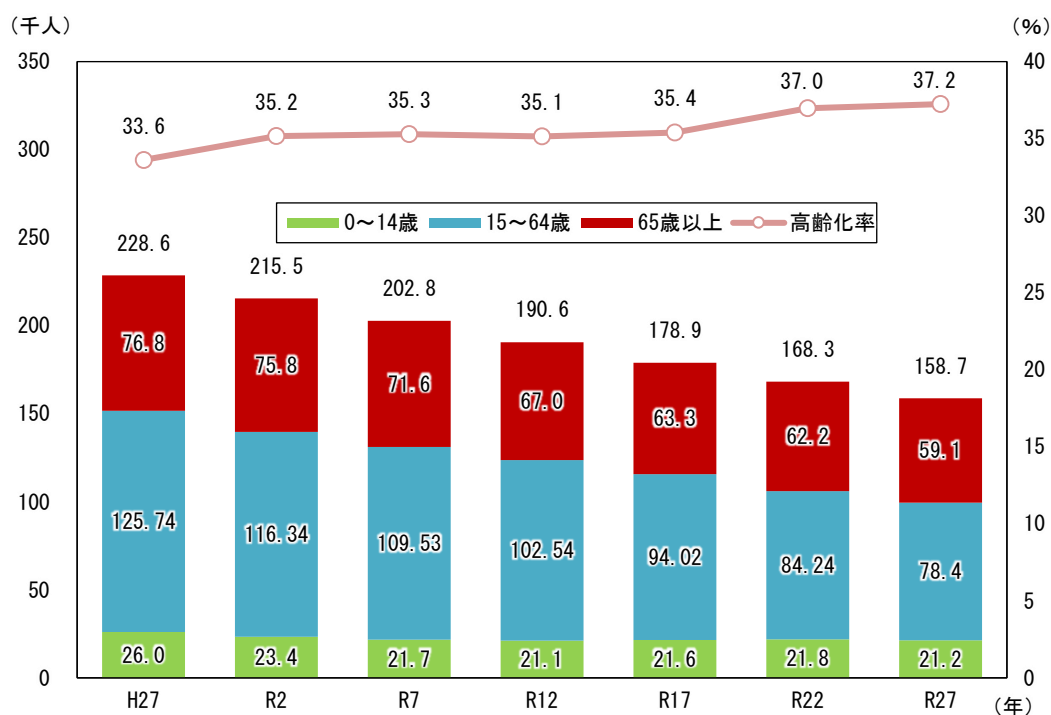
(単位：人)

	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)
呉市推計	228,552	215,511	202,761	190,628	178,930	168,296	158,691
社人研推計 (H30年推計)	228,552	215,683	202,037	188,180	174,528	161,648	149,865

※平成 27 年 (2015 年) は総務省統計局「国勢調査」の実績値。令和 2 年 (2020 年) 以降の社人研推計 (平成 30 年推計) は「日本の地域別将来推計人口 (平成 30 年 (2018 年) 推計)」の推計値

図表 3-15 将来推計（年齢3区分別）

【呉市推計】



(単位：人，%)

		H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)
呉市推計	総人口	228,552	215,511	202,761	190,628	178,930	168,296	158,691
	年少人口 0～14歳	25,977	23,391	21,660	21,104	21,589	21,830	21,240
	生産年齢人口 15～64歳	125,743	116,336	109,535	102,545	94,022	84,239	78,351
	高齢人口 65歳以上	76,832	75,784	71,566	66,979	63,319	62,227	59,099
		33.6	35.2	35.3	35.1	35.4	37.0	37.2
社人研推計	総数	228,552	215,683	202,037	188,180	174,528	161,648	149,865
	年少人口 0～14歳	25,977	23,802	21,375	19,269	17,558	16,370	15,181
	生産年齢人口 15～64歳	125,743	116,096	109,096	101,932	93,651	83,052	75,605
	高齢人口 65歳以上	76,832	75,785	71,566	66,979	63,319	62,226	59,079
		33.6	35.1	35.4	35.6	36.3	38.5	39.4

※上段は人口，下段は構成比

※平成27年（2015年）は総務省統計局「国勢調査」の実績値。平成27年（2015年）は、総人口と各年齢区分の合計を一致させるため、年齢不詳者を各年齢区分により按分し集計

2 まち・ひと・しごと創生総合戦略

(1) 第1期まち・ひと・しごと創生の現状等

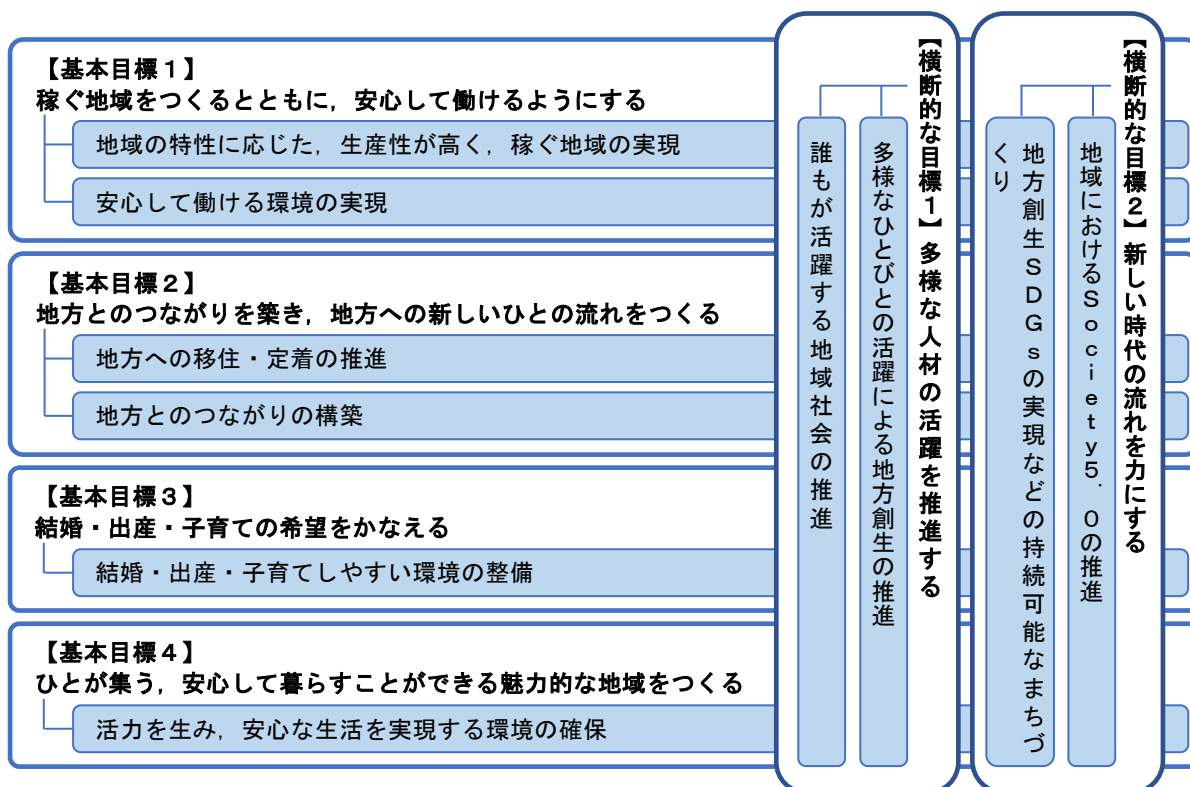
呉市では、平成27年度（2015年度）に「呉市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年度（2015年度）～令和2年度（2020年度））」を策定し、「若年層の定着～若者が集い、にぎわうまちづくり～」の実現に向け、第4次呉市長期総合計画の施策のうち、まち・ひと・しごと創生に資する施策や目標を掲げたアクションプランとして位置付け、働きやすさの向上、育てやすさの向上、暮らしやすさの向上に取り組んできました。

この間、積極的な企業誘致や創業・起業の支援に取り組み、産業団地への企業の立地や、第3次産業等での創業・起業により、雇用を創出・確保を図りました。また、定住サポートセンターによる若年層や移住者への住宅取得支援に取り組み、空き家バンク登録物件の成約件数が増加するなど、定住・移住の促進を図りました。しかしながら、呉市の人口減少の最も大きな要因である若年層の転出超過や出生数の減少が続いています。

(2) 国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策の方向性

国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））では、人口減少を和らげるため、結婚、出産、子育ての希望をかなえ、生活面の充実を図るとともに、文化や歴史、街並み等を生かした「暮らしやすさ」を追求し、地方の魅力を育み、ひとが集う地域を構築することを目指すべき将来として掲げています。

【国の第2期における施策の方向性】



※国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」より抜粋

(3) 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標等

令和3年度（2021年度）から5年間の計画となる呉市の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、第5次呉市長期総合計画基本構想に掲げる八つの政策分野の「目指すべき姿」を基本目標として掲げ、前期基本計画における施策を実行することにより、国籍や年齢、性別等に関わらず、誰もが住みたい、住み続けたい、行ってみたいと思えるまちづくりを進めていきます。

基本目標1	若い世代が安心して子どもを産み育て、未来を創る人材を育てるまち
基本的方向	第2編 基本構想 第2章 目指すべき姿 政策分野1：子育て・教育分野に記載
数値目標	この地域で子育てしたいと思う親の割合 92.4%（R元）→ 95.0%（R7）

基本目標2	誰もが、住み慣れた地域で、健やかに安心して暮らし続けることができるまち
基本的方向	第2編 基本構想 第2章 目指すべき姿 政策分野2：福祉保健分野に記載
数値目標	要介護・要支援認定率（65～74歳） 3.7%（R元）→ 現状維持（R7）

基本目標3	多様な主体が協働し、誰もが安心して笑顔で暮らせるまち
基本的方向	第2編 基本構想 第2章 目指すべき姿 政策分野3：市民生活・防災分野に記載
数値目標	自主防災組織活動カバー率（年間） 83.9%（R元）→ 88.7%（R7）

基本目標4	文化芸術やスポーツに親しみ、生涯を通じて学ぶことができるまち
基本的方向	第2編 基本構想 第2章 目指すべき姿 政策分野4：文化・スポーツ・生涯学習分野に記載
数値目標	・文化施設の来館者数（年間） 72,087人（R元）→ 78,000人（R7） ・全国大会出場者数（年間） 248人（R元）→ 420人（R7）

基本目標5	誰もがチャレンジでき、時代を先取る産業を創造できるまち
基本的方向	第2編 基本構想 第2章 目指すべき姿 政策分野5：産業分野に記載
数値目標	雇用促進事業による就職者数（累計） 130人（R元）→ 740人（R7）

基本目標 6	誰もが安全・安心で快適に暮らせる持続可能なまち
基本的方向	第2編 基本構想 第2章 目指すべき姿 政策分野6：都市基盤分野に記載
数値目標	居住誘導区域内の人口密度 66.3人/ha（R元）→ 現状維持（R7）

基本目標 7	豊かな環境を次の世代につなぐまち
基本的方向	第2編 基本構想 第2章 目指すべき姿 政策分野7：環境分野に記載
数値目標	温室効果ガスの排出量 5,467千t（H29）→ 4,509千t（R7）

基本目標 8	市民の視点に立った効率的な市政を運営するまち
基本的方向	第2編 基本構想 第2章 目指すべき姿 政策分野7：行政経営分野に記載
数値目標	呉市オープンデータの項目数（累計） 21項目（R元）→ 100項目（R7）

将来都市像

政策分野

基本政策

誰もが住み続けたい、行ってみよう、人を惹きつけるまち「くれ」

誰もが住み続けたい、行ってみよう、人を惹きつけるまち「くれ」	子育て・教育分野 若い世代が安心して子どもを産み育て、未来を創る人材を育てるまち
	福祉保健分野 誰もが、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けることができるまち
	市民生活・防災分野 多様な主体が協働し、誰もが安心して笑顔で暮らせるまち
	文化・スポーツ・生涯学習分野 文化芸術やスポーツに親しみ、生涯を通じて学ぶことができるまち
	産業分野 誰もがチャレンジでき、時代を先取る産業を創造できるまち
	都市基盤分野 誰もが安全・安心で快適に暮らせる持続可能なまち
	環境分野 豊かな環境を次の世代につなぐまち
	行政経営分野 市民の視点に立った効率的な市政を運営するまち

1	1 妊娠・出産・子育て支援の充実 2 学校教育の充実
2	1 地域福祉の推進 2 健康づくりの推進 3 高齢者福祉の推進 4 障害者福祉の推進 5 生活困窮者の支援
3	1 市民協働と多文化共生の推進 2 安全・安心な生活の確保 3 人権尊重と男女共同参画の推進 4 防災・減災に向けた体制の強化 5 消防・救急機能の強化 6 国内外との多様な交流機会の充実
4	1 文化の振興 2 スポーツの振興 3 生涯学習の推進
5	1 地域産業の発展・チャレンジ環境の整備 2 企業誘致・雇用環境の整備 3 観光の振興 4 農水産業の振興
6	1 安心して住み続けられるまちづくりの推進 2 移動しやすい交通環境の形成 3 道路の整備 4 河川、砂防・急傾斜、高潮・津波対策の推進 5 公園・にぎわい空間の創出 6 港湾機能の充実・魅力向上 7 上下水道の整備
7	1 環境の保全 2 循環型社会の形成
8	1 デジタル化の推進 2 行財政改革の推進 3 職員・組織の活性化 4 都市間交流・連携の推進

横断的な視点①…先端技術の積極的な活用によるSociety 5.0の実現

横断的な視点②…少子化と人口減少への対応

施 策

① 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援 ② 社会全体で子どもと子育て家庭を支える支援
③ 支援・配慮を必要とする子どもとその家庭への支援

① 義務教育の充実 ② 高等学校教育の充実 ③ 安全・安心な教育環境の充実

① 地域福祉を支える新たな基盤づくり

① 市民の主体的な健康づくりの推進 ② データヘルスの推進 ③ 地域保健・医療体制の確保

① 地域包括ケアシステムの推進 ② 社会参加の促進 ③ 介護を支える仕組みの推進

① 地域における生活の支援 ② 就労支援の充実と雇用の促進 ③ 健康づくりへの支援
④ 共に支え合い参加する社会づくり

① 生活困窮者の生活の安定と自立の支援

① まちづくりの担い手の確保 ② まちづくりのための基盤強化
③ 市民公益活動団体等との協働によるまちづくり ④ 多文化共生社会の実現

① 安全で安心な消費生活の環境づくり ② 防犯対策等の推進 ③ 交通安全対策の推進

① 人権尊重のまちづくりの推進 ② 男女共同参画社会の実現

① 防災力の向上 ② 災害の教訓の継承

① 消防・救急・救助体制の整備

① 市民と国内外の人々との交流の促進 ② 戦略的な広報・広聴の推進 ③ 呉の魅力発信

① 文化芸術の振興 ② 文化財の保存・活用

① ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 ② 競技スポーツの振興 ③ スポーツ環境の整備

① 生涯にわたる学びの支援と社会教育の振興

① 中小企業・小規模企業の支援 ② 新たなチャレンジへの支援 ③ 商業の活性化

① 企業誘致・留置活動の推進 ② 雇用機会の創出 ③ 勤労者福祉の充実

① 観光振興策の展開

① 農業・漁業経営体の確保・育成・強化 ② 農水産物のブランド化・販路拡大・流通
③ 農業生産基盤の整備・保全 ④ 豊かな森林の形成 ⑤ 漁業生産基盤の整備・保全

① コンパクトシティの推進 ② 質の高い住環境の推進

① スマートモビリティの推進 ② 広域移動を担う公共交通の機能強化
③ 地域公共交通の維持・確保

① 高速道路ネットワークの整備 ② 国道・県道の整備 ③ 市道の整備

① 河川改修等の推進 ② 砂防・急傾斜対策の推進 ③ 高潮・津波対策の推進

① 公園の整備 ② にぎわい空間の創出

① 港湾機能の充実 ② 港湾機能の魅力向上

① 安全で安心な水道水の供給 ② 快適な暮らしを支える下水道の整備

① 地球環境の保全 ② 生物多様性の保全 ③ 地域環境の保全 ④ 市営墓地の整備

① 循環型社会の形成 ② 持続可能な社会の基盤づくり

① スマートシティの推進 ② 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

① 健全な財政運営の確保 ② 効率的な行政システムの確立 ③ 長期的かつ総合的な資産経営
④ 市民に開かれた透明性の高い市政の実現

① 働き方改革の推進 ② 職員の育成と組織の活性化

① 広域連携の推進

横断的な視点③…様々な危機への対応と将来のリスクへの備え
 横断的な視点④…市民や企業、高等教育機関など多様な主体との取組の推進

1 施策推進のための横断的な視点

将来都市像と五つの未来の姿の実現に向けて、**社会の変化をデータ等の客観的な情報により把握し、**各政策分野の施策推進に共通する四つの視点をもって、前期基本計画を推進していきます。

横断的な視点① 先端技術の積極的な活用によるSociety5.0の実現

今後の市民生活や事業活動、地域社会は、大きく進歩したAIやIoTなどの先端技術が、公共や民間が持つデータを核として駆動することにより、大きく変化していくことが見込まれています。

市民の利便性や生活の質の向上、新しい生活様式への対応、地域経済の活性化などに向けて、呉市ならではの特性と最先端のICTなどを融合させながら、積極的に活用する視点をもって施策を推進していきます。

横断的な視点② 少子化と人口減少への対応

呉市の人口は、昭和50年（1975年）をピークに減少が進んでおり、若年層の転出超過や未婚化・晩婚化による出生数の減少が大きく影響しています。

子育て世代を始めとする若い世代が住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進める視点をもって施策を推進していきます。

横断的な視点③ 様々な危機への対応と将来のリスクへの備え

呉市は、甚大な被害を受けた平成30年7月豪雨災害について、「呉市復興計画」に基づく着実な復旧・復興を進めています。そうした中であって、新型コロナウイルス感染症の拡大、日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区の休止発表によって、市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼす状況も生じています。

これらに柔軟かつ迅速に対応するとともに、今後のリスクに備えていく視点をもって施策を推進していきます。

横断的な視点④ 市民や企業、高等教育機関など多様な主体との取組の推進

基本構想に掲げる将来都市像と五つの未来の姿の実現には、市民や企業、高等教育機関など多様な主体との連携が必要になります。

これらの多様な主体が持つ強みや特性を生かし、共に取り組む視点をもって施策を推進していきます。

なお、「2 基本政策」に記載する施策や主な取組のうち、他の政策分野に関連するものについては、その推進に際して分野間で連携し、取り組んでいきます。（例：「地域包括ケアシステムの推進」と「まちづくりの担い手の確保」、「高齢者の生きがいづくり」と「生涯スポーツの推進」など）

2 基本政策

■ 基本政策の構成

【基本政策名】

各政策分野に属する基本政策名を記載しています。

【現状・課題】

基本政策に関する社会背景や呉市での現状と課題を記載しています。

【施策名】

基本政策の推進に向けて取り組む施策名を記載しています。

【SDGs】

施策に関連するSDGs（持続可能な開発目標）における17のゴールを記載しています。

【施策の方向】

基本政策の推進に向けて取り組む施策の方向性や考え方を記載しています。

【主な取組】

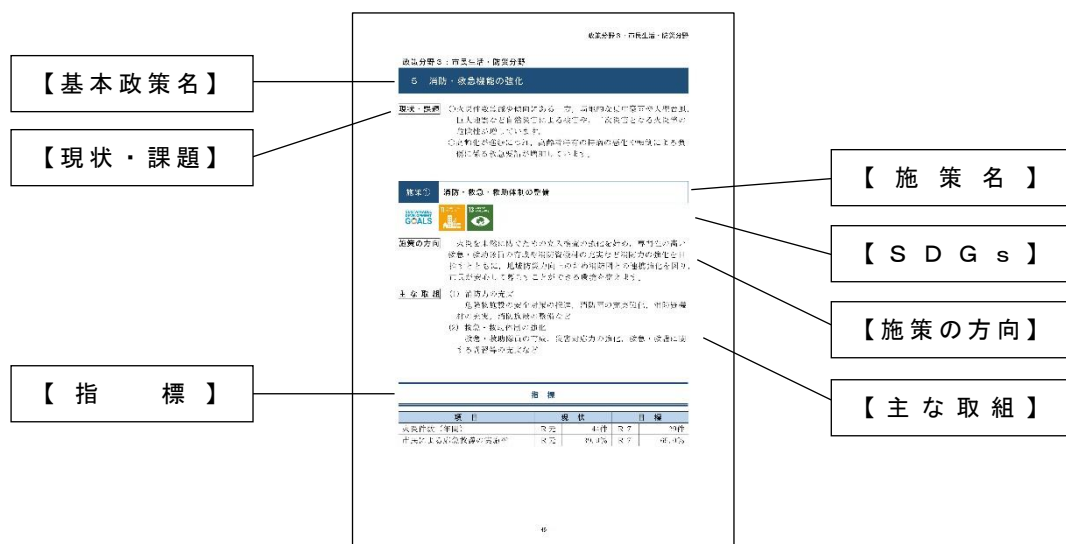
施策を進めていく上で、前期基本計画期間中に取り組む、主な取組を記載しています。

【指標】

基本政策ごとの進捗状況を示す主な指標として設定しています。

原則として、現状値は令和元年度、目標値は前期基本計画の最終年度である令和7年度（2025年度）の数値を記載しています。

<ページレイアウトのイメージ>



■ S D G s（持続可能な開発目標）の取組



S D G s（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成27年（2015年）の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意し、令和12年（2030年）までに達成する、17の目標（ゴール）と169の具体目標（ターゲット）から構成されています。

前期基本計画では、施策に関連するS D G sの17の目標（ゴール）を示しています。

【17の目標（ゴール）】

	<p>〔目標1〕 貧困をなくそう あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
	<p>〔目標2〕 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
	<p>〔目標3〕 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
	<p>〔目標4〕 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する</p>
	<p>〔目標5〕 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う</p>
	<p>〔目標6〕 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
	<p>〔目標7〕 エネルギーをみんなに、そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>

	<p>〔目標8〕働きがいも経済成長も</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
	<p>〔目標9〕産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>強靱（レジリエント）なインフラ構築，包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
	<p>〔目標10〕人や国の不平等をなくそう</p> <p>国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
	<p>〔目標11〕住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>〔目標12〕つくる責任，つかう責任</p> <p>持続可能な消費生産形態を確保する</p>
	<p>〔目標13〕気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
	<p>〔目標14〕海の豊かさを守ろう</p> <p>持続可能な開発のために，海洋・海洋資源を保全し，持続可能な形で利用する</p>
	<p>〔目標15〕陸の豊かさも守ろう</p> <p>陸域生態系の保護，回復，持続可能な利用の推進，持続可能な森林の経営，砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
	<p>〔目標16〕平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し，すべての人々に司法へのアクセスを提供し，あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>〔目標17〕パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し，グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

政策分野 1 : 子育て・教育分野

1 妊娠・出産・子育て支援の充実

現状・課題

- 核家族化，晩産化，共働き家庭やひとり親家庭の増加，身近にサポートがない人の増加など，家族を取り巻く環境の変化により，妊娠や出産，子育てに対する不安や負担が増大しています。
- 産後うつなど，親と子のメンタルヘルスや健康課題等の早期発見と対応，疾病の予防が必要となっています。
- 子育てや教育に係る経済的な負担や子育てへの不安，仕事との両立の悩みなどが，子どもを持ちたい若い世代の希望を実現しにくい要因のひとつとなっています。
- 児童虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）のほか，経済的困窮，社会的孤立など，子どもを取り巻く様々な要因が子どもの健やかな成長を困難にしています。支援を必要とする子どもや家庭，障害のある子どもに継続的に寄り添う支援が求められています。

施策①

妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援



施策の方向

安心して子どもを産み育てることができる環境を整え，子ども一人ひとりの健全な育ちを実現するため，妊娠・出産の相談体制やサポートの充実，経済的支援など，妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援の強化・充実を図ります。

主な取組

- (1) 妊娠から子育てまでの総合支援
子育て世代包括支援センター「えがお」や子育て支援アプリなどを利用した総合的な相談体制の充実，乳幼児医療費の助成など
- (2) 妊娠・出産サポートの充実
妊産婦の健康診査，不妊治療の支援，産科医療機関の支援など安心して妊娠・出産に臨むことができる環境の整備など
- (3) 親と子の心とからだの健康づくり
乳幼児・妊産婦の健康診査や地域子育て支援拠点などの交流の場づくりなど

施策② 社会全体で子どもと子育て家庭を支える支援



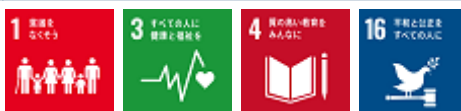
施策の方向

若い世代が安心して子どもを育てることができるよう、幼児教育・保育サービスの充実や子どもの居場所づくり、オンライン手続による利便性の向上、子育てと仕事の両立支援など、市民・地域・企業など、社会全体が子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支える環境づくりに取り組みます。

主な取組

- (1) 様々な主体による子育て支援の充実
ファミリー・サポート・センターや放課後児童会，地域子育て支援拠点の充実，くれ子育てねっとやくれっこアプリなどウェブによる子育て情報の提供，手続のオンライン化，仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する啓発など
- (2) 幼児教育・保育の充実
保育サービスの充実や教育・保育人材の確保，義務教育とつなぐ幼児教育の推進など
- (3) 子どもがのびのびと育つ居場所づくりの推進
子ども食堂や学習支援教室など，子どもの居場所づくりに取り組む団体への支援など

施策③ 支援・配慮を必要とする子どもとその家庭への支援



施策の方向

子どもの将来が，その生まれ育った環境により左右されることがないように，社会的に自立するまで，一人ひとりが置かれた状況に応じた支援に取り組みます。

児童虐待の発生予防から自立支援まで，関係する行政機関や民間団体等との緊密な連携・協力を図り，迅速な対応や継続的な支援を行います。

障害のある子どもや外国籍の子どもの保育所や幼稚園・認定こども園等における受入体制の整備及び環境の整備，障害の程度や年齢などに応じた養育体制の充実に取り組みます。

ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた就業支援などの経済的支援を実施します。

- 主な取組**
- (1) 児童虐待防止対策の更なる強化
関係機関と協力した児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策や啓発活動など
 - (2) 障害児施策の充実
障害を持つ子どもの教育・保育サービス等の受入体制の整備など
 - (3) ひとり親家庭等の支援の充実
婦人相談員による相談，母子父子自立支援員によるひとり親家庭等への就業支援など

指 標

項 目	現 状		目 標	
この地域で子育てしたいと思う親の割合	R 元	92.4%	R 7	95.0%
子育て支援に関する行政サービスに満足している人の割合	R 元	22.2%	R 6	25.0%

政策分野 1 : 子育て・教育分野

2 学校教育の充実

現状・課題

- 子どもたちがこれからの新しい時代を切りひらいていけるよう、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決する力や、新たな価値を創造する力など、子どもたちの未来につながる資質・能力を伸ばす教育に取り組む必要があります。
- 障害のある子ども一人ひとりのニーズに対応した指導・支援を充実していく必要があります。
- ICT等の進歩や英語教育など時代に応じた学びを支える環境を整備することで、それらを社会で活用できる児童・生徒を育成する必要があります。
- 高等学校教育では、地域社会のニーズや生徒の興味・関心が多様化するなど、様々な課題が複雑化、高度化する先行き不透明な社会において、力強く生き抜き、社会に貢献する人材を育成する教育に取り組む必要があります。
- 安全・安心への関心が高まる中、学校施設の老朽化対策や設備の充実等の環境整備を進める必要があります。
- 家庭環境など様々な要因により支援を必要とする子どもたちを支えるため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい取組を行う必要があります。
- 子どもたちの尊厳と生命を守るため、いじめや暴力行為を防止する必要があります。
- 頻発化する自然災害に対する防災意識の向上が課題となっています。

施策①

義務教育の充実



施策の方向

小中一貫教育を基盤とし、幼児教育から義務教育、高等学校教育等につながる系統的な教育活動を重視するとともに、Society 5.0時代における創造性を育み、一人ひとりに個別最適化された学びへのICTの積極的な活用や情報活用能力を高める学び、英語教育、豊かな心と体を育てる体験活動などを推進し、家庭や地域社会と連携しながら、自らが学び、育つことで子どもたちの生きる力を育む義務教育の充実を図ります。

障害のある子どもの社会的な自立や社会参加に向け、障害の種類、程度、発達段階などに応じた専門的な指導・支援の充実を図ります。

主な取組

- (1) 小中一貫教育を基盤とした「つながり」を重視する教育の推進
小中一貫教育の推進，幼児教育との接続カリキュラムに基づく教育内容づくりの推進，地域や市内外の高等教育機関等の「人・もの・こと」を活用した教育の活性化など
- (2) 特別支援教育の推進
指導員・指導補助員の派遣，専門家による教育相談など
- (3) ICTを活用した教育の推進
学校ICT環境の充実，タブレットを活用した教育の推進，新型コロナウイルス感染症に対応したオンライン授業など
- (4) 英語教育の推進
外国人講師や加配講師による英語指導，中学校教員が小学校に乗り入れての英語授業など
- (5) 豊かな心と体を育てる体験活動の充実
ふるさと文化探訪などによる郷土を愛する心の育成，文化芸術体験やトップアスリートの派遣など

施策②

高等学校教育の充実



施策の方向

呉市立呉高等学校において、生徒個々の希望と適性に応じた学びを推進するとともに、地域課題を発見し、その解決に貢献しようとする意識を高めるための教育活動を広汎に展開します。こうした実践を通じて、持続可能な社会の担い手として、新たな価値を生み出す力を磨く、総合学科の特色を生かした高等学校教育の充実を図ります。

主な取組

- (1) 総合学科の特色を生かした教育の推進
多様な科目選択による学際的な学びの展開，ESD・SDGsを基軸とした教育内容づくりの推進，ICT機器を活用したより探究的な学習の充実や個別最適化された学びの実現，情報活用能力の向上の推進など

(2) 自立と社会貢献への意識を育てる教育の推進

部活動・学校行事の充実による自主性・自立性の育成，ボランティア活動への積極的参加による社会貢献の意識の醸成など

施策③ 安全・安心な教育環境の充実



施策の方向

学校施設の老朽化対策や改良を計画的に進めるとともに，登下校時の安全確保や就学支援，通学支援などに取り組むことにより，子どもたちが安全・安心に学ぶことができる教育環境の充実を図ります。

いじめや暴力行為，不登校などを防止するため，教育活動を通じて豊かな情操や道徳心を培うことや，早期発見・早期対応の体制の充実などの対策を総合的かつ効果的に推進します。

「自分の命は自分で守る」力を育成するために，防災教育を推進します。

主な取組

(1) 安全・安心な環境整備と就学支援

学校施設の長寿命化等の安全・安心な教育環境づくり，登下校時の安全確保，経済的に困っている家庭への就学支援，遠距離等通学に対する支援，母国語通訳による支援など外国籍の子どもの受入体制の充実など

(2) いじめなどの問題行動や不登校への取組

スクールカウンセラーの派遣や適応指導教室の運営など

(3) 防災教育の推進

「呉市学校防災週間」における学校行事，「呉市防災教育のための手引き」を活用した授業など

指 標

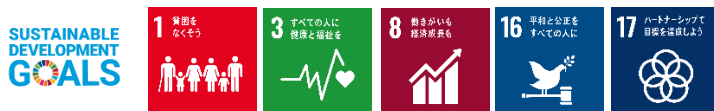
項 目	現 状		目 標	
全国学力・学習状況調査結果 全国平均値との差	R元	小 国語 5.2	R 7	小 国語 6.0
		中 国語 2.2		中 国語 5.0
		小 算数 2.4		小 算数 5.0
		中 数学 2.2		中 数学 5.0
学校に行くのは楽しいと思う 児童・生徒の割合	R元	小 88.3%	R 7	小 90.0%
		中 85.1%		中 90.0%

政策分野 2 : 福祉保健分野

1 地域福祉の推進

現状・課題 ○福祉ニーズが多種多様化し、高齢者、障害者、子どもといった制度や分野ごとの「縦割り」のサービスだけでは対応が難しくなっています。相談者の属性（高齢、障害、生活困窮など）、世代、相談内容にかかわらず、包括的・重層的な支援を行うことができる体制の構築が求められています。

施策① 地域福祉を支える新たな基盤づくり



施策の方向 制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「わがごと」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてまるごとつながることにより、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指します。

高齢や障害など各福祉制度をつなぐ地域福祉計画を策定するとともに、相談者の属性（高齢、障害、生活困窮など）、世代、相談内容にかかわらず包括的・重層的な支援を行うことができる体制の構築を進めます。

- 主な取組**
- (1) 地域福祉計画の策定
 - (2) 包括的・重層的な支援体制の構築

指 標

項目	現 状		目 標	
地域福祉計画の策定	R 元	未策定	R 7	策定完了

政策分野 2 : 福祉保健分野

2 健康づくりの推進

- 現状・課題**
- 社会経済情勢の変化に伴う働き方や食生活等の生活環境の変化が、市民の健康に影響を及ぼしています。
 - がん，糖尿病，高血圧性疾患などの生活習慣病は，死亡者全体の約5割を占めています。生活習慣の改善により回避できる疾病の発症や重症化の予防が重要です。
 - フレイル（健康な状態と要介護状態の中間）や要介護状態になりやすい高齢者などの特性に応じた保健事業を行う必要があります。
 - 認知症の発症は，本人や家族の生活の質（QOL）に影響を及ぼします。認知症を正しく理解し，認知症の発症を予防する取組が必要です。
 - 人口減少に伴う生産年齢人口の減少は，医師や看護師などの人材確保を困難にするなど，地域医療体制の維持に大きな影響を与えます。
 - 新型コロナウイルスや結核などの感染症や大規模な食中毒の発生は，市民の健康を脅かすとともに，地域保健・医療サービスの提供にも大きな影響を及ぼします。

施策①	市民の主体的な健康づくりの推進
-----	-----------------



施策の方向 市民一人ひとりが，自身の心と体の健康状態を意識し，日常生活の中で主体的に健康づくりに取り組めるよう，健診の受診を促進し，運動や食生活を通じた健康づくり活動の支援を充実して，健康寿命の延伸を図ります。

また，認知症について，正しい知識に基づき理解を深め，予防対策や早期診断・早期治療につなげるための普及啓発に取り組みます。

主な取組 (1) 健康的な生活習慣の定着・推進

日常生活の中での運動習慣の定着，適塩など食を通じた健康づくり，こころの健康づくりの推進など

(2) 健診の受診促進

特定健診やがん検診等の実施，健康相談・健康教育・訪問指導の実施など

(3) 介護予防・認知症予防活動の充実

運動機能の向上や口腔ケアの推進，栄養改善，認知症予防に対する正しい知識の普及を行うための教室の実施など

施策②

データヘルスの推進



施策の方向

市民一人ひとりの健康課題に応じた生活習慣病等の発症・重症化予防や介護予防，フレイル予防を，医師会，歯科医師会，薬剤師会等の協力体制のもと，健診，医療，介護等のデータを活用し，効果的な保健指導等を行うデータヘルスにより推進します。

また，医療機関など豊富な医療資源を生かし研究機関等と連携して，より効果的な手法の開発や効果の検証などデータの利活用に取り組みます。

主な取組

(1) データヘルスによる予防・健康づくりの推進

健診データに基づく保健指導の実施など

(2) データヘルスによる重症化予防の推進

糖尿病性腎症や骨粗しょう症の重症化予防など

(3) データの利活用の推進

ジェネリック医薬品促進通知など

施策③

地域保健・医療体制の確保



施策の方向

誰もが安心して医療が受けられるよう，医師・看護師を始めとする医療従事者の確保やオンライン診療など先端技術の活用を検討するとともに救急医療体制を確保し，充実した医療の提供に取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染症などの新興・再興感染症や食中毒など、市民の健康危機が発生した際、迅速かつ的確な対応ができるよう、保健・医療・福祉の連携と必要な支援体制の強化を図るとともに、市民自らが感染の拡大を防ぐ行動につなげるための取組を推進します。

主な取組

- (1) 地域医療体制の確保
医師・看護師の確保や救急医療確保のための支援など
- (2) 医療機器等の整備（公立下蒲刈病院）
医師の確保や医療機器の整備など
- (3) 健康危機管理体制の充実
医療機関など感染症対策機関との連携・対応体制の強化、保健師など対応職員の確保と資質の向上など
- (4) 新興・再興感染症などの予防対策及び啓発活動
感染症の特定や感染経路の調査、感染症予防ワクチンの接種による予防、感染症に関する情報発信、感染症や食中毒の予防啓発活動など

指 標

項 目	現 状		目 標	
健康であると感じている市民の割合	R 元	71.8%	R 6	80.0%
要介護・要支援認定率（65歳～74歳）	R 元	3.7%	R 7	現状維持

政策分野 2 : 福祉保健分野

3 高齢者福祉の推進

現状・課題

- 平均寿命の延伸に伴い高齢者の人口割合は、今後も高止まりが予想されており、生活習慣病や認知症に対応した医療・介護の需要も増加することが見込まれています。在宅医療・介護の効果的な提供のため、入退院時や在宅療養における医療と介護の連携強化がより重要となっています。
- 認知症の人やその家族にとって認知症の進行が大きな不安材料となっています。適時・適切な医療・介護の提供とともに、本人や家族の孤立を防ぐ支援や認知症などにより判断能力が低下した高齢者の権利擁護や虐待防止など、本人やその家族の見守りや支え合いが求められています。
- 加齢による心身機能の低下などにより、地域との交流機会が減少することが問題となっています。地域での「支え合い」により、高齢者が地域活動に参加する取組を充実する必要があります。
- 高齢化の進展に伴い一人暮らしの高齢者が増えています。介護サービスの需要増加やフレイルに対応した生活支援サービス提供体制の充実を図る必要があります。

施策①

地域包括ケアシステムの推進



施策の方向

医療や介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実を図ります。これにより、高齢者やその家族が抱える課題に対応する包括的な総合相談支援体制強化や高齢者の疾病や介護の重度化の予防を推進し、**地域共生社会の実現に取り組みます。**

また、認知症の人やその家族の孤立を防ぐため、NPO団体や住民組織など地域全体で支える体制づくりを推進します。

主な取組

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
地域ケア会議と連携した継続的・専門的な相談支援・権利擁護など

(2) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護の連携強化に向けた会議の開催，アドバンス・ケア・プランニング※の実施，在宅療養推進のための住民啓発など

(3) 生活支援体制の整備

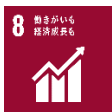
社会福祉協議会や介護サービス事業者，NPO法人等と連携した多様な日常生活上の支援体制の充実など

(4) 認知症対策の推進

適時適切な医療・介護の提供，地域の支援機関との連携を強化するための認知症地域支援推進員の配置，認知症サポーターの養成，認知症カフェの開催など

※ 人生の最終段階の医療・ケアについて，本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセス

施策② 社会参加の促進



施策の方向

高齢者が健全で生きがいのある生活を営むことができるよう，日常生活の基礎となる生活動作を維持し，フレイルを防止する運動機能の維持・改善に向けた取組を推進します。

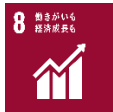
また，認知機能の低下や要介護状態に進行するリスクを高める閉じこもりを防止するため，社会活動，生涯学習，就労など，個々の実情に応じた支援に取り組み，社会参加と自己実現ができる環境づくりを推進します。

主な取組

(1) 高齢者の生きがいづくり

筋力アップ教室や地域サロンなどの実施，各種スポーツ大会や作品展の開催など，地域活動の支援

施策③ 介護を支える仕組みの推進



施策の方向

高齢者が介護や支援を必要とした際に、身近な地域で安心して介護サービスや高齢者福祉サービスを受けることができ、尊厳を持って生活できるようにするため、高齢者の自立支援とその家族の負担の軽減、介護離職ゼロを目指し、介護サービス基盤の充実などに取り組み、安定した介護保険制度の運営を推進します。

主な取組

- (1) 高齢者福祉サービスの充実
要援護者巡回相談事業や要援護者登録制度など
- (2) 介護サービス等の充実
住み慣れた地域で生活するための介護サービスの給付など
- (3) 介護保険事業の円滑な実施
介護サービスの質の向上、給付の適正化など

指 標

項 目	現 状		目 標	
地域包括ケアシステムの完成度 (広島県地域包括ケアシステム評価指標「行政の関与・連携」項目)	R 元	45%	R 7	100%
毎日の生活について「生きがいあり」と回答した高齢者の割合	R 元	53.2%	R 7	56.0%

政策分野 2 : 福祉保健分野

4 障害者福祉の推進

現状・課題

- 呉市の障害者数は、身体障害者は減少傾向にあるものの、知的障害者、精神障害者、難病患者は増加傾向にあります。
- 障害者やその家族からの相談は、サービスや就労、健康づくりなど多岐にわたります。ハローワークや医療機関などと連携した総合的な相談支援体制の充実が必要となっています。
- 介助者は親や配偶者の割合が高く、60歳以上の介助者が約6割を占めています。障害者とその家族を地域全体で支える取組の充実が必要となっています。
- 広島県内の特別支援学校高等部卒業者の進路（令和元年度学校基本調査）は、大学等への進学0.7%、就職40.8%となっています。障害者の職業的自立を支援する取組の充実が必要となっています。
- 障害者が安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、生涯にわたる健康づくりを目指した保健・医療サービスの充実が必要となっています。
- 障害の有無によって分け隔てられることなく、共に支え合い参加する社会の実現が必要です。

施策①

地域における生活の支援



施策の方向

障害者やその家族が、必要な時に必要な場所で必要な支援を受けることができるよう、障害福祉サービスの充実を図ります。

また、障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、入所施設から地域生活への移行を支援するとともに、地域の医療・保健・福祉等の関係者と連携し、総合的な相談支援体制の構築を推進し、地域共生社会の実現に取り組みます。

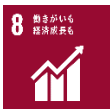
障害を持つ子どもについては、療育体制の充実や乳児期から成人期まで途切れることのない発達支援体制の整備など、関係機関と連携した支援に取り組みます。

主な取組

- (1) 福祉サービス等の円滑な提供
障害者や家族等のニーズに対応した障害福祉サービス（ホームヘルプやショートステイなど）や地域生活支援（手話通訳の派遣など）等の円滑な提供など
- (2) 発達障害児・者に対する支援の充実
療育の相談・支援体制の充実や障害の状況、ライフステージ等に応じた総合的な療育体制の確立など
- (3) 相談支援体制の充実
日常的なことから専門的なことまで相談できる総合的な相談支援体制の充実など
- (4) 地域福祉の推進
地域住民と関係機関（地域包括支援センターや社会福祉協議会など）等が連携して、障害者やその家族を地域全体で支える地域包括ケアの推進など

施策②

就労支援の充実と雇用の促進



施策の方向

働く意欲のある障害者が、その適性に応じた能力を十分に発揮することができるよう、障害者の就労訓練事業所における訓練内容のスキルアップを目的とした講座の実施とともに、就労を支援する担い手の育成などの取組を推進します。

また、企業との連携により雇用を促進する取組の充実を図り、就業の機会を確保します。

主な取組

- (1) 就労支援の充実
カウンセラーによる相談支援や情報提供体制の充実、障害者の希望や年齢、障害の状態などに応じた就業機会の確保、就労支援施設での平均工賃を向上させる取組など
- (2) 障害者雇用の促進
市役所や企業等での雇用促進、関係機関との連携による雇用の確保など

施策③ 健康づくりへの支援



施策の方向

障害の原因となる疾病等の予防や障害の早期発見，早期治療を行えるよう，身近な地域における医療体制の充実に取り組むとともに，ライフステージに応じた保健指導等により，障害者及び難病患者の健康づくりを推進します。

また，精神障害者の自立支援に向けて，障害の特性や状態に応じた相談や助言，指導など社会復帰促進のための支援に取り組みます。

主な取組

(1) 健康づくりへの支援

乳幼児健康診査や保健相談指導の充実，一人ひとりの健康状態に応じた保健指導の実施，重度心身障害者や難病患者，精神障害者への医療費助成など

(2) 精神保健福祉の推進（精神保健事業）

精神保健福祉相談や訪問相談の実施，悩んでいる人に寄り添い「孤立・孤独」を防ぐ支援を行うゲートキーパーの養成など

施策④ 共に支え合い参加する社会づくり



施策の方向

障害者が積極的に社会参加できる環境づくりを進めるため，障害に対する理解の促進や障害者の権利擁護などの取組を推進します。

また，障害者の情報収集や意思疎通を支援し，情報格差の解消に取り組むとともに，建物のバリアフリー化など障害者が生活しやすいまちづくりを推進します。

主な取組

(1) 地域活動等への参加の促進

文化・スポーツ活動への参加支援，障害者団体への活動支援など

(2) 障害への理解促進と権利擁護の推進

障害者週間記念行事の開催，障害者への合理的配慮の提供等に関する条例の制定など

政策分野 2 : 福祉保健分野

- (3) 情報アクセシビリティの向上
視覚・聴覚障害者に対する点訳・音訳や手話通訳者の派遣など
- (4) 行政サービスにおける配慮
多目的トイレへの改修や窓口への手話通訳者の配置など

指 標

項 目	現 状		目 標	
平均工賃月額（就労継続支援B型）	R 元	16,047円	R 7	19,500円
福祉施設入所者のうち，地域生活 移行者数（年間）	R 元	5 人	R 7	5 人

政策分野 2 : 福祉保健分野

5 生活困窮者の支援

- 現状・課題**
- 生活の困窮は、低収入などの経済的理由からひきこもりなどの社会的理由まで様々な要因が複雑に絡み合っていて生じています。
 - 8050（高齢の親と働いていない独身の50歳代の子が同居）問題や介護と育児のダブルケアのように、複数の課題を抱えて生活に困窮する世帯も多くなっています。

施策① 生活困窮者の生活の安定と自立の支援



施策の方向 生活困窮者の自立を促進し、尊厳を確保することにより、経済的自立のみならず、日常生活や社会生活においても自立できるよう支援します。

また、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、困窮の程度に応じて必要な保護を行います。

生活が困窮する要因の多様化や複合化に対応するため、ハローワークや社会福祉協議会などの関係機関等と連携した包括的な支援体制を整え、地域共生社会の実現に取り組みます。

- 主な取組**
- (1) 生活困窮者の生活の安定と自立の支援
 - 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談や就労準備などの支援，生活保護の実施
 - (2) 健康管理支援事業の実施
 - レセプトデータなどを基にした被保護者の生活習慣病の発症予防や重症化予防など

指 標

項 目	現 状		目 標	
自立相談支援による就労者数（累計）	R 元	23人	R 7	160人

政策分野3：市民生活・防災分野

1 市民協働と多文化共生の推進

現状・課題

- 高齢化や人口減少，地域活動への関心の低下により，まちづくりの担い手が不足しています。市民一人ひとりが地域社会に関心を持ち，自らがまちづくりの主体であると認識し，自発的に行動することが求められています。
- 複雑化する地域課題を解決するためには，個人や団体のそれぞれの取組では対応できない場合もあります。まちづくりの担い手同士の交流・連携を促進し，活動の幅を広げていくために，多様な主体をつなげるネットワークをつくる必要があります。
- 市内で暮らす外国人住民は増加傾向にありますが，日本語を十分に理解することが難しい外国人住民は，生活に必要な情報を得にくい状況となっています。外国人住民も地域社会の一員として活躍できるような環境づくりを推進していく必要があります。

施策① まちづくりの担い手の確保



施策の方向

市民協働による自主的で自立したまちづくりを進めるため，若年層や外国人住民，企業退職者等の地域活動初心者，専門的な知識を持つ地域外人材の活用など，自発的に地域に関わろうとする多様な担い手の参画や育成をサポートします。また，自治会を始めとした地域コミュニティが行う地域の課題解決や魅力的なまちづくりに向けた取組を支援することを通して，地域の活性化を図ります。

主な取組

- (1) まちづくりの新たな担い手の増加促進
子どもや学生，外国人住民のまちづくりへの参画促進，関係人口の創出やコミュニティビジネスの普及啓発など
- (2) 地域の「こうしたい」を支える事業の実施及び支援
地域おこし協力隊の活用，ゆめづくり地域交付金の交付，プロフェッショナルボランティア登録制度の導入など

施策②

まちづくりのための基盤強化



施策の方向

市民協働センターとまちづくりセンターが情報の集約や、ニーズの把握等の支援を行い、市民を始めとする地域社会を構成する多様な主体同士の連携や、情報共有、交流を拡大するとともに、事業の横展開を図ります。

主な取組

- (1) 呉市市民協働センター・まちづくりセンターの活用促進
まちづくりの担い手をつなげるネットワークの構築など
- (2) 地域とボランティア・NPO団体の連携事業の推進
市民公益活動団体の活動状況の定期的な発信，地域に根ざす健康づくり事業の推進など
- (3) ボランティア・NPO団体に対する支援の継続
公共施設を使用する際の使用料の減免，市民公益活動支援基金の運用，災害ボランティア支援基金の運用など

施策③

市民公益活動団体等との協働によるまちづくり



施策の方向

市民や市民公益活動団体等が取り組む安全・安心なまちづくりなどの活動を支援することで、地域で支え合う意識を醸成し、様々な地域課題の解決などを図ります。

主な取組

- (1) 災害に備えた地域での支え合いの支援
災害等の断水時に備えた地域における井戸の共同利用の促進など
- (2) 自主防災組織，呉市防災リーダー，呉市消防団などが連携した事業の推進
関係団体などが連携した地域防災訓練など
- (3) 呉市市民協働センターの効率的な運用の検討

施策④ 多文化共生社会の実現



施策の方向

国籍に関わらず共に安心して暮らすことができるよう、市政や防災情報等の広報媒体の多言語化等に取り組むとともに、相談体制を充実します。また、呉市国際交流協会等の関係団体やボランティア等と連携した地域と触れ合える機会の創出により、互いの文化や考え方の違いを理解し、ともに安心して暮らせるまちづくりを推進します。

主な取組

- (1) 外国人住民が安心して暮らせる環境づくり
多言語による生活ガイドブックやパンフレットの作成，SNSを活用した多言語及び「やさしい日本語」による迅速な情報発信，外国人相談窓口体制の強化・充実など
- (2) 多文化共生社会の実現に向けた意識啓発
異文化理解を深めるための講座の実施，異文化交流イベント等の開催など
- (3) 外国人住民の社会参画の促進
地域日本語教室・やさしい日本語講座等の開催，祭り等の地域行事に外国人住民が参画しやすい地域づくりなど

指 標

項目	現 状		目 標	
地域活動に参加している市民の割合	R 元	37.7%	R 6	50.0%
多文化共生イベント等の参加者数(年間)	R 元	3,490人	R 7	4,800人

政策分野3：市民生活・防災分野

2 安全・安心な生活の確保

現状・課題

- 悪質商法やインターネット取引のトラブルなど、多様化・巧妙化する消費者トラブルが増加しています。また、令和4年（2022年）に成年年齢が引き下げられるため、今後若年層の被害が増える懸念があります。
- 市内の犯罪認知件数は近年増加傾向にある一方、「自分は被害に遭わない」と考えている人も多くいます。振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺などに対する意識の高揚を図るとともに、地域の防犯力を高めることが求められています。
- 自転車や高齢者が関係する交通事故の件数が多くなっています。地域が一丸となって交通安全意識の高揚や交通マナーの向上を図るとともに、安全で円滑な交通環境の確保を行う必要があります。

施策①

安全で安心な消費生活の環境づくり



施策の方向

安全・安心な消費生活を確保できるよう、相談体制を充実し、若年層を始めとする幅広い世代に向けて消費者教育を整えるとともに、警察や弁護士会、呉市消費者協議会などと連携した高齢者等見守りネットワークづくりを進め、消費者トラブルから市民を守る消費者支援の充実に取り組みます。

主な取組

- (1) 消費者被害の未然防止と救済
消費生活相談、法律相談、多重債務相談、高齢者等見守りネットワーク事業など
- (2) 消費者の自立支援と消費者団体の活動支援
呉市消費者協議会が行う事業の支援、消費生活展など
- (3) 消費者教育・啓発の推進
消費者啓発講座、消費生活セミナー、消費生活の情報提供など

施策② 防犯対策等の推進



施策の方向

警察や呉市防犯連合会，自治会等の関係機関・団体と連携し，多様化する犯罪に関する情報共有や防犯活動を推進するとともに，啓発活動を通じて市民の防犯意識を高めます。

また，犯罪による被害を受けた人やその家族の支援を推進します。

主な取組

- (1) 防犯意識の啓発
防犯パトロールの実施，広報・回覧・ホームページ等による防犯意識の普及啓発など
- (2) 自主的な防犯活動の支援
防犯情報の発信，防犯ボランティアの交流推進，自治会等によるLED防犯灯，防犯カメラの設置への支援など
- (3) 犯罪被害者等の支援
見舞金の支給，人権相談など

施策③ 交通安全対策の推進



施策の方向

警察や呉市交通安全推進協議会，自治会等の関係機関・団体と連携し，市民の交通安全意識の向上を図るための取組を推進します。

また，ガードレールなど交通安全施設の整備や放置自転車の撤去など，安全な通行空間の確保を図ります。

主な取組

- (1) 子ども・高齢者への指導・啓発の充実
就学前の子ども及び新入学児童への交通安全指導の充実・強化，高齢者を対象とした交通安全啓発事業への取組など
- (2) 放置自転車等の対策
- (3) 交通安全施設等の整備
交通安全施設・道路照明施設の整備など

指 標

項 目	現 状		目 標	
消費生活, 防犯, 交通安全に関する行政サービスに満足している人の割合	R 元	29.2%	R 6	40.0%
市内特殊詐欺被害件数・被害額(年間)	R 元	(被害件数) 8 件 (被害額) 10,834千円	R 7	(被害件数) 2 件 (被害額) 2,000千円

政策分野3：市民生活・防災分野

3 人権尊重と男女共同参画の推進

現状・課題

- インターネットなどの匿名性を悪用した人権侵害が発生しています。人権についての正しい理解と認識を浸透させていく必要があります。
- 呉市民意識調査では、家庭生活、子育て、就職や職場などの分野で、男性の方が優遇されていると感じるという結果が出ています。女性の活躍を更に推進する必要があります。

施策①

人権尊重のまちづくりの推進



施策の方向

人権擁護関連団体と連携しながら、人権教育・啓発活動の充実を図るとともに、地域交流の拠点となる隣保館の更なる活用に取り組み、障害の有無や性別、国籍に関わらず、全ての人々の基本的人権が尊重されるまちづくりを推進します。

主な取組

- (1) 人権教育・啓発の推進
人権研修や講演会、児童・生徒の「人権啓発ポスター・絵画展」の開催など
- (2) 隣保館の管理・運営
相談事業、啓発広報活動など

施策②

男女共同参画社会の実現



施策の方向

セミナー等の学びの場を提供すること等を通じて、男女が平等に家事や育児を行うという意識を醸成します。また、地域、地元企業等と連携し、男性も女性も活躍する場を、仕事や家庭、地域に広げるとともに、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を進めていきます。

主な取組

- (1) 男女共同参画に対する意識の向上
男女共同参画週間事業、くれ男女共同参画セミナーなど
- (2) 社会活動や意思決定過程への男女共同参画の促進
企業の人権研修時等に情報提供、女性団体・グループへの情報提供など
- (3) 仕事と生活をバランスよく送れる環境づくり
男女共同参画週間事業、ファミリー・サポート・センター事業など
- (4) 男女の人権を尊重し、安心して暮らせる環境づくり
DV防止に向けた教育・啓発の推進や講演会の開催、母子保健対策の充実など

指 標

項 目	現 状		目 標	
差別をなくすべきであると考えている人の割合	R 元	83.6%	R 6	90.0%
女性の管理職がいる事業所の割合	R 元	46.5%	R 7	55.0%

政策分野3：市民生活・防災分野

4 防災・減災に向けた体制の強化

現状・課題

- 平成30年7月豪雨災害時には、防災気象情報や避難情報等が発災前に出されていましたが、多くの市民の適切な避難行動に十分には結びつきませんでした。そのため、市民に対して確実にかつ迅速に情報を伝える仕組みの充実や避難所の在り方の見直しなど、避難環境の質的向上を図り、避難の実効性を高める必要があります。
- 高齢化や過疎化の進行により、災害時における共助の役割が一層重要になっています。自主防災組織の活動を担う人材の確保・育成・活用、自主防災組織同士の協力体制の構築などにより、地域の防災力を高める必要があります。
- 呉市では、昭和20年（1945年）の枕崎台風や昭和42年（1967年）7月の豪雨、平成30年7月の豪雨などによる甚大な災害が発生しています。幾度にわたる災害の経験や記憶を貴重な財産として、風化を防ぎ、次世代に継承していく必要があります。

施策①

防災力の向上



施策の方向

避難に関する情報の伝達方法や、避難行動への協力体制の構築、避難所の配置・運営方法などの見直しや強化など、市民自らが命を守る行動につなげるための取組を推進します。あわせて、市や地域団体、企業等のそれぞれが、主体的かつ互いの協力体制を強化することにより防災意識を高め、地域の防災力の向上を図ります。

主な取組

- (1) 情報伝達方法の見直しと情報の充実
防災情報メール配信サービスの運営、一斉電話伝達サービス、防災行政無線等整備、やさしい日本語による防災情報の発信など
- (2) 避難行動の喚起
ハザードマップの配布、避難の手引きの配布、要配慮者の避難支援など

- (3) 避難所の在り方の見直し
 避難所設備の改善，災害関連物資確保の取組，市以外が開設する避難所活用など
- (4) 各主体における防災力の向上
 自主防災組織の結成，防災リーダーの育成など

施策② 災害の教訓の継承



施策の方向

今後の災害への備えや市民の命を守る地域づくりにつなげるため、過去の災害の経験や記憶を時間の経過とともに風化させることなく教訓として未来への継承に取り組みます。

主な取組

- (1) 防災意識の向上と市内外への情報発信
 平成30年7月豪雨災害記録誌を活用した啓発，防災教育の実施，災害遺構の保存（石碑，説明板の設置など），復興ツーリズムなど

指 標

項 目	現 状		目 標	
防災意識の向上度（災害対策をしている市民の割合）	R 元	73.7%	R 6	90.0%
自主防災組織活動カバー率（年間）	R 元	83.9%	R 7	88.7%

政策分野3：市民生活・防災分野

5 消防・救急機能の強化

- 現状・課題**
- 火災件数は減少傾向にある一方、局地的な集中豪雨や大型台風、巨大地震などによる災害や、二次災害となる火災等の危険性が増しています。
 - 高齢化が進むにつれ、高齢者特有の持病の悪化や転倒による負傷に係る救急要請が増加しています。

施策① 消防・救急・救助体制の整備



施策の方向 火災を未然に防ぐための立入検査の強化を始め、専門性の高い救急・救助隊員の育成や消防資機材の充実など消防力の強化を目指すとともに、地域防災力向上のため消防団との連携強化を図り、市民が安心して暮らすことができる環境を整えます。

- 主な取組**
- (1) 消防力の充実
危険物施設の安全対策の推進，消防団の充実強化，消防資機材の充実，消防施設の整備など
 - (2) 救急・救助体制の強化
救急・救助隊員の育成，災害対応力の強化，救急・救護に関する講習等の充実など

指 標

項目	現 状		目 標	
火災件数（年間）	R 元	44件	R 7	29件
市民による応急救護の実施率	R 元	39.9%	R 7	65.0%

政策分野 3 : 市民生活・防災分野

6 国内外との多様な交流機会の充実

- 現状・課題**
- 市内に住む外国人住民の増加や、企業活動のグローバル化など、日常生活での世界との関わりが増えています。様々な国・地域との交流の推進を通して、互いの文化や価値への理解を深める必要があります。
 - 市政に関する情報については、ホームページや広報誌など様々な媒体を通じて情報を発信しています。今後、性別や世代、時期、場面等によって必要とされる情報を効果的かつ速やかに届けるための環境整備を行う必要があります。
 - より多くの人に呉の魅力を周知するために、呉市公式キャラクター「呉氏」を活用し、更に積極的・継続的なPRを行っていく必要があります。

施策① 市民と国内外の人々との交流の促進


- 施策の方向**
- 姉妹都市・友好都市との交流を始め、教育・観光・スポーツなど幅広い分野での交流を創出するとともに、市民、企業、民間団体等の交流活動を支援します。

- 主な取組**
- (1) 姉妹都市・友好都市等との交流促進
交換学生事業、スポーツ交流事業、オンライン交流事業など
 - (2) 海外都市等の交流推進
文化交流事業、行政交流事業など
 - (3) 呉と関わりのある外国人との交流推進
国外で活躍している外国人との交流など

施策② 戦略的な広報・広聴の推進



施策の方向 様々な視点から収集・分析したデータを把握し、ターゲット（対象者）を絞った情報提供や、庁内の広報体制の強化等戦略的な広報・広聴を推進していきます。

- 主な取組**
- (1) 市民への情報発信に関する調査と必要な広報・広聴ツールの整備
 - (2) 庁内の広報体制の強化
広報アドバイザーの導入など

施策③ 呉の魅力発信



施策の方向 観光分野を始め、福祉・教育分野など様々な分野におけるプロモーションに「呉氏」を活用し、政策認知度の向上や市民の地域への愛着や誇りの醸成を図ります。また、呉ファンクラブの取組を充実することにより、更なる呉の魅力発信に取り組みます。

- 主な取組**
- (1) 「呉氏」を活用したプロモーションの展開
市内外でのイベント出演やオンライン配信，SNSによる情報発信など
 - (2) 呉ファンクラブの機能強化
ファンクラブ会員増加の推進，交流会の開催など

指 標

項目	現 状		目 標	
呉の認知度（全国順位）	R元	100位	R7	70位

政策分野4：文化・スポーツ・生涯学習分野

1 文化の振興

- 現状・課題**
- 価値観の多様化や余暇の拡大などを背景に、心の豊かさを求める人が増える中、日常生活に潤いをもたらす、人と人との交流を生む文化芸術の役割は重要性を増しています。市民が日常的に文化芸術に触れることのできる機会の創出や、多様な市民の文化芸術活動を育む環境をつくることが求められています。
 - 文化財や伝統文化は、地域のアイデンティティを形成するものとして重要性を増しています。市民が郷土の歴史や文化に対する理解を深めるとともに、地域全体で保存・活用を推進し、次世代に継承していくことが求められています。

施策①	文化芸術の振興
------------	----------------



- 施策の方向**
- 拠点文化施設等における優れた文化芸術の公演や、市民文化団体の活動支援を行うなど、市民の文化芸術に対する関心の向上と鑑賞・体験機会の充実を図ることで、魅力ある文化芸術がまちにあふれ、文化芸術が市民生活に潤いをもたらす環境を整えていきます。また、デジタルアーカイブを構築・活用することで、オンラインで文化芸術に親しめる機会の創出にも取り組みます。

- 主な取組**
- (1) 質の高い文化芸術に触れる機会の拡充
美術館での展覧会、文化ホールでのコンサート、シビックモール潤いコンサートなど
 - (2) 市民の文化芸術活動への支援
文化団体連合会等への支援など
 - (3) 拠点文化施設の適切な維持管理と機能充実
美術館・文化ホールの適切な維持管理、施設整備、機能充実など

施策② 文化財の保存・活用



施策の方向

文化財保存活用地域計画を策定し、これに基づいて、郷土の歴史や文化を学ぶことのできる文化財や伝統文化を貴重な地域資源として適切に保存し、途切れることなく継承していきます。あわせて、市民、民間団体等と連携し、地域の歴史的魅力である日本遺産やユネスコ『世界の記憶』などを積極的に情報発信することで、文化財の適切な保存と積極的な活用による地域の活性化を図ります。

主な取組

- (1) 文化財保存活用地域計画の策定
- (2) 文化財の保存と伝統文化の継承
文化財の調査、指定、保存整備、学校教育での学習機会の充実、民俗芸能を継承する地域活動への支援など
- (3) 文化財を活用した地域振興
日本遺産、ユネスコ『世界の記憶』等の積極的な情報発信など
- (4) 御手洗伝統的建造物群保存地区のブラッシュアップ
- (5) 歴史資料の整理・活用の推進

指 標

項 目	現 状		目 標	
文化芸術(音楽, 演劇, 絵画等)を鑑賞した市民の割合(年1回以上)	H28	42.9%	R 7	58.0%
文化施設の来館者数(年間)	R 元	72,087人	R 7	78,000人

政策分野4：文化・スポーツ・生涯学習分野

2 スポーツの振興

- 現状・課題**
- 健康意識の高まりや余暇の過ごし方の変化に伴い、スポーツに対する市民ニーズが多様化しています。一人ひとりのライフスタイルやライフステージに応じたスポーツ活動に取り組める環境を整えていく必要があります。
 - 娯楽の多様化により、子どもたちの興味や関心は広範囲に分散するとともに、少子化によって子どもの競技人口は減少傾向にあります。競技スポーツを振興していくため、未来を担うトップアスリート人材の発掘や育成を行っていく必要があります。
 - 老朽化したスポーツ施設の設備やトレーニング機器等は、利用者のニーズに十分に対応できない状況にあります。施設を快適に利用できるよう、設備や機能の充実を図り、サービスの向上に取り組む必要があります。

施策①

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進



施策の方向

一人ひとりのニーズやライフステージに応じて、誰もが目的に応じたスポーツに取り組める機会を創出するため、大学や総合型地域スポーツクラブ※等との連携を強化し、指導者の確保・育成に取り組みます。

トップアスリートとの連携により、子どものスポーツ活動環境の充実を図り、ジュニアスポーツの活性化を推進します。

※ 従来の単一種目型、一定の年齢層を対象としたスポーツクラブと異なり、複数の種目において子どもから高齢者まで様々なスポーツを愛好する人が参加できる、自主運営の会員制スポーツクラブ

主な取組

- (1) 生涯スポーツの推進
生涯スポーツ・健康づくりの機会の創出、参加しやすい講習・研修会の開催など
- (2) 総合型地域スポーツクラブ等との連携強化・機能充実
各種大会・教室の開催、スポーツ推進委員による適切な指導・助言、各種スポーツ指導者の養成・確保支援など

(3) ジュニアスポーツの活性化

トップス広島※等に所属するトップアスリート等による体育授業，運動部活動等での講話・専門的な実技指導など

※ 広島県に拠点を置くプロスポーツ団体や全国トップレベルの実業団スポーツクラブが連携して広島のスポーツを盛り上げるため，設立したNPO法人広島トップスポーツクラブネットワーク

施策② 競技スポーツの振興



施策の方向

大学が有する専門知識や先端技術，トップアスリート人材を活用することで，より効果的な児童・生徒のスポーツ能力の向上，多様なニーズに対応できる質の高い指導者の育成と指導力の向上に取り組みます。

様々なスポーツ大会等を誘致し，トップレベルのスポーツに触れる機会を充実することで，その魅力を伝え，競技人口の増加を図ります。

主な取組

- (1) トップアスリートの計画的育成
子ども及び指導者の大学合宿への派遣，中学校運動部活動への講師招へいによる技術指導など
- (2) 「観る」機会の充実
プロ野球，バレーボールVプレミアリーグ及びプロバスケットボールBリーグの試合誘致など

施策③ スポーツ環境の整備



施策の方向

呉市公共施設等総合管理計画に基づき，施設の特性や地域の実情，利用実態等を踏まえ，利用者のニーズに応じた設備の整備と機能の充実によるサービスの向上に取り組みます。

公益財団法人呉市体育振興財団等のスポーツ団体と連携した魅力的なスポーツイベントなどを開催するとともに、気軽に情報を得ることができる呉市のスポーツ情報ポータルサイトの開設など総合的な情報発信にも取り組みます。

また、若者に人気のあるアーバンスポーツ※の環境整備にも取り組みます。

※ BMX（Bicycle Motocrossの略で自転車競技の一種）やスケートボード、3×3バスケットボール、ブレイクダンスなどの都市型スポーツ

主な取組

- (1) 施設の計画的整備
- (2) スポーツイベントの開催・情報発信
スポーツ情報ポータルサイトの開設など
- (3) 競技団体の活性化
競技団体への支援など

指 標

項 目	現 状		目 標	
スポーツを定期的（週1回以上） に行う市民の割合	H28	56.9%	R 7	64.0%
全国大会出場者数（年間）	R 元	248人	R 7	420人

政策分野 4 : 文化・スポーツ・生涯学習分野

3 生涯学習の推進

現状・課題

- 価値観の多様化や働き方の変化などに伴い、学習に対するニーズも多様化しています。市民一人ひとりが生涯にわたり、心豊かで生き生きと生活することができるよう、それぞれのニーズに応じた自主的な学びの場を提供していく必要があります。
- 地域コミュニティの希薄化や家庭を取り巻く環境が変化する中、社会教育が果たす役割は、これまで以上に重要になっています。社会教育環境を充実させるため、多様な主体との連携強化や、情報化社会の進展等に伴い多様化する学習ニーズへの対応が求められています。

施策①

生涯にわたる学びの支援と社会教育の振興



施策の方向

市民の生涯にわたる学びを支援するため、生涯学習センター等における市民一人ひとりの学習ニーズに合わせた講座の開催や、自主サークル活動の支援、リカレント教育^{*}を促進することで、一人ひとりの学ぶ意欲を満たし、誰もが生涯にわたって自ら学び、生き生きと活動することができる環境を整えます。

また、社会教育活動に取り組む団体に対し支援を行うとともに、未来を担う人材の健全育成に関する取組を通じて、社会全体の教育力の向上を図り、健全で明るい社会を実現します。

^{*} 社会人になってからも、学校などの教育機関に戻り、学習し、また社会へ出ていくということを生涯続けることができる教育システム

主な取組

- (1) 生涯学習推進体制の充実
生涯学習センター等での講座開設など
- (2) 市民の生涯学習・社会教育活動への支援
自主サークル活動や社会教育団体等への支援など
- (3) リカレント教育の普及・啓発
- (4) 家庭における教育力の向上と青少年の健全育成
「『親の力』をまなびあう学習プログラム」^{*}を活用した講座の実施など

(5) 図書館の充実

電子図書館サービスの導入など図書館機能の充実・向上による快適な読書環境の提供など

※ 広島県教育委員会が開発した家庭の教育力向上を目的とした参加体験型の学習プログラム（通称「親プロ」）

指 標

項 目	現 状		目 標	
生涯学習センター等が実施する講座（定期・短期）の受講者数（年間）	R 元	10,923人	R 7	12,000人
図書館の図書貸出冊数（年間）	R 元	969,874冊	R 7	1,000,000冊

政策分野 5 : 産業分野

1 地域産業の発展・チャレンジ環境の整備

現状・課題

- 中小企業・小規模企業を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少による人手不足や経営者の高齢化、市場の縮小や人口構成比の変化に伴うニーズの変化とともに、インターネット取引の増加、海外との競争激化、日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区の休止発表や新型コロナウイルス感染症などの影響で非常に厳しい状況にあります。
- 地域産業の活性化に向け、創業・起業などを志す女性や若者を始め、あらゆる人の新たなチャレンジに対し地域全体で応援する環境を整える必要があります。
- 空き店舗や空きビル等の遊休不動産が増加し、商店街等の地域商業の活力が低下しています。
- 2050年のカーボンニュートラルへの挑戦を、産業や地域経済の発展につなげていく必要があります。

施策①

中小企業・小規模企業の支援



施策の方向

呉市中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき、市民、金融機関等と連携・協力して地域全体で支援し、自助努力と創意工夫あふれる中小企業・小規模企業が育ち、飛躍することで、地域経済の活性化を図り、まさにイノベーションが起こるよう取り組みます。

公益財団法人くれ産業振興センターを通じ、創業期・事業拡大期・事業承継期という、企業のそれぞれのステージに応じ、商品・サービス開発、技術向上、資金繰り、財務人事等の経営基盤強化等、各種の相談・支援について、全ての業種を対象に行っていきます。

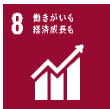
また、事業者自らが戦略的な視点に立ち企業経営を行い、脱炭素社会の実現に向けた世界的な課題への対応を新たなビジネスチャンスととらえ、成長産業へも参入していけるよう、セミナー・研修会等による人材育成を図るとともに、異業種交流会の開催など、人的ネットワークの構築を進め、イノベーションが生まれやすい地域づくりに努めます。

主な取組

- (1) 中小企業・小規模企業の振興
 中小企業・小規模企業への専門家による助言等，経営革新等への支援，中小企業・小規模企業振興会議に基づく新たな施策の検討など
- (2) 金融支援の充実
 呉市中小企業融資制度，セーフティネット保証の認定など
- (3) 新事業・新製品開発，技術伝承・後継者育成支援事業
 くれ産業振興センター等による新事業・新製品開発に対する支援や技術伝承・後継者育成に関する相談，次世代型ビジネスモデル支援サービス「Bit's 呉」による効果的な支援プログラムの提供など
- (4) くれ医工連携推進事業
 医療・福祉，教育機関，企業，支援機関等との懇談会の開催など
- (5) 経営力強化事業
 物販事業の参加斡旋，国内外への販路拡大を目的とした商談機会の創出，販路拡大セミナーの開催，呉市産業マイスター表彰など
- (6) 農水産業連携
 農水産業者と連携した販路開拓・拡大への支援など

施策②

新たなチャレンジへの支援



施策の方向

女性や若者を始めとしたあらゆる人の新たなチャレンジに対して，市民，民間企業等と連携・協力して，地域全体で「呉であれば何かチャレンジができる」という創業機運の醸成と起業家の支援・育成を図り，「起業が起業を呼ぶ」サイクルを構築し，地域産業の活性化に取り組みます。

主な取組

- (1) 創業・起業支援事業
 呉市が実施するクラウドファンディング型ふるさと納税により資金を調達する起業家支援プロジェクト，創業・起業支援ポータルサイトの開設，プラットフォームの構築，**販路拡大セミナーの開催（再掲）**，**支援機関による経営支援**，**起業家同士の交流促進など**

- (2) まちづくり人材育成事業
リノベーションまちづくりの促進など

施策③ 商業の活性化



施策の方向

遊休不動産を新しい方法で再生・活用するリノベーションを推進し、個性あふれる魅力的な店舗の出店を促進するとともに、路上空間の活用などにより既存店舗の活性化を促すことで、商店街の新たな魅力を創出し、ひいては、まちの価値の向上を図っていきます。

主な取組

- (1) 商店街振興事業
商店街のハード整備、各種イベント開催への支援など
- (2) 官民連携まちづくり事業
遊休不動産を再生・活用するリノベーションまちづくり事業やオープンスペースの活用など

指 標

項 目	現 状		目 標	
中小企業経営革新計画承認企業数 (累計)	R元	6社	R7	46社
創業・起業者数※(累計)	R元	139者	R7	877者

※ 国の認定創業支援事業計画調査に対する呉商工会議所を始めとする経済団体、金融機関、支援機関の支援件数の合計であるため、重複があります。

政策分野 5 : 産業分野

2 企業誘致・雇用環境の整備

現状・課題

- 日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区の休止発表や新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域の雇用に大きな影響が見込まれます。多様性のある産業構造への転換を図るため、製造業等に加えて、成長が見込まれる産業分野の企業やベンチャー企業などの誘致を推進するとともに、雇用対策に取り組む必要があります。
- 雇用のミスマッチ等により人材不足の問題が生じています。市内企業の存続と呉市経済の発展のためにも、必要な人材を確保していく必要があります。
- 高齢者や障害者の雇用促進や女性の社会進出など、労働に関する社会状況が大きく変化しています。勤労者一人ひとりが安心して働けるよう、福祉の増進を図っていく必要があります。

施策①

企業誘致・留置活動の推進



施策の方向

地域経済が持続的に発展することができるよう、新たな成長産業やオンリーワン企業の誘致を推進するとともに、地元企業の企業留置や事業転換・拡大に伴う設備投資に対する支援などを行い、雇用機会の創出を図ります。また、多様な人材の交流や先端技術の集積によるイノベーションを誘発するため、大学・研究機関等の誘致を目指していきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたテレワークやワーケーションへの関心の高まりなど、働き方や生活様式に対する社会の変化に柔軟に対応し、サテライトオフィスなどの誘致につながるよう積極的に取り組みます。

主な取組

- (1) 事業用地の確保
民間遊休地等の活用、新たな産業団地の検討など
- (2) 企業誘致・留置対策
トップセールス等の積極的・効果的な企業誘致、大規模設備投資に対する助成など

- (3) 新しい生活様式に対応した企業誘致
サテライトオフィスの誘致、ワーケーションの促進など

施策② 雇用機会の創出



施策の方向

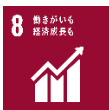
市内企業と就業希望者の適切なマッチングを効率的に行うことで、必要な人材を確保するとともに、呉市雇用促進協議会により高校生等に対する呉の産業PRを行うなど、新たな雇用の創出につなげます。

日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区の休止発表や新型コロナウイルス感染症の影響による雇用対策についても、広島県やハローワーク等の関係機関と連携して取り組みます。

主な取組

- (1) 呉市雇用促進協議会事業
企業情報の発信、小中学校の児童・生徒による企業見学、**企業のインターンシップの促進**、広島広域都市圏UIJターン促進協議会事業でのPRなど
- (2) 呉市シルバー人材センター運営支援
シルバー人材センターの運営に対する支援
- (3) 日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区休止への対策
雇用マッチング・ビジネスマッチング・ビジネスモデル転換支援事業など

施策③ 勤労者福祉の充実



施策の方向

一般財団法人くれ勤労者福祉サービスセンターや、呉市きんろうプラザを活用した福利厚生事業を展開することにより、それぞれの状況に応じた勤労者福祉の充実を図ります。

主な取組

- (1) 福利厚生への推進
呉市きんろうプラザの管理運営、くれ勤労者福祉サービスセンターによる福利厚生事業、呉市が金融機関に資金を預託し、金融機関が生活資金を勤労者に低金利で融資など

指 標

項 目	現 状		目 標	
企業立地助成制度活用企業数（累計）	R 元	13社	R 7	28社
雇用促進事業による就職者数（累計）	R 元	130人	R 7	740人

政策分野5：産業分野

3 観光の振興

現状・課題

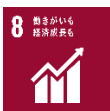
○呉市の観光は、大和ミュージアムを目的に来訪する通過型観光が中心となっています。観光客が満足する商品やサービスを提供していくことにより、滞在時間の延伸を図り、観光消費額を押し上げることで観光を基幹産業として成長させていく必要があります。

○長きにわたり、ものづくりのまちとして発展してきたことから、市民等においては観光を産業として捉える意識が希薄となっています。観光を基幹産業として成長させていくためには、市民等が地域固有の歴史や文化などの観光資源に愛着と誇りを持ち、地域経済の活性化のみならず、観光による地域づくりにつなげていく意識の醸成を図る必要があります。

○市内最大の集客施設である大和ミュージアムは開館15年が経過し、施設・設備の経年劣化が進んでいます。施設等の整備とともに、新たな魅力創出に取り組む必要があります。

施策①

観光振興策の展開



施策の方向

様々な人が観光を産業と捉え、それぞれが役割を担い、協力して持続可能な観光振興を推進できるよう、市民、事業者、観光協会、市役所等が一体となった観光推進体制を構築し、呉市全体で観光振興に取り組んでいきます。また、新型コロナウイルス禍における新しい生活様式に対応した観光スタイルの確立についても取り組んでいきます。

呉市の観光に関するデータを調査・分析し、活用することで、より効果的・効率的・戦略的な視点に立った観光振興施策を展開します。さらには、呉市特有の歴史や文化、島しょ部や瀬戸内海国立公園の自然などの地域の特性を生かしながら、観光客のニーズに応じた付加価値の高いサービスを提供することによって、観光産業の質を向上させます。あわせて、観光の拠点となる観光施設の魅力向上等に取り組みます。

また、市民の地域への愛着や誇りの醸成を図り、国内外から訪れる観光客と地元愛に満ちた市民との交流が生まれることで、関係人口の増加を図っていきます。

これらを推進することにより、観光を基幹産業のひとつに発展させます。

大和ミュージアムについては、施設・設備の改修、大規模な展示更新等によるリニューアルを行うとともに、周辺施設との連携等を図り、呉市最大の集客施設としての魅力向上と博物館としての機能強化を図ります。

主な取組

- (1) マーケティングに基づく戦略的な観光振興
- (2) 民間における観光産業の質的向上の継続による顧客獲得
- (3) 観光に関する市民意識の醸成
- (4) 観光推進体制の充実
- (5) 観光施設の魅力向上
青山クラブ等の活用など
- (6) 大和ミュージアムの魅力向上
大和ミュージアムの施設や設備の改修、大規模な展示更新等によるリニューアルなど

指 標

項 目	現 状		目 標	
観光消費額（年間）	R 元	249億円	R 7	300億円

政策分野 5 : 産業分野

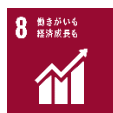
4 農水産業の振興

現状・課題

- 農業・漁業は、作業環境の厳しさや不安定な収入などから従事者が年々減少しています。また、天候など様々な要因による価格の低迷や資源の減少などに大きく影響を受けることから安定経営が難しい傾向にあります。
- 国内有数の生産量を誇る農水産物があるにも関わらず、それらを農業者・漁業者の所得向上に生かし切れていない状況にあります。
- もうかる農水産業への転換を図るため、農水産物の安定的な供給体制を整えるとともに、品質や付加価値を高めることによるブランド化と販路の拡大及び6次産業化・農商工連携を推進する必要があります。
- 農業の生産性向上のため、農道等の農業基盤の整備を行い、効率的な農業経営を図る必要があります。
- 豪雨時などに、管理が行き届かなくなった農業用ため池を要因とした被害が拡大する恐れがあります。
- 雨に脆弱な地質的・地形的特性から市民の安全・安心な生活環境を確保するため、治山事業や森林整備などを計画的に実施する必要があります。
- 有害鳥獣による被害や遊休農地の増加は、農村環境の保全にも影響を及ぼしています。国土の保全や水源の涵養、自然環境の保全など、多面的な役割を果たしている農業を維持していく必要があります。
- 地球温暖化に伴う海水温の上昇による海藻の立ち枯れや沿岸域の開発などにより、天然の藻場・干潟が減り水産資源が減少しています。豊かな海を取り戻すために、適切な資源保護、漁場環境の改善が求められています。

施策①

農業・漁業経営体の確保・育成・強化



施策の方向

新規就業の前後から定着に至るまで、きめ細やかな支援に取り組むことで、新規就業者の確保・育成を図るなど、多様な担い手の確保に取り組めます。

また、経営規模の拡大に向けた法人化を促進するとともに、農業委員会、農業協同組合、広島県等の関係機関との連携を強化して、担い手への農地集積の推進を図ります。

さらには、AIやIoTなどの先端技術を活用したスマート農業・水産業や、養殖漁業に取り組むなどの経営の多角化を支援することで、経営の持続的な発展を図ります。

主な取組

- (1) 多様な担い手の確保・育成
新規就農者・漁業就業者の総合支援，新規農業参入企業への支援など
- (2) 農業・漁業経営の安定化
養殖漁業・水産加工業等への参入支援など
- (3) 農地集積の推進
- (4) スマート農業・水産業の推進
先端技術を活用した農業・水産業への支援など

施策②

農水産物のブランド化・販路拡大・流通



施策の方向

生産者、農業協同組合・漁業協同組合、地域の商工業者等が連携して、市場への流通、アンテナショップ、インターネットなどの多様な販売チャンネルを活用したPRや販路の開拓・拡大とともに、品質や付加価値の向上による国内有数の生産量を誇るレモン・牡蠣等の農水産物のブランド化等を推進します。

また、産直市の開催や学校給食等への呉市産食材の提供などにより地産地消を推進し、地元での呉産品の魅力を向上します。

主な取組

- (1) 産地育成・農水産物のブランド化の推進
フルーツ等特産物の生産拡大，6次産業化・農商工連携など
- (2) 農水産物のPR推進，販路拡大支援
首都圏でのPR，インターネット等を活用した販路拡大への支援など
- (3) 地産地消の推進
産直市の開催，学校給食への呉市産食材の提供など
- (4) 地方卸売市場の運営

施策③

農業生産基盤の整備・保全



施策の方向

生産性の向上と経営規模の拡大等を図るため、農地や農道等の農業生産基盤の整備・保全を推進するとともに、防災・減災対策として、農業用ため池の管理体制の確保や不用なため池の廃止など適正な管理を促進します。

また、農業が有する多面的機能の維持・保全を図るため、農村環境維持・保全に取り組む団体等への支援や、効果的な有害鳥獣被害対策を実施します。

さらには、グリーンヒル郷原を始めとする農業振興施設の機能充実を図るとともに、農業体験イベント等の実施により市民に対する農業のPR（啓発）とふれあいの場の創出を図ります。

主な取組

- (1) 農業生産基盤の整備・保全
生産性向上を図るための農地整備，農業用施設の安全性確保・機能維持に向けた計画的な管理など
- (2) 農業用ため池の適正な管理
管理体制の確保，不用となった防災重点ため池の廃止，防災重点ため池のハザードマップ作成・公表など
- (3) 農村環境の保全
農村環境維持・保全に取り組む団体等に対する支援など
- (4) 有害鳥獣被害対策の充実
防護柵設置助成，狩猟免許取得助成，ジビエの活用など
- (5) 農業振興施設の活用
グリーンヒル郷原の改修・整備，農業体験機会の提供など

施策④

豊かな森林の形成



施策の方向

被災山地の早期復旧を進めるとともに、山地災害の発生を防ぐため、計画的な治山事業を促進します。

また、人工林の間伐や天然林・林道の整備を推進するとともに森林経営管理制度に基づく私有林の整備を推進し、災害に強い豊かな森林の形成を図ります。

- 主な取組**
- (1) 山地災害の防止
計画的な治山事業の促進，小規模崩壊地復旧事業の推進など
 - (2) 適切な森林管理
人工林の間伐，天然林の整備，林道の適切な維持管理，森林環境譲与税を活用した私有林に対する森林整備など

施策⑤ 漁業生産基盤の整備・保全



施策の方向 魚礁等による藻場の整備や栽培漁業を推進するとともに，海底堆積物の除去等を行うことにより漁場環境を維持・修復し，水産資源の確保を図ります。

- 主な取組**
- (1) 水産資源の確保・増大
藻場造成，栽培漁業の支援など
 - (2) 漁場環境の整備・保全
藻場造成，海底堆積物の除去，漁場の持つ公益的機能の啓発による市民と共同した漁業環境の維持・保全など
 - (3) 漁港施設の整備
老朽化した漁港施設の計画的改修など
 - (4) 漁港施設の維持管理

指 標

項 目	現 状		目 標	
新たな農業法人の設立・参入件数 (累計)	R 元	1 件	R 7	6 件
新たな養殖漁業等への取組件数 (累計)	R 元	2 件	R 7	7 件
有害鳥獣による農作物の被害面積 (年間)	R 元	27ha	R 7	23ha

政策分野 6 : 都市基盤分野

1 安心して住み続けられるまちづくりの推進

現状・課題

- 急速な人口減少が進み、これまで一定の人口集積により支えられてきた医療や商業等の生活サービスの提供や持続可能な都市経営が、困難になることが想定されています。都市全体の構造を見直し、人口減少に対応したまちづくりを行う必要があります。
- 人口が減少し空き家が増加しています。空き家の適正な管理、定住・移住の促進、多様な居住スタイルに対応した住み替えの促進など、魅力ある住環境の確保とともに、大規模災害に備えた防災対策等の推進・強化が求められています。

施策①

コンパクトシティの推進



施策の方向

誰もが安心して住み続けられる魅力あふれるまちを実現するため、呉市立地適正化計画に基づき商業・医療・福祉施設や住宅など、市民の暮らしを支える都市機能と居住機能の誘導等により、一定の人口密度を維持し、地域に必要な生活サービス施設や地域コミュニティの確保を図ります。

また、Society5.0が目指す未来のまちの姿を先行的に具現化し、歩いて暮らすことができるまちなか居住を誘導するコンパクトシティ形成の核として、呉駅周辺地域総合開発を推進しコンパクトで持続可能なまちを目指します。

主な取組

- (1) 立地適正化計画による誘導施策の推進
都市計画制度を活用した容積率緩和措置等の土地の高度利用化、中心市街地における低未利用土地の活用の検討など
- (2) 呉駅周辺地域総合開発の推進
そごう跡地の開発・駅前広場の改良、アーバンデザインセンターの設立、JR呉駅の橋上駅化の推進、JR呉駅を中心とした周辺開発の誘導など

施策②

質の高い住環境の推進



施策の方向

木造住宅の耐震化や危険建物の除去などを促進するとともに、アーバンデザインセンターの活用による市民、企業、教育・研究機関等と連携したまちづくりを推進します。

また、空き家の利活用や住宅取得の支援などを推進し、定住・移住の促進につなげるとともに、緊急輸送道路や避難路の沿道にある建築物の耐震化など大規模災害に備えた防災対策の推進などにより、誰もが安心して暮らすことができる質の高い住環境の整備を推進します。

主な取組

- (1) 良質な住宅ストックの形成
木造住宅の耐震診断や耐震改修への助成，危険建物の除去に対する助成など
- (2) 公・民・学の連携によるまちづくりの推進
市民参加による継続的なまちづくりを行うアーバンデザインセンターの設立
- (3) 魅力ある住環境の確保
空き家バンク等による空き家の利活用の促進，市営住宅の適切な維持管理，定住・移住希望者の住宅取得支援など
- (4) 防災まちづくりの推進
地震により倒壊した場合，広域緊急輸送道路を塞ぐ恐れのある建築物の耐震改修工事や除去に対する助成など

指 標

項目	現 状		目 標	
居住誘導区域内の人口密度	R 元	66.3人/ha	R 7	現状維持
コンパクトシティ形成の核となる総合交通拠点の整備	R 元	0 施設	R 7	1 施設

～ アーバンデザインセンターのイメージ例 ～

公・民・学の連携による新たな価値の創造

市役所だけでなく、民間事業者や学術機関、市民などの多様な主体が連携し、社会課題の解決に向けた実証実験や、オープンイノベーションによる共創活動など、まちづくりに向けた新たな試みに積極的に取り組むため、プラットフォーム（土台となる環境）となるアーバンデザインセンターを設立します。

公・民・学の連携のイメージ



【参考事例】次世代モビリティ導入に向けた交通社会実験（呉市）



R元年度 燃料電池バス走行実験



R2年度 自動運転バス走行実験

取組イメージ

多用途に使える魅力的な広場空間の創造 ～ 公共空間の有効活用に向けた社会実験 ～

呉駅周辺の2階デッキ広場や周辺歩道等の公共空間について、歩行者利便増進道路などの新たな制度等を積極的に活用しながら、多用途に使える魅力的な広場空間の創造に向けて、社会実験等を実施します。

【参考事例】

柏の葉アーバンデザインセンター社会実験



事例：UDCK 屋台社会実験

バスタマーケット



出典：新宿バスタ MARKET facebook ページ

政策分野 6 : 都市基盤分野

2 移動しやすい交通環境の形成

- 現状・課題**
- 将来の自動運転社会を見据えた、新たなモビリティサービスの活用により、移動課題の解決や地域の活性化に向けた取組に挑戦していくことが求められています。
 - 地域産業や観光の振興など、地域経済の更なる発展のため、広域移動をより促進し、人流を活性化することが必要となっており、広域移動を担う公共交通の利便性や信頼性を高める取組が求められています。
 - 人口減少に伴う利用者の減少により公共交通の維持・確保は困難さが増している一方で、高齢化の進展に伴い高齢者等の移動手段の確保の重要性は高まっています。引き続き、利用しやすく持続可能な移動手段を目指して、公共交通の利便性向上の取組が求められています。

施策① スマートモビリティの推進



- 施策の方向**
- 誰もが快適で効率的に移動できる交通環境を実現するため、呉駅周辺地域において次世代型総合交通拠点を形成し、これを起点に、次世代モビリティやMaaSなど先端技術の先駆的実装を進め、交通まちづくりとスマートモビリティの推進を図ります。

- 主な取組**
- (1) 呉駅周辺地域総合交通拠点整備の推進

施策② 広域移動を担う公共交通の機能強化



- 施策の方向**
- 市内と市外等との広域移動を担う公共交通を安定的・快適に利用できる環境を提供するため、公共交通事業者と連携して、鉄道の安全性・信頼性の向上や高速バス路線の利便性向上等の機能強化を促進します。

- 主な取組**
- (1) J R 呉線の機能強化の促進
J R 呉線の強靱化による信頼性の向上, 接続ダイヤ改善による利便性の向上など
 - (2) 高速バス等の利便性の向上
クレアライン線, 呉広島空港線などの都市間等を結ぶ高速バス路線のより利用しやすいダイヤ編成やサービス改善など

施策③ 地域公共交通の維持・確保



施策の方向 全ての地域において, 持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保するため, 公共交通事業者等と連携して, 先端技術等の活用を図るとともに, 地域の実情に応じた公共交通サービスの見直しや自家用有償旅客運送導入の検討など地域の輸送資源を有効に活用する取組を進めます。

- 主な取組**
- (1) 持続可能な地域旅客運送サービスの提供の確保
バス路線の運行の効率化, ニーズに応じた効率的な移動サービスの推進による生活交通路線・生活航路の維持など
 - (2) 公共交通の利便性の向上
バス乗換拠点の整備, MaaSなどICTの活用による交通結節機能の強化, バリアフリー化の推進などJ R 呉線沿線の機能強化による人流の活性化と駅周辺のにぎわいの創出など

指 標

項目	現 状		目 標	
公共交通利用者数 (路線バス, 生活交通・航路, 鉄道)	R 元	1,742万人	R 7	1,638万人※
生活バスのバリアフリー化率	R 元	47%	R 7	70%以上

※ 人口減少の範囲内における利用者の減少は, 現状維持とみなします。

政策分野 6 : 都市基盤分野

3 道路の整備

- 現状・課題**
- 経済・社会のグローバル化が進む中，地域経済の活性化や交流人口の拡大等に寄与するとともに，近年激化している異常気象と自然災害に備えるため，高速道路ネットワークの機能強化を図る必要があります。
 - 近隣市町との連携を強化し，物流の効率化と交流人口の拡大等による地域経済の持続的発展と災害に強く住みやすいまちづくりを実現するため，放射環状型の道路網の整備や通学路における交通安全対策の推進などが求められています。
 - 市道は，地形的な特性から狭い箇所が多く，消防・救急活動などに支障を来す箇所もあるため，拡幅などの道路整備が必要となっています。また，災害発生時にも迅速・適切な初動対応を可能とするため，緊急輸送道路等の機能強化，橋りょう等の予防保全による老朽化対策を行う必要があります。

施策① 高速道路ネットワークの整備


施策の方向 地域産業の持続的な発展に寄与し，災害に強く，安全性・信頼性が高い高速道路ネットワークを構築するため，広島呉道路の4車線化や東広島・呉自動車道の機能強化等の促進を図ります。

- 主な取組**
- (1) 広島呉道路（クリアライン）4車線化
 - (2) 東広島・呉自動車道の整備促進
阿賀 I C の立体化及びワイヤロープ設置など

施策② 国道・県道の整備



施策の方向

人流・物流を支え、災害に強い道路ネットワークを構築するとともに、幹線道路における交通事故の減少と安全を確保するため、放射環状型道路網を形成する国道・県道の整備促進や総合的な交通安全対策の推進を図ります。

主な取組

- (1) 人流・物流を支える道路ネットワークの整備
都市計画道路焼山押込線の早期整備など
- (2) 災害に強い道路ネットワークの整備
主要地方道呉平谷線（上二河～此原）の早期整備、**一般国道185号（広～川尻バイパス）の早期事業化**など
- (3) 総合的な交通安全対策の推進
通学路交通安全プログラムに基づく通学路の歩道整備など

施策③ 市道の整備



施策の方向

生活環境の改善，通行の安全や避難路を確保するため，生活道路の計画的な整備を実施するとともに，災害発生時も安全・確実に活用できるよう，緊急輸送道路等の機能強化や橋りょう等の老朽化対策を実施します。

主な取組

- (1) 生活環境を改善し，安全を確保するための道路整備
- (2) 緊急輸送道路等の機能強化
緊急輸送道路等の橋りょうや跨道橋，跨線橋の耐震補強など
- (3) 適切な維持管理と予防保全による老朽化対策

指 標

項 目	現 状		目 標	
呉市内の主要渋滞箇所における年間渋滞損失時間	R 元	約231万時間	R 7	約142万時間
老朽化した橋りょうの整備箇所（累計）	R 元	39橋	R 7	171橋
緊急輸送道路，重要物流道路における橋りょうの耐震化完成箇所（累計）	R 元	0 橋	R 7	27橋

政策分野6：都市基盤分野

4 河川、砂防・急傾斜、高潮・津波対策の推進

現状・課題

- 災害時でも人命の保護が最大限図られ、社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される強靱な都市基盤を備えた安全で安心なまちを実現する必要があります。
- 平成30年7月豪雨の際には、多くの河川が氾濫し、大規模な浸水によって甚大な被害が発生しました。河川の拡幅による流下能力の向上など災害時の安全性を高める取組が必要です。
- 呉市は、地質的・地形的に雨に脆弱な特性から、過去の豪雨では土石流等が発生し多大な被害が生じてきました。市民の安全・安心な生活環境を確保するため、砂防事業などを計画的に実施する必要があります。
- 呉市は長い海岸線を有していることから、護岸・港湾等の海岸施設が多く、施設の老朽化や台風等に伴う高潮や高波、地震等に伴う津波により損傷が生じるおそれのある箇所もあります。浸水被害のリスクを軽減する取組を継続して行う必要があります。

施策① 河川改修等の推進



施策の方向

大雨災害による溢水の発生・拡大を防止するため、河道断面確保などの機能強化を進めるとともに、リアルタイムで状況を確認できる河川監視カメラの設置、学校での防災教育など情報発信の充実・強化により、市民の安全・安心な生活環境の確保を図ります。

主な取組

- (1) 河川改修事業
- (2) 適切な維持管理
河川管理施設（堤防、水門など）の点検・補修など

施策② 砂防・急傾斜対策の推進



施策の方向

豪雨による土石流や急傾斜地の崩壊による災害を未然に防止する取組を進めるとともに、土砂災害警戒区域の指定等に関する情報発信などにより、市民の安全・安心な生活環境の確保を図ります。

主な取組

- (1) 砂防事業
- (2) 急傾斜地崩壊対策事業
- (3) 適切な維持管理
崩壊対策工事を実施した急傾斜地の維持補修

施策③ 高潮・津波対策の推進



施策の方向

台風や地震等による高潮や津波などが発生した時にも生命・財産を守るため、消波ブロックの設置など海岸施設の計画的な整備・改修と適切な維持管理を行います。また、海岸清掃など適切な維持管理を行い、安全で魅力ある海岸づくりを推進します。

主な取組

- (1) 海岸事業（高潮・津波・耐震対策）
海岸保全施設（堤防、陸閘など）の整備など
- (2) 適切な維持管理
海岸保全施設（堤防、陸閘など）の長寿命化や海岸清掃など

指 標

項目	現 状		目 標	
河川機能強化改修工事実施箇所（累計）	R 元	0 河川	R 7	20河川
急傾斜地崩壊対策工事実施箇所（累計）	R 元	745か所	R 7	755か所
高潮（津波）防護達成人口率	R 元	63.5%	R 7	67.0%

政策分野 6 : 都市基盤分野

5 公園・にぎわい空間の創出

現状・課題

- 災害時に、避難場所など防災拠点としての役割を担うため、防災機能を備えた公園の整備が求められています。
- 各公園に設置されている遊具等の施設は経年劣化が進んでおり、安全性を確保するため補修・更新等を行う必要があります。
- まちのにぎわいづくりのための新たな手法として、道路・公園などの公共空間の利活用が注目されています。公共空間の利活用には様々な制限がありますが、地域のにぎわい創出に資する活用に取り組む必要があります。

施策①

公園の整備



施策の方向

人口密度の高い中央地区の防災拠点や市役所本庁舎と一体となった防災中枢拠点として中央公園の整備を行います。

また、その他の公園も憩いの空間として、市民が安全・快適に利用できるよう遊具等を始めとする公園施設の維持・更新を行います。

主な取組

- (1) 防災中枢拠点である中央公園の機能強化
- (2) 魅力的で多様な機能を備えた公園整備

レクリエーションの空間と防災機能など多様な機能を有する公園の整備

- (3) 適切な維持管理と計画的な遊具等の更新

施策② にぎわい空間の創出



施策の方向 道路・公園等の公共空間の利活用を関係機関と協力して進め、にぎわいの場を創出します。

また、呉ポートピアパークの有効活用について、民間事業者の意見を取り入れ、有効的な活用策を調査・検討します。

主な取組 (1) 公共空間を利活用したにぎわい空間の創出
呉ポートピアパーク、狩留賀海浜公園などの管理・運営

指 標

項 目	現 状		目 標	
老朽化した遊具の整備箇所（累計）	R 元	50基	R 7	200基
路上イベント等の件数（年間）	R 元	27件	R 7	50件
公園イベント等の件数（年間）	R 元	36件	R 7	40件

政策分野 6 : 都市基盤分野

6 港湾機能の充実・魅力向上

現状・課題

- 近年、トラックドライバー不足の深刻化に伴い国内物流を支える海上輸送の役割が注目されています。また、平成30年7月豪雨の際には、道路、鉄道などの機能が停止する中、緊急輸送手段として内航フェリー・RORO船が活躍するなど、港湾施設は経済活動を支える重要な役割を担っています。しかし、港湾施設の多くが耐用年数を迎えており、災害に強く安定した物流拠点の整備や維持管理などにかかる費用の増加等が懸念されています。
- 港湾には、産業・物流機能だけでなく、親水空間や防災拠点としての機能、更には広域的な交流拠点など多様な活用が期待されています。
- 放置艇は台風襲来時などに陸上へ乗り上げて、被害の拡大や復旧活動の妨げになるなど問題が生じる可能性があります。

施策①

港湾機能の充実



施策の方向

ストックマネジメントによる港湾施設の長寿命化の推進や物流拠点の整備など呉港の将来構想を検討するとともに、既存施設の適切な維持・管理や定期航路（RORO船など）の誘致など、港湾施設の既存ストックを最大限生かした利便性の高い物流システムの構築を推進します。

主な取組

- (1) 物流拠点の整備
荷さばき地，上屋，起重機などの整備
- (2) 港湾施設の整備
係留施設（岸壁，栈橋など），防波堤などの整備
- (3) 港湾施設の維持管理

施策②

港湾機能の魅力向上



施策の方向

災害発生時において、港湾機能が可能な限り発揮できるよう耐震岸壁を活用した呉港全体の災害体制の構築を進めるとともに、港と市街地が隣接した呉市の特性を生かした海の玄関口として、**航路利用者の利便性向上**、**港湾緑地**を活用した交流促進、クルーズ客船の誘致など広域的な交流によるにぎわいの創出など、港湾機能の魅力向上を図ります。

また、災害発生時の放置艇による2次被害を防止するため、放置艇対策を推進します。

主な取組

- (1) 港湾機能の活用促進
栈橋ターミナルのバリアフリー整備、**港湾緑地**の活用など
- (2) 安全・安心な環境の確保
 呉港BCP訓練、船だまりの整備、既存ストックを活用したプレジャーボートの係留可能場所の確保による放置艇の解消
- (3) 他港との交流・連携
 クルーズ客船の誘致など

指 標

項 目	現 状		目 標	
老朽化した港湾施設の整備箇所（累計）	R元	3施設	R7	15施設
放置艇解消率	R元	—	R7	100%

政策分野 6 : 都市基盤分野

7 上下水道の整備

- 現状・課題**
- 人口減少や節水意識の高まりなどを要因として水需要が減少し、収入の減少が見込まれます。こうした中、これまで整備した多くの水道施設・下水道施設の老朽化が進行しています。施設を計画的に改築・更新していく必要があります。
 - 近年多発している大雨による浸水被害を軽減するための重点的な取組が必要です。

施策① 安全で安心な水道水の供給



施策の方向 将来にわたって安全・安心で安定した水道サービスを提供するため、呉市水道アセットマネジメント計画を基に、老朽化の進んだ管路や基幹施設を優先し、効率的かつ計画的に水道施設の改築更新を進めます。

- 主な取組**
- (1) 管路更新事業
 - (2) 水道施設改築更新事業
休山隧道配水池更新事業など
 - (3) 水道施設等の適切な維持管理

施策② 快適な暮らしを支える下水道の整備



施策の方向 下水道施設の改築更新に当たっては、ストックマネジメント計画を基に、事業費の平準化と効率化を図りながら計画的に進めます。

また、雨水による浸水被害が多発している市街地を対象に重点的に排水施設の整備を推進します。

- | | |
|-------------|--|
| 主な取組 | (1) 管きよ改築更新事業 |
| | (2) 下水道施設改築更新事業
新宮・広浄化センター下水処理設備更新など |
| | (3) 浸水対策（雨水整備）推進事業
二河川第2ポンプ場（合流施設）の建設など |
| | (4) 下水道未普及地区整備事業 |
| | (5) 下水道施設等の適切な維持管理 |

指 標

項 目	現 状		目 標 ^{※1}	
管路の耐震化率（上水道）	R 元	9.2%	R 5	12.7%
管きよの耐震化率（下水道）	R 元	30.2%	R 5	31.7%
雨水整備計画区域 ^{※2} のうち、整備が完了した割合	R 元	38.3%	R 5	41.4%

※1 目標年度及び数値は、呉市上下水道ビジョンの数値を準用

※2 雨水整備計画区域は、市街地を中心に雨水による浸水被害の発生を軽減する必要がある区域

政策分野 7 : 環境分野

1 環境の保全

- 現状・課題**
- 化石燃料の使用やごみの焼却などに伴い、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素濃度が高まり、気温、海水温の上昇による異常気象の発生と、これに起因する自然災害が増加する傾向にあります。
 - 国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しており、各自治体においても脱炭素に向けた取組を推進することが求められています。
 - 私たちの暮らしを支える多様な生態系を守り、森林や水辺などの豊かな環境を適正に管理していく必要があります。
 - 市民の健康や生活環境に影響を及ぼさないよう、良好な地域環境を守る必要があります。
 - 市営墓地は、施設の老朽化や少子高齢化・核家族化の進展、家意識の希薄化、価値観の多様化など社会環境の変化により管理が行われていない無縁墳墓が増加し、墓地環境が悪化するなどの問題が生じています。

施策①

地球環境の保全



施策の方向

温室効果ガスの排出量を抑制するため、限りあるエネルギー資源を効率よく活用する省エネルギーの取組を市民や企業と一体となって推進するとともに、気候変動の影響による被害を回避・低減する取組を実施します。

あわせて、森林環境等の保全を行いながら、再生可能エネルギーの普及促進や低炭素型の都市・地域づくりなど脱炭素に向けた取組を推進するとともに、有害な紫外線を吸収し生態系を守っているオゾン層の保護に取り組み、地球環境の保全を推進していきます。

主な取組

- (1) 地球温暖化対策・気候変動の影響への適応
再生可能エネルギー（太陽光発電など）・コジェネレーションシステム（エネファームなど）の普及促進，低燃費・低公害車の導入，電気自動車など環境負荷低減車の普及促進，ハザードマップ等の作成，熱中症対策など
- (2) オゾン層の保護
特定フロンへの引渡しや費用負担の理解・協力の啓蒙活動など

施策②

生物多様性の保全



施策の方向

呉市特有の豊かな環境を次世代に引き継いでいくために、藻場の創出，自然海岸の保全活動，農村環境の保全や森林整備等により，生物が生息する環境を維持するとともに，野生動植物の保護や特定外来生物への対応，自然とのふれあいを通じた身近な自然を守ることの大切さを伝える活動を行うなど生物多様性の保全を推進します。

主な取組

- (1) 生物生息環境の保全
藻場・干潟の保全，漂流ごみ・海ごみの除去等海浜清掃活動の拡充や啓発，農村環境を守る地域活動の支援，海底堆積物の収集・処理，グリーンインフラの推進など
- (2) 自然とのふれあい活動の推進
エコツーリズムの推進，環境団体等との連携による生物生息環境の情報収集・発信など

施策③

地域環境の保全



施策の方向

大気，水質，土壌，騒音・振動などの監視や測定を行うとともに，アスベストやダイオキシン類，PCBといった有害化学物質などへの適切な対応，環境美化を推進するための清掃活動などに取り組み，地域環境の保全を進めます。

- 主な取組**
- (1) 生活環境の保全
大気, 水質, 土壌, 騒音・振動などの監視や測定など
 - (2) 有害化学物質等への対応
高濃度PCB廃棄物の調査及び処分指導の実施など
 - (3) 緑化の推進
緑のカーテンの普及, 「みどりづくり活動」を実施する団体への助成など
 - (4) 環境美化の推進
各企業や市民団体等との協働による地域清掃やボランティア清掃の実施, 地域ぐるみの掃除活動や草刈りの実施など

施策④ 市営墓地の整備



施策の方向 民間墓地等との役割分担の明確化や既存市営墓地の管理運営の効率化, 無縁墳墓を増加させないための使用者情報の適正管理に取り組みます。

あわせて, 承継者が不要で, 省スペースかつ安価な使用料で提供可能な合葬式墓地を整備していきます。

- 主な取組**
- (1) 市営墓地の適切な維持・管理
合葬式墓地の整備, 墓地使用权承継の推奨など

指 標

項 目	現 状		目 標	
温室効果ガスの排出量※	H29	5,467千 t	R 7	4,509千 t
大気汚染環境基準の達成率	R 元	85.0%	R 7	100%

※ 現時点での目標値であり, 令和5年度(2023年度)に策定する第3次呉市環境基本計画で目標値を再検討します。

政策分野7：環境分野

2 循環型社会の形成

- 現状・課題**
- ごみの総排出量は、人口の減少に伴い減少していますが、一人当たりのごみ排出量は横ばいで推移し、資源のリサイクル率も低下の傾向にあります。
 - 廃棄物の不法投棄や不法焼却などの不適切な処理への対応が必要となっています。
 - 市民一人ひとりが環境についての正しい知識を学び実践することで持続可能な社会を構築する必要があります。

施策① 循環型社会の形成



- 施策の方向**
- 天然資源の消費を低減し、資源の循環的な利用を促進するため、企業等と一体となって、ごみの減量化を継続して進め、発生の抑制やリサイクルの推進、食品ロスの削減などに取り組みます。
- あわせて、監視カメラの設置やパトロールなどにより、不法投棄や不法焼却の防止を図ります。
- 廃棄物を適正、安定的・効率的に処理するため、一般廃棄物処理施設の整備を進めます。

- 主な取組**
- (1) ごみの減量（3Rの推進）
リサイクル意欲の向上促進、食品ロス削減の啓発など
 - (2) 廃棄物の適正処理
監視パトロールの実施や不法投棄防止看板設置、廃棄物処理業等許可・更新事務及び事業所への立入指導・検査など
 - (3) 一般廃棄物処理施設の整備
ごみ・し尿処理施設の適正配置など

施策② 持続可能な社会の基盤づくり



施策の方向 環境問題に自主的に取り組む市民や事業者を増やすため、環境教育・学習の推進を図ります。また、環境ボランティア団体と連携した、環境保全活動を行います。

- 主な取組**
- (1) 環境教育・学習の推進
出前環境講座の開催，一般廃棄物処理施設の見学の実施など
 - (2) 環境情報の提供
講演会やパネル展等環境関連行事の開催など
 - (3) 市民協働による取組
環境保全活動団体との連携による自然保護活動や自然観察会の実施など
 - (4) 環境産業の振興
再生可能エネルギー等の普及促進などの優良事例の情報発信など

指 標

項 目	現 状		目 標	
一人1日当たりのごみ排出量 [※]	R元	962 g	R7	930 g
一般廃棄物のリサイクル率 [※]	R元	14.0%	R7	15.3%

※ 現時点での目標値であり，令和4年度（2022年度）に策定する呉市一般廃棄物処理基本計画で目標値を再検討します。

政策分野 8 : 行政経営分野

1 デジタル化の推進

現状・課題

- AI や I o T などの革新的なデジタル技術が進展し、それらがデータを核に駆動することで、社会の在り方が大きく変わろうとしています。このデジタル・トランスフォーメーション（DX）※の波は止まることなく、人類社会が次のステージへ向かうきっかけとなると考えられており、これらの技術革新や社会変革に迅速かつ柔軟に対応することが必要とされています。
- 少子高齢化の進行や産業構造の変化、自然災害や新型コロナウイルスの影響等によるライフスタイル・ワークスタイルの変化など、多様化・複雑化する市民ニーズに対し、限られた職員数（人的リソース）で的確に対応する必要があります。こうしたことから、様々な分野における ICT の活用により業務の効率化を進めるとともに、より質の高い行政サービスを継続的に提供することが求められています。

※ ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること

施策①

スマートシティの推進



施策の方向

Society5.0時代の到来を見据え、社会のあらゆる局面で活用できる情報通信基盤として、光ファイバーによる高速通信網を市内全域に整備します。これにより市内のどこにいてもテレワークやワーケーション等の柔軟な働き方や、I o Tを活用したスマートな暮らし方を可能にします。

また、スマートシティの実現に向けた推進体制を構築するとともに、スマートモビリティの先駆的実装・MaaSの実現に向けた移動・交通に関するデータや医療データなど、公共や民間が持つビッグデータの蓄積・分析を可能とするプラットフォームの構築などに取り組み、地域課題の解決や地域経済の活性化を図ります。

- 主な取組**
- (1) スマートシティの実現に向けた取組
A I ・ビッグデータ ・ 3 D マップ 等の利活用，スマートモビリティ，スマート農業 ・ 水産業，G I G A スクール構想の推進，I C T 人材ネットワークの構築など
 - (2) 呉市オープンデータの拡充
 - (3) 情報通信基盤整備の推進

施策②

自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進



施策の方向 マイナンバー制度と連携したオンライン申請や，窓口でのタブレット申請など，従来の書面による申請をデジタル化することで住民の利便性を向上し，持続可能な形で行政サービスを提供し続けられるよう，庁内業務システムの最適化など自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進します。

- 主な取組**
- (1) 行政サービスのデジタル化の推進
オンライン申請や，タブレット申請など
 - (2) マイナンバー制度への対応
 - (3) 庁内業務システムの最適化
電子決裁の導入など

指 標

項 目	現 状		目 標	
呉市オープンデータの項目数（累計）	R 元	21項目	R 7	100項目
オンライン申請ができる窓口手続（累計）	R 元	29業務	R 7	100業務

政策分野 8 : 行政経営分野

2 行財政改革の推進

現状・課題

- 歳入の根幹である市税収入が伸び悩み、義務的経費の大幅な減少は見込まれない状況にあります。
- 価値観や生活様式の変化に伴い多様化する市民ニーズや新たな行政課題に、迅速かつ的確に対応していく必要があります。
- 呉市の公共施設は、築30年以上の施設が全体の半数を超え、今後、大規模改修が必要となるとともに、人口減少による利用者数の減少が見込まれています。
- 市民や企業などと一緒に未来の呉市の姿の実現に向けて取り組むため、市民に開かれた市政を実現していく必要があります。

施策①

健全な財政運営の確保



施策の方向

社会経済情勢や市内ニーズの変化に的確に対応した持続可能な市政運営を実現するため、「財政構造の弾力性」や「財政運営の安定性・継続性」を念頭に置いて、歳入の確保や歳出規模の縮減に取り組み、健全で持続可能な財政運営の確保に最大限努めます。

主な取組

- (1) 歳入の確保
市税等の収納率向上、ふるさと納税など
- (2) 歳出規模の縮減
市債の元金・利子償還など

施策② 効率的な行政システムの確立



施策の方向

行政サービスの安定的な供給に必要な人員の確保や、市民に分かりやすい組織体制の見直し、定員の適正化を図るとともに、事務事業評価の活用や民間の持つ専門的な知識や技術を生かした質の高いサービスの提供などの推進を図ることで、簡素で効率的な行政システムの確立に取り組みます。

主な取組

- (1) 定員の適正化
- (2) 公・民の適切な役割分担を踏まえた民間委託等の推進
- (3) 事務事業評価の実施

施策③ 長期的かつ総合的な資産経営



施策の方向

次世代に負担をかけないためにも、将来の人口規模、財政規模を踏まえて公共施設等の「量」を縮減するとともに、計画的な保全、耐震化、長寿命化等により「質」を高めます。

主な取組

- (1) 公共施設等総合管理計画に基づく量と質の適正化の推進

施策④ 市民に開かれた透明性の高い市政の実現



施策の方向

コンプライアンスの推進や、適正で効率的な事務の執行を確保するために内部統制機能の充実を図ります。また、包括外部監査の実施や情報公開の適切な推進とともに、市民意見を市政に反映させる仕組みの活用等により、市民に開かれた透明性の高い市政を実現していきます。

主な取組

- (1) 中核市としての行政サービスの提供
- (2) コンプライアンスの推進

- (3) 内部統制機能の充実
内部統制の方針の策定検討など
- (4) 包括外部監査の実施
- (5) 情報公開の推進及び個人情報の適正な管理
情報公開窓口や情報公開制度の周知など
- (6) パブリックコメントの推進

指 標

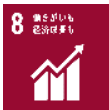
項 目	現 状		目 標	
将来負担比率	R 元	74.4	R 7	60.0

政策分野 8 : 行政経営分野

3 職員・組織の活性化

- 現状・課題**
- 多様化・複雑化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応していくためには、限られた人材と時間を効率的に活用する必要があります。
 - 職員一人ひとりの生活の充実と、その能力を十分に発揮できる環境を整えていく必要があります。
 - 職員の能力や成果を適正に評価し、職員のモチベーションを向上していく必要があります。
 - 多様な人材が活躍できる環境を整える必要があります。

施策① 働き方改革の推進



施策の方向 出産・育児や介護等と仕事の両立など、職員のライフステージに合わせた柔軟な働き方ができる人事制度を整えると同時に、年次有給休暇の取得やテレワークなどの新しい生活様式に対応した働き方を促進し、仕事の生産性や効率性を向上させる好循環を生み出す、働きやすい職場風土の醸成を図ります。

- 主な取組**
- (1) 柔軟な働き方を可能とする人事制度の整備
テレワーク、時差出勤の推進など
 - (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの推進
年休の取得促進、時間外勤務の縮減、ストレスチェックを活用した職場環境の改善など

施策②

職員の育成と組織の活性化



施策の方向

時代の流れに即応した研修や人事交流などの機会を更に充実させ、職員一人ひとりが有する潜在能力を最大限に引き出すとともに、人事評価制度の適正な運用により、資質と能力の向上に取り組めます。

また、再任用職員や任期付職員、会計年度任用職員など多様な人材の活用、様々な行政需要に的確に対応できる柔軟かつ迅速な人員配置などにより、組織の機能を最大限発揮できる体制を築きます。

主な取組

(1) 職員の育成と能力活用

国や県との人事交流、研修事業の充実、人事考課、職員の適性・能力に応じた適材適所の人員配置など

(2) 多様な人材が活躍できる職場づくり

再任用職員や任期付職員、会計年度任用職員の採用など

指 標

項 目	現 状		目 標	
仕事にやりがいを感じている職員の割合	R 元	67.0%	R 7	80%

政策分野 8 : 行政経営分野

4 都市間交流・連携の推進

- 現状・課題**
- 人口減少や広域的な地域の活性化，住民サービスの向上，災害時の相互応援など，市が単独で対応することが困難な課題が生じています。
 - 平和産業港湾都市として，防衛施設との共存を維持しながら，地域経済の発展や市民の安全・安心な暮らしを確保する必要があります。

施策① 広域連携の推進



施策の方向 近接市町との都市間連携を深め，相互の特徴や資源を有効に活用し，圏域全体の活性化や住民サービスの向上等，暮らしやすく住み続けたい都市の形成につながる施策を連携・協力して取り組みます。

また，横須賀市，呉市，佐世保市，舞鶴市の旧軍港四市が協力して，基地周辺対策や旧軍港市転換法に基づく旧軍用財産の転活用，災害時の相互応援などに取り組みます。

- 主な取組**
- (1) 近隣市町との連携の推進
広島広域都市圏協議会，広島中央地域連携中枢都市圏事業など
 - (2) 旧軍港市との連携の推進

指 標

(参考指標) 広島中央地域連携中枢都市圏ビジョンでは，令和22年（2040年）の圏域人口を 486,000 人としています。

第3章 国土強靱化地域計画

1 国土強靱化とは（国土強靱化地域計画策定ガイドライン第7版より抜粋）

国は、東日本大震災において未曾有の大災害を経験し、この教訓を踏まえて「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）（以下「基本法」という。）」を制定しました。

国土強靱化は、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

(1) 基本法の理念と基本目標

ア 理念

我が国は、その国土の地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、数多くの災害に繰り返しさいなまれてきました。そして、規模の大きな災害であればある程に、まさに「忘れた頃」に訪れ、その都度、多くの尊い人命を失い、ばく大な経済的・社会的・文化的損失を被り続けてきました。しかし、災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なります。

大地震等の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図る、といった「事後対策」の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要です。

東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば「国家百年の大計」の国づくり、地域づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていくことが必要です。

そして、この地域づくり、国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、地域、国の持続的な成長を実現し、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要があります。

イ 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進するものです。

ウ 国土強靱化地域計画

地方公共団体は、基本法第13条に基づき、地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、地域の強靱化を総合的かつ計画的に推進するため、国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）を策定しています。

2 国土強靱化地域計画の基本的な考え方

(1) 地域計画策定の趣旨

呉市では、戦後、昭和20年（1945年）9月の枕崎台風、昭和42年（1967年）7月の豪雨、平成11年（1999年）6月の豪雨、平成13年（2001年）3月の芸予地震などの風水害や地震等による自然災害が発生しています。また、平成30年7月豪雨を含め、過去約20年間で災害救助法（昭和22年法律第118号）が5度も適用されているなど、豪雨や台風等による被害を受けやすく、これまでも土砂崩れや高潮による浸水などにより、市民の生命や財産などが甚大な被害を受け、その度に災害から立ち直る経験をしてきた歴史があります。さらに、今後の地球温暖化に伴い、大雨及び短時間強雨の増加や台風の勢力が強まることが予測されています。

こうしたことから、今後起こり得る災害への備えとして、ハードとソフトの両面から国土強靱化に向けた取組を計画的に進めていくための指針となる地域計画を策定するものです。

(2) 計画の位置付け

本地域計画は、基本法第13条に基づいて策定するものであり、呉市の国土強靱化に向けた防災や都市基盤の整備などの取組を計画的に推進するための指針として位置付け、呉市^とき^めき^き未来プラン（令和3年3月策定）などの個別計画の上位計画となるものです。

(3) 大規模自然災害への備え

呉市では、地理的条件及び過去の自然災害、市街地の形成状況を勘案し、以下の大規模自然災害に対するリスクの設定を行います。

ア 台風や豪雨等による風水害

- ・土石流・がけ崩れ等による災害
- ・洪水による浸水被害
- ・高潮による浸水被害

イ 大規模地震による災害

- ・地震による構造物の倒壊や地盤災害
- ・地震に伴う津波による浸水被害

3 呉市の状況

(1) 地勢

呉市は、南西部が瀬戸内海に面し、市域全体を通じて平たん地が少なく、市域面積352.83km²のうち、約55%を山林が占めています。また、近隣町との合併により、島しょ部（倉橋島、鹿島、下蒲刈島、上蒲刈島、豊島、大崎下島など）が市域に含まれ約300kmの海岸線を有する都市となっています。

市域内には、標高順に野呂山（839m）、灰ヶ峰（737m）、休山（500m）、白岳山（358m）などの山々によって、分断された小規模な市街地を形成しており、市域全体では、集落が分断されて集積している形状となっています。なお、こうした山沿いの地域には、川幅が狭小で全長も短い小渓流が数多く存在し、急勾配の溪谷となっています。

(2) 気候

令和元年（2019年）の呉市の年間平均気温は17.2度、年間降水量は1,215.5mmであり、比較的温暖で降水量が少ない瀬戸内気候区に属しています。

(3) 過去の主な自然災害

ア 地震による被害

発生年	地震名称	地震発生状況		被害発生状況	
		震度	深度	人	建物
明治38年 (1905年)	芸予地震	M7 1/4	50km前後	死者11名	家屋全壊 56
昭和24年 (1949年)	安芸灘地震	M6.2	不明	死者2名	不明
平成13年 (2001年)	芸予地震	M6.7	51km	死者1名	家屋全壊 58

出典：芸予地震に係る民間宅地擁壁復旧事業の記録（広島県）

イ 風水害による被害

発生年	災害名称	発生河川	発生場所	人的被害 (人数)		家屋被害 (戸数)		
				死者	負傷者	流出	全・半壊	浸水
昭和20年 (1945年)	枕崎台風	椿川他	呉市一円 (旧市内他)	1,154	440	1,162	792	8,814
昭和42年 (1967年)	昭和42年 豪雨災害	津久茂 川他	呉市 一円	88	231	465	26,000	
平成11年 (1999年)	6.29広島 土砂災害	—	吉浦 東他	8	5	5	31	1,780

出典：芸予地震に係る民間宅地擁壁復旧事業の記録（広島県）

ウ 平成30年7月豪雨災害

発生年	災害名称	人的被害（人数）		家屋等被害（件）					
		死者	負傷者	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	床下浸水	合計
平成30年 (2018年)	平成30年 7月豪雨 災害	29人 うち25人 (直接死) 4人 (関連死)	22	324	133	766	1,266	741	3,230

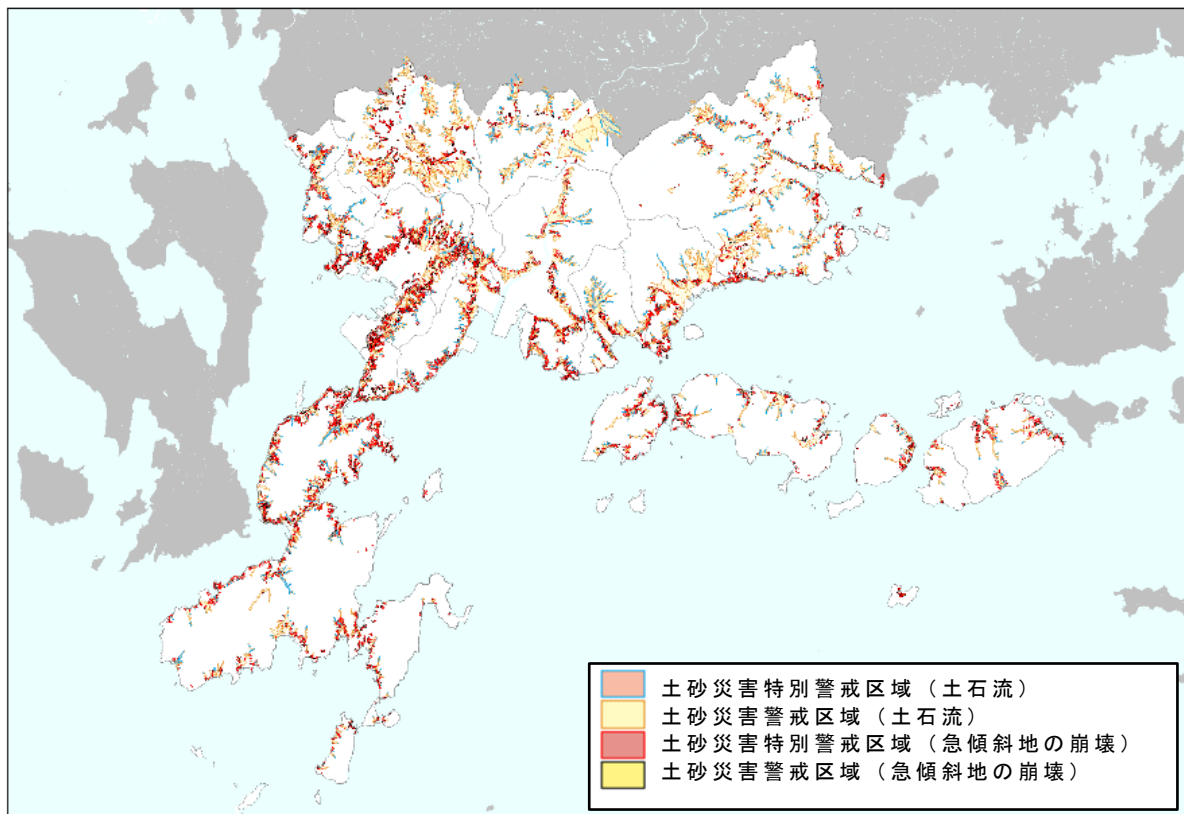
令和2年12月末時点

(4) 自然災害に対する被害想定

ア 土砂災害警戒区域

土砂災害特別警戒区域（土石流），土砂災害警戒区域（土石流），土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊），土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）及びそれぞれの面積は次のとおりです。

【土砂災害特別警戒区域，警戒区域図】



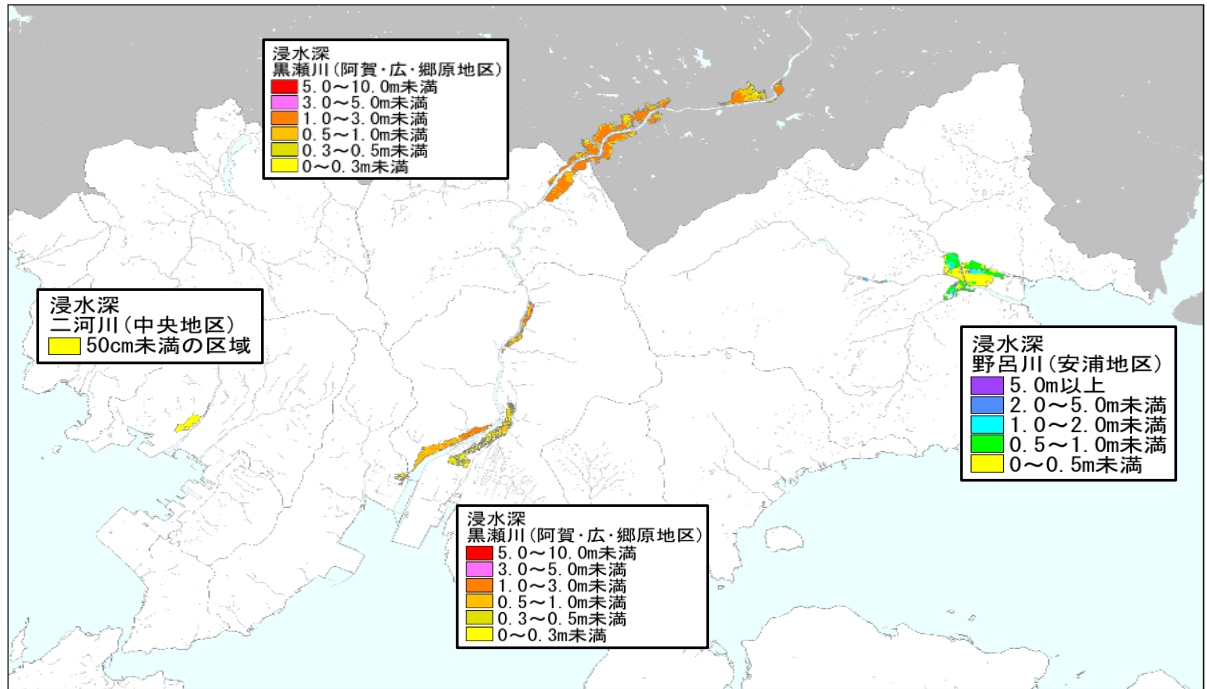
区域	面積（ha）
土砂災害特別警戒区域（土石流）	349.8
土砂災害警戒区域（土石流）	7,558.7
土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）	708.0
土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）	1,916.9

(注) 広島県が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に規定された手法により，土砂災害のおそれのある箇所を調査し，同法に基づいて警戒避難体制整備や土地利用制限等の規制がかかる範囲を広島県防災Webに掲載されたデータ（令和2年3月1日時点）をもとに呉市が国土地理院の地図情報に重ね合わせて作成したものです。なお，この図面は概略位置を示した参考図であり，警戒区域等の境界を明示するものではありません。
また，この図面における土砂災害特別計画区域（土石流）の面積等は，呉市が独自に集計した面積です。

イ 洪水による浸水想定区域

水防法（昭和24年法律第193号）の規定により指定された二河川水系二河川，黒瀬川水系黒瀬川，野呂川水系野呂川の洪水で浸水が想定される区域は次のとおりです。

【洪水浸水想定区域図】



二河川の洪水により浸水が想定される地区及び面積
(単位 ha)

	0～0.5m 未満
中央	10.80

黒瀬川の洪水により浸水が想定される地区及び面積

(単位 ha)

	0～0.3m 未満	0.3～0.5m 未満	0.5～1.0m 未満	1.0～3.0m 未満	3.0～5.0m 未満
阿賀	1.39	0.46	0.37	—	—
広	25.56	10.47	22.30	0.00	0.84
郷原	1.30	1.10	6.70	23.20	0.0026

野呂川の洪水により浸水が想定される地区及び面積

(単位 ha)

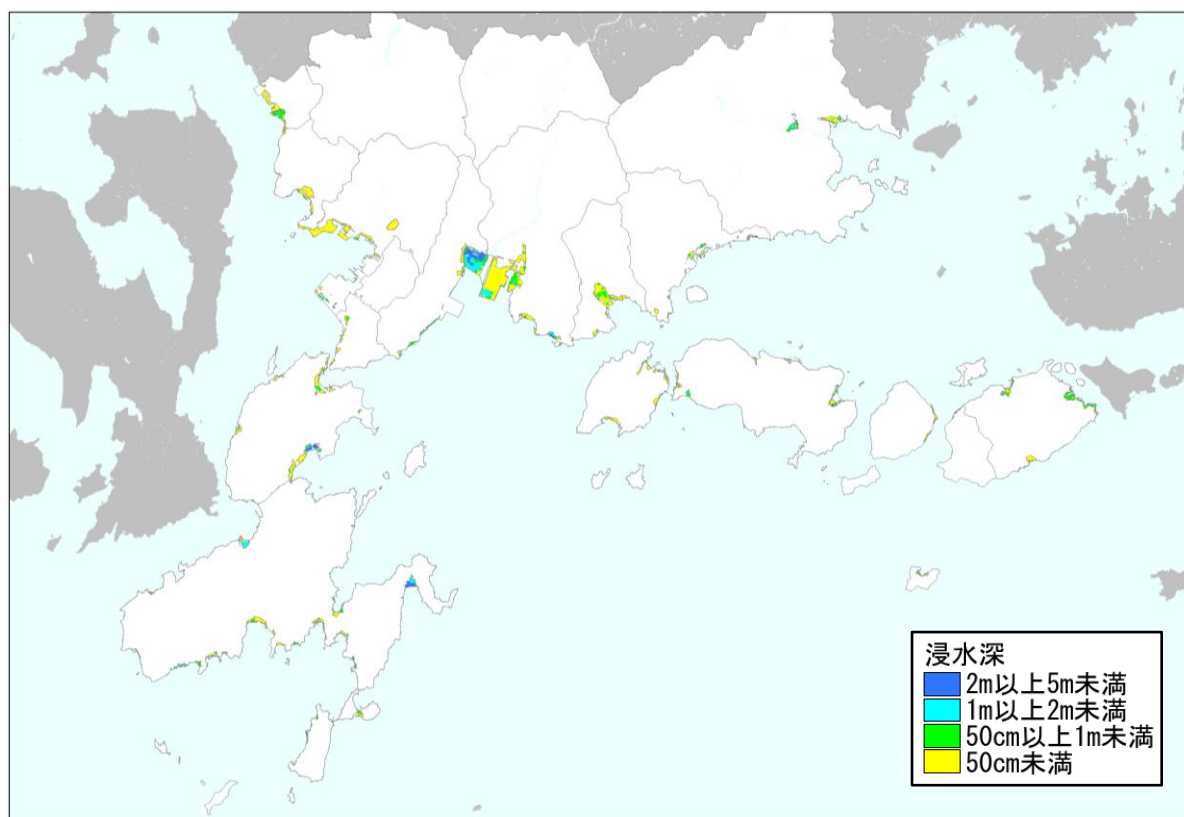
	0～0.5m 未満	0.5～1.0m 未満	1.0～2.0m 未満	2.0～5.0m 未満
安浦	34.88	25.20	5.76	0.06

(注) 水防法の規定により指定された浸水想定区域と当該区域が浸水した場合に想定される水深その他を示したもので、広島県防災Webに掲載されたデータ（令和2年3月1日時点）をもとに呉市が国土地理院の地図情報に重ね合わせて作成したものです。この浸水想定区域は、おおむね100年（二河川は50年）に一度程度起こる大雨を想定してシミュレーションにより求めたもので、支川部の氾濫、高潮、内水による氾濫は考慮していません。

ウ 高潮による浸水想定区域

高潮による浸水が想定される区域は次のとおりです。

【高潮浸水想定区域図】



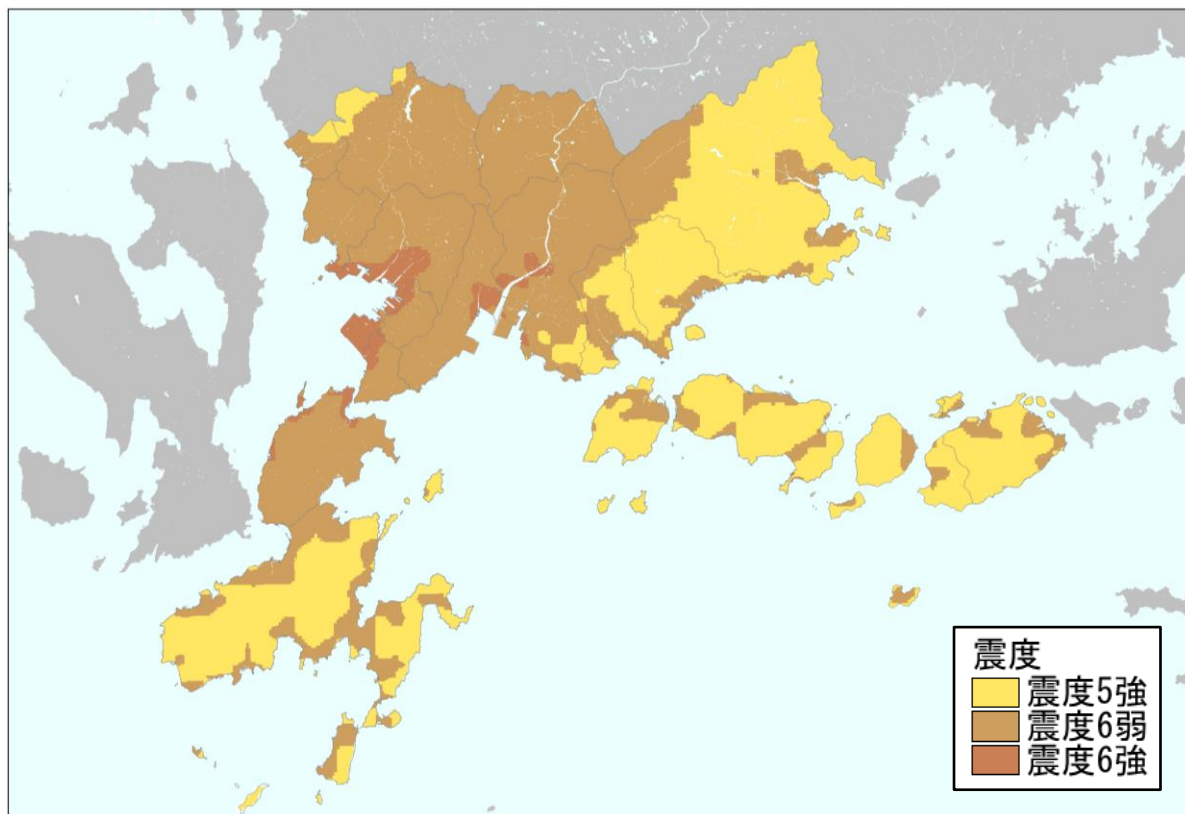
浸水深	面積 (ha)
2 m 以上 5 m 未満	38.9
1 m 以上 2 m 未満	68.4
50cm 以上 1 m 未満	123.4
50cm 未満	451.3

(注) 広島県が30年に一度の確立で発生する台風（平成16年台風16号・18号相当）を想定し、浸水シミュレーションを行ったもので、広島県防災Webに掲載されたデータ（令和2年3月1日時点）をもとに呉市が国土地理院の地図情報に重ね合わせて作成したものです。台風の接近による海面上昇と波浪による浸水は考慮していますが、降雨による河川の氾濫等を考慮していません。

エ 地震による被害状況

広島県が平成25年（2013年）10月に公表した「広島県地震被害想定調査報告書」に記載された呉市への影響が大きい「東南海・南海地震」「安芸灘～伊予灘の地震」「市内直下型地震」が発生した時に想定される震度及び建物倒壊危険度は次のとおりです。

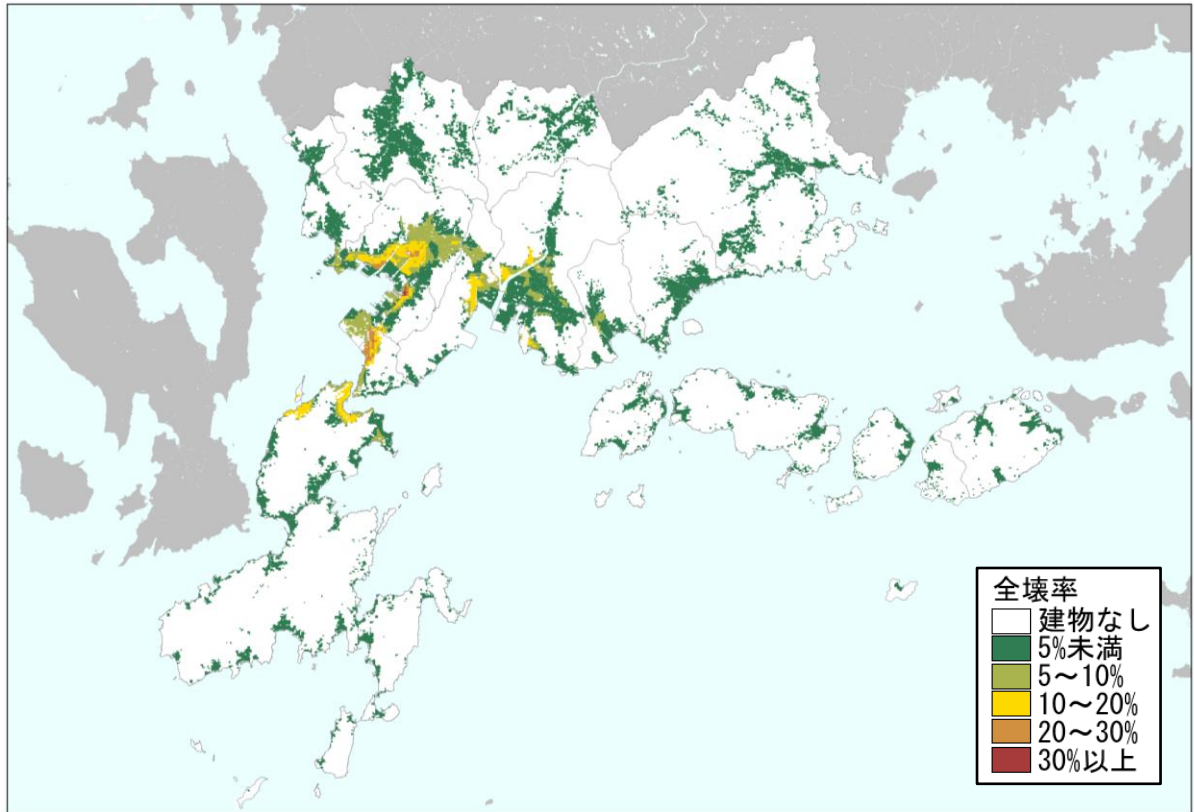
【地震による揺れやすさ区域図】



震度	面積 (ha)
震度6強	1,192.7
震度6弱	18,965.6
震度5強	15,066.8

(注) この図面は、地震発生時に想定される震度を色別に表示したもので、広島県が平成25年10月に公表した「広島県地震被害想定調査報告書」に掲載された呉市への影響が大きい「東南海・南海地震」「安芸灘～伊予灘の地震」「市内直下型地震」を想定し、50mのエリアごとに想定される震度を推計したものを重ね合わせて各地域の最大の震度を呉市が国土地理院の地図情報に重ね合わせて表示したものです。

【地震発生時の建物倒壊危険度分布図】



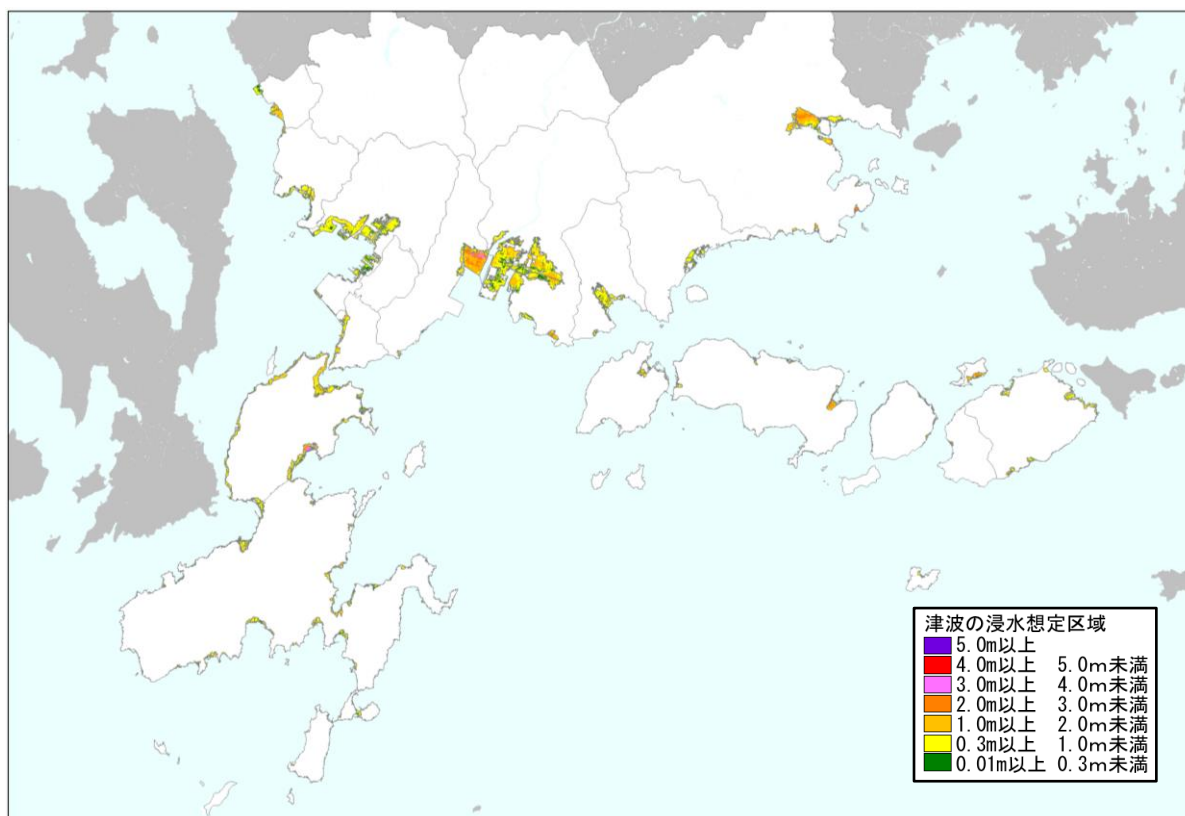
全壊率	面積 (ha)
5 % 未満	5, 586. 7
5 ～10%	839. 5
10～20%	422. 9
20～30%	78. 5
30% 以上	4. 8

(注) この図面は、広島県が平成25年10月に公表した「広島県地震被害想定調査報告書」に掲載された呉市への影響が大きい「東南海・南海地震」「安芸灘～伊予灘の地震」「市内直下型地震」をもとに、地震発生時の建物の倒壊危険度を表示したもので、呉市が国土地理院の地図情報に重ね合わせて地震発生時に建物が全壊する割合を予測し、色別に表したものです。

オ 地震に伴う津波による浸水想定区域

最大クラスの津波により浸水が予測される「浸水域」と「浸水深（各地点の最大の水深）」は次のとおりです。

【浸水想定区域図】



浸水深	面積 (ha)
5 m 以上	0.04
4 m 以上 5 m 未満	0.50
3 m 以上 4 m 未満	10.90
2 m 以上 3 m 未満	53.50
1 m 以上 2 m 未満	244.10
30cm 以上 1 m 未満	662.90
1 cm 以上 30cm 未満	236.40

(注) この図面は、広島県が最大クラスの津波により浸水が予測される浸水域と浸水深（各地点の最大の水深）を表したもので、広島県防災Webに掲載されたデータ（令和2年3月1日時点）をもとに呉市が国土地理院の地図情報に重ね合わせて作成したものです。最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。

なお、今回、示したものは、一定の条件の下で計算した結果であり、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深が更に大きくなったりする場合があります。

4 強靱化の目標

国土強靱化地域計画は、基本法第14条において、国の基本計画と調和が保たれたものでなければならないことが明示されていることから、国の基本計画に即すとともに、広島県国土強靱化地域計画と調和を図って、目標を設定します。

(1) 基本目標

大規模自然災害の発生時に

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

(2) 基本目標を達成するために必要な事前に備えるべき目標

- ①直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急，医療活動が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③必要不可欠な行政機能は確保する
- ④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ライフライン，燃料供給関連施設，交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに，早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

5 基本目標の実現に向け，起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

(1) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と対応策の設定

国の基本計画及び広島県国土強靱化地域計画において設定された大規模自然災害発生時における「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を基に，呉市の実情を踏まえ，次表の1-1から8-3に掲げる大規模自然災害発生時における22の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定します。

また，22の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）に対し，それを回避するための83の対応策を設定します。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)と対応策
<p>1 人命の保護が最大限図られる</p> <p>2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること</p> <p>3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化</p> <p>4 迅速な復旧復興</p>	<p>1 直接死を最大限防ぐ</p>	<p>1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や大規模な火災による多数の死傷者の発生</p> <p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅・建物等の耐震化 ② 土木施設の整備 ③ 住宅の防火・火災予防 ④ 避難体制の構築(組織, ハード整備等) ⑤ 避難訓練の実施(防災意識の向上等) ⑥ 消防力の強化 <p>1-2 津波, 洪水, 高潮等による市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</p> <p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土木施設の整備 ② 消防力の強化 ③ 避難体制の構築(組織, ハード整備等) ④ 避難訓練の実施(防災意識の向上等) <p>1-3 土石流やがけ崩れ等による多数の死傷者の発生</p> <p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土木施設の整備 ② 土砂災害警戒区域等に係る対策 ③ 消防力の強化 ④ 避難体制の構築(組織, ハード整備等) ⑤ 避難訓練の実施(防災意識の向上等) <p>1-4 避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p> <p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土木施設の整備 ② 消防力の強化 ③ 防災情報の伝達方法と情報の見直し ④ 避難体制の整備 ⑤ 避難訓練の実施 ⑥ 防災意識の向上 ⑦ 避難所の環境対策
	<p>2 救助・救急, 医療活動が迅速に行われるとともに, 被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</p>	<p>2-1 被災地での食料・飲料水等, 生命に関わる物資供給の長期停止</p> <p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 備蓄・供給体制の強化 ② 物流機能の強化 ③ ライフラインの確保 <p>2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</p> <p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土木施設の整備 ② 消防力の強化 ③ 防災訓練の実施 ④ 避難場所・避難所の開設・運営 <p>2-3 自衛隊, 警察, 消防, 海保等の被災等による救助・救急活動等の不足</p> <p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 消防力の強化 ② 防災関係機関との連携強化・訓練の実施 ③ 避難体制の構築(組織, ハード整備等) ④ 避難訓練の実施(防災意識の向上等) ⑤ 緊急輸送用道路等の確保 <p>2-4 医療・福祉施設及び関係者の不足・被災, 支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺, 疾病・感染症等の大規模発生</p> <p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害に強い医療体制の構築 ② 疾病・感染症等の予防対策 ③ 緊急輸送用道路等の確保 ④ 避難訓練の実施(防災意識の向上等) <p>2-5 避難所等の規模や機能の不足により, 被災者, 帰宅困難者への支援が十分に確保できない事態</p> <p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 避難場所・避難所の開設・運営 ② 災害時の避難所環境等の改善 ③ 帰宅困難者を発生させないための協力依頼等 ④ 被災者の生活支援

1 人命の保護が最大限図られる	2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 市の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下 対応策 ① 施設の機能強化等 ② 危機管理体制等の強化 ③ 情報・通信システムの運用 ④ 広域連携	
			4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 対応策 ① 非常用電源の確保対策 ② 情報通信設備の電源対策 ③ 避難訓練の実施(防災意識の向上等)	
			5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止等による企業の生産力低下 対応策 ① 事業者の防災対策の促進 ② 交通体系の整備 ③ 港湾・物流機能の強化 ④ 多様な電力等の普及促進 ⑤ 事業者の復旧支援
				5-2 大規模な産業施設の損壊、火災、爆発等 対応策 ① 事業者の防災対策の促進 ② 港湾・物流機能の強化 ③ 消防力の強化
			6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・ガス・食料等の供給機能の停止 対応策 ① 備蓄物資の強化 ② 備蓄物資の供給体制の強化 ③ 物流機能の強化 ④ 港湾・物流機能の確保 ⑤ ライフラインの確保 ⑥ 多様な電力等の普及促進
				6-2 長期間にわたる上水道の供給停止及び下水道施設の機能停止 対応策 ① 飲料水等供給体制の強化 ② 下水道施設の強化 ③ 土木施設の整備 ④ 避難訓練の実施(防災意識の向上等)
				6-3 地域交通ネットワークが分断する事態 対応策 ① 交通体系の整備 ② 公共交通機関の維持・確保 ③ 生活道路の整備 ④ 避難訓練の実施(防災意識の向上等)
			7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 ため池の損壊・機能不全による二次災害の発生 対応策 ① ため池の防災・減災対策 ② 避難訓練の実施(防災意識の向上等)
7-2 有害物質の大規模拡散・流出による二次災害の発生 対応策 ① 危険物施設への対策の実施 ② 避難体制の構築(組織、ハード整備等) ③ 避難訓練の実施(防災意識の向上等)				
7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 対応策 ① 農地の保全 ② 農業用基盤施設の整備 ③ 森林の保全				
8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 対応策 ① 災害廃棄物処理体制の確保 ② 廃棄物処理施設の安定稼働			
	8-2 復旧・復興を支える人材等(専門家、技術者等)の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 対応策 ① 多様な団体との連携			
	8-3 貴重な文化財等の喪失 対応策 ① 文化財の防災対策			

(2) 施策分野の設定

呉市の強靱化に向けた取組を推進していくための施策分野については、前期基本計画における施策分野を設定します。

【設定する分野（8分野）】

- ①子育て・教育
- ②福祉保健
- ③市民生活・防災
- ④文化・スポーツ・生涯学習
- ⑤産業
- ⑥都市基盤
- ⑦環境
- ⑧行政経営

【横断的な視点】（第3編 前期基本計画 第2章 前期基本計画P18）
様々な危機への対応と将来のリスクへの備え

6 重点化する施策

「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）ごとに脆弱性の評価と施策をまとめ、施策に基づく事業を着実に推進していきます。これらの「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）ごとの施策は、全てが取り組むべきものではありませんが呉市の特性や緊急度、被害の影響の大きさの視点から優先度を判断し、次に掲げる11の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を重点化する施策として選定し、より一層の取組の推進に努めるものとします。

【人命保護に直接関わる事態】（9 事態）

1 - 1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や大規模な火災による多数の死傷者の発生
1 - 2	津波，洪水，高潮等による市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1 - 3	土石流やがけ崩れ等による多数の死傷者の発生
1 - 4	避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 - 1	被災地での食料・飲料水等，生命に関わる物資供給の長期停止
2 - 2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
2 - 3	自衛隊，警察，消防，海保等の被災等による救助・救急活動等の不足
2 - 4	医療・福祉施設及び関係者の不足・被災，支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺，疾病・感染症等の大規模発生
2 - 5	避難所等の規模や機能の不足により，被災者，帰宅困難者への支援が十分に確保できない事態

【行政機能の大幅な低下につながる事態】（1 事態）

3 - 1	市の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下
-------	----------------------------------

【経済活動の機能不全に関わる事態】（1 事態）

5 - 1	サプライチェーンの寸断，エネルギー供給の停止等による企業の生産力低下
-------	------------------------------------

7 地域計画の推進に向けて

(1) 多様な主体との連携

地域計画の推進に当たっては，市民，地域関係団体，ボランティア団体，企業等と連携して取り組んでいく必要があります。また，国・県等と相互に連携・情報共有を図りながら，インフラ等の整備や人的・財政支援などを要請していきます。

(2) 推進体制

地域計画の推進に当たっては，全庁的に取り組むこととし，実施に当たっては，国・県等の交付金等の有利な財源を活用するなど強靱化に向けた事業の財源確保に努めていきます。

(3) 進捗管理

地域計画に基づく施策について，進捗管理を行うとともに，必要に応じて，強靱化に向けた事業の追加や事業内容・実施時期の見直しを行います。

8 脆弱性の評価と施策

「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を回避するため，呉市の現状における脆弱性を評価するとともに，その対応について次のとおり整理しました。

なお，強靱化の推進に向けて取り組む事業については，構成事業集に記載しています。

事前に備えるべき目標	1 直接死を最大限防ぐ
------------	-------------

起きてはならない最悪の事態	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や大規模な火災による多数の死傷者の発生
強靱化に向けた対応策	① 住宅・建物等の耐震化	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○公共施設の耐震化</p> <p>公共施設の耐震化率は、71.3%（令和元年度）となっており、今後とも使用が見込まれる施設については、耐震化を引き続き推進していく必要があります。</p> <p>○学校施設等の耐震化</p> <p>呉市立小・中学校施設の耐震化率は、96.6%（令和元年度）となっており、耐震基準を満たしていない学校施設の耐震化を進める必要があります。</p> <p>また、通学路等における、危険と思われるブロック塀等の倒壊防止策が必要です。</p> <p>○住宅の耐震化</p> <p>住宅の耐震化率は、79%（令和元年度）となっており、「呉市耐震改修促進計画」における耐震化率目標を達成するため、住宅の耐震化を引き続き推進していく必要があります。</p>		<p>○公共施設の耐震化</p> <p>「呉市公共施設等総合管理計画」に基づき、建替えや集約化等に計画的に取り組む中で市有施設の耐震化を引き続き推進します。</p> <p>○学校施設等の耐震化</p> <p>耐震基準を満たしていない学校施設について、優先順位を設定し、順次耐震化を進めます。</p> <p>その他、通学路の危険なブロック塀等の除去費用の一部を助成するなど、倒壊等による被害の防止を推進します。</p> <p>○住宅の耐震化</p> <p>住宅については、「呉市耐震改修促進計画」における耐震化率目標の達成を目指して、引き続き補助制度等を実施するとともに、耐震化の進捗を踏まえながら、必要な施策を検討・実施します。</p> <p>また、公営住宅等については、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業及び改良住宅ストック総合改善事業に基づき、建替えや用途廃止、耐震改修等を計画的に実施します。</p>

○要緊急安全確認大規模建築物・広域緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化等

耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物・広域緊急輸送道路沿道建築物については、補助制度を設けて耐震化の促進に取り組んでいますが、耐震性が不十分と判明している建築物について早期の耐震化への取組を促す必要があります。

○多数の者が利用する建築物・避難路沿道建築物の耐震化

多数の者が利用する建築物・避難路沿道建築物については、補助制度を設けて耐震化の促進に取り組んでいますが、耐震性が不十分と判明している建築物について早期の耐震化への取組を促す必要があります。

また、避難路沿線における危険と思われるブロック塀等の倒壊防止策も必要となります。

○大規模盛土造成地の耐震化

呉市内に多数確認されている大規模盛土造成地（マップ公表済）については、早期に安全性を把握し、現地踏査の結果などをまとめた宅地カルテの作成などマップの高度化を図り、宅地の耐震化を推進する必要があります。

○空き家等の適切な管理

空き家率は22.6%（平成30年度）であり、災害時に倒壊等による危険が懸念される老朽空き家等について、解体や適正管理等の対策を図る必要があります。

○要緊急安全確認大規模建築物・広域緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化等

耐震診断が義務付けられた建築物の耐震化を促進するとともに、耐震診断が義務付けられていない建築物についても耐震診断等の支援制度の拡充を検討します。

○多数の者が利用する建築物・避難路沿道建築物の耐震化

多数の者が利用する建築物については、「呉市耐震改修促進計画」における耐震化率の達成を目指して、対象建築物の耐震化を促進し、耐震診断義務付け対象外建築物の耐震診断の支援制度を検討します。

また、避難路沿線の危険なブロック塀等の除去費用の一部を助成するなど、倒壊等による被害の防止を推進します。

○大規模盛土造成地の耐震化

大規模盛土造成地の安全性を調査し、その結果を公表することにより、市民の防災意識の向上を図るとともに、適切な宅地の耐震化を推進します。

○空き家等の適切な管理

空き家の倒壊等による事故防止のため除却工事における解体費用の一部を助成するなど、空き家等の適切な管理を推進します。

強靱化に向けた対応策	② 土木施設の整備	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○災害に強い道路ネットワークの構築</p> <p>自然災害は頻発化・激甚化しており，重要物流道路や緊急輸送道路においても通行止めが発生すると，発災直後の避難や救命救急活動，緊急物資の輸送等に支障をきたす懸念があります。</p> <p>○防災施設の整備</p> <p>災害対策の充実を図るうえで，市民の避難場所や防災活動の拠点となる空間が不足しており，防災拠点としての機能を強化する必要があります。</p>		<p>○災害に強い道路ネットワークの構築</p> <p>高速道路の4車線化や地域を結ぶ道路の機能強化，強靱化対策を促進するとともに，被災し通行止めとなった場合に代替となる道路整備を推進し，多重性を確保します。</p> <p>また，重要物流道路や緊急輸送道路等の橋りょう耐震補強や無電柱化及び老朽化対策を推進し，災害に強い道路ネットワークを構築します。</p> <p>○防災施設の整備</p> <p>災害時には，避難者を収容する場所や災害対策活動を展開するための施設や空間が必要となることから，広域避難場所であり，本庁舎や体育館と連携した防災中枢拠点となる中央公園を始めとした防災拠点の機能強化を図ります。</p>

強靱化に向けた対応策	③ 住宅の防火・火災予防	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○火災予防の取組</p> <p>令和元年中の建物火災の件数は44件，死者数は5名となっています。こうした火災による被害を軽減し，安全・安心なまちづくりを推進していく必要があります。</p>		<p>○火災予防の取組</p> <p>住宅用火災警報器及び住宅用消火器の普及と維持・管理を啓発するとともに，効率的な火災予防査察等を実施し，市民の防火意識の向上を図ります。</p>

強靱化に向けた対応策	④ 避難体制の構築（組織，ハード整備等）	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○災害時における情報伝達手段の多様化 防災情報メール等，災害時における既存の情報伝達手段に加え，より多くの市民が気象情報や避難情報等いつでも，どこでも迅速に入手できる手段を普及させる必要があります。</p> <p>○災害の危険性や予防対策の周知 災害時に市民等の円滑かつ迅速な避難を実現するため，市民等に災害に対する危険性や予防対策等について周知を図る必要があります。</p> <p>○要配慮者に対する支援 災害発生時において，要配慮者の避難行動の遅れが発生する可能性があります。避難体制を整備する必要があります。</p> <p>○自助・共助の取組強化 災害時に市民一人ひとりが適切・的確な行動をとれるように，防災等に関する市民の意識啓発を図る必要があります。</p> <p>○自主防災組織の充実・強化 災害時には，地域住民の助け合いが必要となることから，防災リーダーや</p>	<p>○災害時における情報伝達手段の多様化 防災情報メールの登録促進を図るとともに，防災行政無線の機能強化や避難情報等の一斉電話伝達サービスの導入，伝達情報の多言語化，学校メール配信システムの活用など，災害時における情報伝達手段の多様化を図り，外国人など情報弱者を含めたより多くの市民に情報が伝わるよう取り組みます。</p> <p>○災害の危険性や予防対策の周知 土砂災害等の危険性がある場所を周知し，市民自らが被害等の軽減につながる行動がとれるよう，ハザードマップや避難の手引きの作成・周知に努め，適切な避難行動につながる取組を推進します。</p> <p>○要配慮者に対する支援 「社会福祉施設等の避難確保計画」の策定や，避難行動要支援者台帳の整備，個別計画の作成を行うとともに，福祉関係事業者との避難協力体制を構築するなど，要配慮者に対する支援を推進します。</p> <p>○自助・共助の取組強化 防災等に関する講習会の開催など市民の意識啓発を図る取組を推進するとともに，防災マップの作成など，地域における防災・減災活動を支援します。</p> <p>○自主防災組織の充実・強化 防災への関心を持ち，自主防災活動に参加し協力する市民を育てるととも</p>	

<p>自主防災組織の強化など平時より災害から身を守る力を養う必要があります。</p>	<p>に、自主防災活動を実践していくリーダー等の人材育成を行うことにより、災害が発生した場合に迅速かつ適切に対処できる自主的な防災対応能力の向上を図ります。</p>
--	--

<p>強靱化に向けた対応策</p>	<p>⑤ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）</p>	
<p>脆弱性の評価</p>		<p>施策の推進方針</p>
<p>○防災・危機管理に関する訓練の実施 大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、各種訓練の継続的な実施などを行う必要があります。</p> <p>○防災・減災知識の普及啓発 災害時の被害を軽減させるため、防災教育や防災体験学習を充実させ、市民の防災意識の向上に取り組む必要があります。</p>		<p>○防災・危機管理に関する訓練の実施 総合防災訓練や災害図上訓練など、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施するとともに、地域と連携した防災訓練の実施などを進めます。</p> <p>○防災・減災知識の普及啓発 防災知識の紹介や防災マップの作成支援など、市民の防災・減災知識の普及啓発を図ります。また、呉市防災センターを活用した防災体験学習の充実など、学校等における防災教育の充実を図り、非常時において若い世代が率先して自主的・自発的に状況判断ができ適切な避難行動がとれるような能力を育みます。</p>

<p>強靱化に向けた対応策</p>	<p>⑥ 消防力の強化</p>	
<p>脆弱性の評価</p>		<p>施策の推進方針</p>
<p>○消防・救急・救助体制の整備 災害時に迅速かつ的確な消防・救急・救助活動を実施するため、消防組織の充実・強化、消防施設・車両や装備等の計画的な整備に取り組む必要があります。</p>		<p>○消防・救急・救助体制の整備 大規模火災や多種多様な救助事案に対応するため、消防車両や資機材等の更新、消防通信システムの機能強化や水利の適正な整備を行うとともに、活動拠点となる消防施設の整備を計画的に実施します。また、消防団や他機関との効果的な訓練や研修により消防力の強化を図ります。</p>

○応急手当等普及啓発活動の推進

災害時に市民による迅速かつ的確な応急手当や救命処置を行ってもらうため、各種救急講習等の充実を図る必要があります。

○消防団の充実強化

災害時に地域防災力の中核として重要な役割を果たすため、活動環境の整備や合同訓練等の充実を図る必要があります。

○火災予防の取組【再掲 1-1-③】

令和元年中の建物火災の件数は 44 件、死者数は 5 名となっています。こうした火災による被害を軽減し、安全・安心なまちづくりを推進していく必要があります。

○応急手当等普及啓発活動の推進

災害により多数の傷病者が発生した時、市民の応急手当等による「共助」が重要となるため、応急手当等普及啓発活動を市民に幅広く実施し、救命率の向上を図ります。

○消防団の充実強化

安全で効果的な消防活動を目指し、地域の実状に合わせた消防団車両や装備品の更新、消防団施設の計画的な整備により、地域防災力の向上を図ります。

○火災予防の取組【再掲 1-1-③】

住宅用火災警報器及び住宅用消火器の普及と維持・管理を啓発するとともに、効率的な火災予防査察等を実施し、市民の防火意識の向上を図ります。

指 標

項 目	現 状		目 標	
火災件数（年間）	R 元	44件	R 7	29件
消防団の安全装備品配備率	R 元	25.0%	R 7	100%

起きてはならない最悪の事態	1 - 2	津波，洪水，高潮等による市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
強靱化に向けた対応策	① 土木施設の整備	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○河川の整備</p> <p>豪雨の頻発化・激甚化により河川の氾濫，河道の埋塞や浸食，護岸の損壊や浸水被害が発生する恐れがあるため，河川整備を推進する必要があります。</p> <p>○海岸の整備</p> <p>津波や高潮により海岸施設の損壊や浸水被害が発生する恐れがあるため，海岸整備を推進する必要があります。</p> <p>○港湾・漁港施設の整備</p> <p>港湾・漁港施設のうち，施設の損壊が人命等に重大な影響を及ぼす施設については，高潮や津波等による市民の被害を最小限に留めるため，老朽化により機能不全に陥らないよう適切に維持管理していく必要があります。</p> <p>○下水道施設の防災・減災対策</p> <p>内水による浸水被害を最小限に留めるために，雨水排水施設を整備する必要があります。</p> <p>○災害に強いまちづくり</p> <p>平成 30 年 7 月豪雨では，土砂崩れや河川の氾濫，浸水等により，市民生活や経済活動に甚大な被害が発生しました。このため，再被災の防止に向けた，災害に強いまちづくりを推進する必要があります。</p>		<p>○河川の整備</p> <p>河川の改修を促進するとともに，護岸補修や浚渫など，既存施設の適切な維持管理を実施します。</p> <p>○海岸の整備</p> <p>地域住民の生命及び財産を守り，災害時のライフラインの確保のため計画的に海岸事業（高潮対策）を実施します。</p> <p>○港湾・漁港施設の整備</p> <p>港湾施設及び漁港施設の老朽化対策として維持管理計画等に基づき，計画的に整備・更新していきます。</p> <p>○下水道施設の防災・減災対策</p> <p>老朽化した雨水排水施設の計画的な更新を実施するとともに，浸水被害が多発している地区の整備を推進します。</p> <p>○災害に強いまちづくり</p> <p>避難路の多重性を考慮した地区内の道路整備や避難場所となる公園・広場の整備，グリーンインフラの活用など，災害に強いまちづくりを推進します。</p>

強靱化に向けた対応策	② 消防力の強化	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○消防・救急・救助体制の整備【再掲 1-1-⑥】</p> <p>災害時に迅速かつ的確な消防・救急・救助活動を実施するため、消防組織の充実・強化、消防施設・車両や装備等の計画的な整備に取り組む必要があります。</p> <p>○応急手当等普及啓発活動の推進【再掲 1-1-⑥】</p> <p>災害時に市民による迅速かつ的確な応急手当や救命処置を行ってもらうため、各種救急講習等の充実を図る必要があります。</p> <p>○消防団の充実強化【再掲 1-1-⑥】</p> <p>災害時に地域防災力の中核として重要な役割を果たすため、活動環境の整備や合同訓練等の充実を図る必要があります。</p> <p>○火災予防の取組【再掲 1-1-③】</p> <p>令和元年中の建物火災の件数は 44 件、死者数は 5 名となっています。こうした火災による被害を軽減し、安全・安心なまちづくりを推進していく必要があります。</p>	<p>○消防・救急・救助体制の整備【再掲 1-1-⑥】</p> <p>大規模火災や多種多様な救助事案に対応するため、消防車両や資機材等の更新、消防通信システムの機能強化や水利の適正な整備を行うとともに、活動拠点となる消防施設の整備を計画的に実施します。また、消防団や他機関との効果的な訓練や研修により消防力の強化を図ります。</p> <p>○応急手当等普及啓発活動の推進【再掲 1-1-⑥】</p> <p>災害により多数の傷病者が発生した時、市民の応急手当等による「共助」が重要となるため、応急手当等普及啓発活動を市民に幅広く実施し、救命率の向上を図ります。</p> <p>○消防団の充実強化【再掲 1-1-⑥】</p> <p>安全で効果的な消防活動を目指し、地域の実状に合わせた消防団車両や装備品の更新、消防団施設の計画的な整備により、地域防災力の向上を図ります。</p> <p>○火災予防の取組【再掲 1-1-③】</p> <p>住宅用火災警報器及び住宅用消火器の普及と維持・管理を啓発するとともに、効率的な火災予防査察等を実施し、市民の防火意識の向上を図ります。</p>	

強靱化に向けた対応策	③ 避難体制の構築（組織，ハード整備等）	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○災害時における情報伝達手段の多様化 【再掲 1-1-④】</p> <p>防災情報メール等，災害時における既存の情報伝達手段に加え，より多くの市民が気象情報や避難情報等をいつでも，どこでも迅速に入手できる手段を普及させる必要があります。</p> <p>○災害の危険性や予防対策の周知 【再掲 1-1-④】</p> <p>災害時に市民等の円滑かつ迅速な避難を実現するため，市民等に災害に対する危険性や予防対策等について周知を図る必要があります。</p> <p>○要配慮者に対する支援 【再掲 1-1-④】</p> <p>災害発生時において，要配慮者の避難行動の遅れが発生する可能性があります。避難体制を整備する必要があります。</p> <p>○自助・共助の取組強化 【再掲 1-1-④】</p> <p>災害時に市民一人ひとりが適切・的確な行動をとれるように，防災等に関する市民の意識啓発を図る必要があります。</p>	<p>○災害時における情報伝達手段の多様化 【再掲 1-1-④】</p> <p>防災情報メールの登録促進を図るとともに，防災行政無線の機能強化や避難情報等の一斉電話伝達サービスの導入，伝達情報の多言語化，学校メール配信システムの活用など，災害時における情報伝達手段の多様化を図り，外国人など情報弱者を含めたより多くの市民に情報が伝わるよう取り組みます。</p> <p>○災害の危険性や予防対策の周知 【再掲 1-1-④】</p> <p>土砂災害等の危険性がある場所を周知し，市民自らが被害等の軽減につながる行動がとれるよう，ハザードマップや避難の手引きの作成・周知に努め，適切な避難行動につながる取組を推進します。</p> <p>○要配慮者に対する支援 【再掲 1-1-④】</p> <p>「社会福祉施設等の避難確保計画」の策定や，避難行動要支援者台帳の整備，個別計画の作成を行うとともに，福祉関係事業者との避難協力体制を構築するなど，要配慮者に対する支援を推進します。</p> <p>○自助・共助の取組強化 【再掲 1-1-④】</p> <p>防災等に関する講習会の開催など市民の意識啓発を図る取組を推進するとともに，防災マップの作成など，地域における防災・減災活動を支援します。</p>	

<p>○自主防災組織の充実・強化 【再掲 1-1-④】</p> <p>災害時には、地域住民の助け合いが必要となることから、防災リーダーや自主防災組織の強化など平時より災害から身を守る力を養う必要があります。</p> <p>○教育施設等の整備</p> <p>教育施設等は災害時の避難所等に指定されていることから、計画的に長寿命化などに取り組む必要があります。</p>	<p>○自主防災組織の充実・強化 【再掲 1-1-④】</p> <p>防災への関心を持ち、自主防災活動に参加し協力する市民を育てるとともに、自主防災活動を実践していくリーダー等の人材育成を行うことにより、災害が発生した場合に迅速かつ適切に対処できる自主的な防災対応能力の向上を図ります。</p> <p>○教育施設等の整備</p> <p>「呉市公共施設等総合管理計画」との整合を図りながら、教育施設の整備を実施します。</p>
--	--

<p>強靱化に向けた対応策</p>	<p>④ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）</p>
<p>脆弱性の評価</p>	<p>施策の推進方針</p>
<p>○防災・危機管理に関する訓練の実施 【再掲 1-1-⑤】</p> <p>大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、各種訓練の継続的な実施などを行う必要があります。</p> <p>○防災・減災知識の普及啓発 【再掲 1-1-⑤】</p> <p>災害時の被害を軽減させるため、防災教育や防災体験学習を充実させ、市民の防災意識の向上に取り組む必要があります。</p>	<p>○防災・危機管理に関する訓練の実施 【再掲 1-1-⑤】</p> <p>総合防災訓練や災害図上訓練など、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施するとともに、地域と連携した防災訓練の実施などを進めます。</p> <p>○防災・減災知識の普及啓発 【再掲 1-1-⑤】</p> <p>防災知識の紹介や防災マップの作成支援など、市民の防災・減災知識の普及啓発を図ります。また、呉市防災センターを活用した防災体験学習の充実など、学校等における防災教育の充実を図り、非常時において若い世代が率先して自主的・自発的に状況判断ができ適切な避難行動がとれるような能力を育みます。</p>

○呉港港湾事業継続計画

災害時に重要港湾に指定されている呉港の港湾機能を最低限維持するため、「呉港港湾事業継続計画（BCP）」に基づいた平時のマネジメント活動等を行う必要があります。

○呉港港湾事業継続計画

「呉港港湾事業継続計画（BCP）」の実行性の向上や災害に対する意識の向上を図るため、定期的に訓練等を実施します。

指 標

項 目	現 状		目 標	
高潮（津波）防護達成人口率	R 元	63.5%	R 7	67.0%
雨水整備計画区域のうち、整備が完了した割合※	R 元	38.3%	R 5	41.4%

※目標年度及び数値は、呉市上下水道ビジョンの数値を準用

起きてはならない最悪の事態	1-3	土石流やがけ崩れ等による多数の死傷者の発生
強靱化に向けた対応策	① 土木施設の整備	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○土砂災害防止施設の充実・強化</p> <p>自然災害は頻発化・激甚化しており，土砂災害の発生を防ぐため，土砂災害防止施設の整備や既存施設の適切な維持管理・老朽化対策等を行う必要があります。</p> <p>○災害に強いまちづくり</p> <p>【再掲 1-2-①】</p> <p>平成 30 年 7 月豪雨では，土砂崩れや河川の氾濫，浸水等により，市民生活や経済活動に甚大な被害が発生しました。このため，再被災の防止に向けた，災害に強いまちづくりを推進する必要があります。</p> <p>○河川の整備【再掲 1-2-①】</p> <p>豪雨の頻発化・激甚化により河川の氾濫，河道の埋塞や浸食，護岸の損壊や浸水被害が発生する恐れがあるため，河川整備を推進する必要があります。</p> <p>○墓地施設の整備</p> <p>市営墓地の老朽化が進み，自然災害による被害が多発していることから，災害に強い墓地施設の整備が必要です。</p>		<p>○土砂災害防止施設の充実・強化</p> <p>国や広島県と連携し，「ひろしま砂防アクションプラン」や「平成 30 年 7 月豪雨災害 砂防・治山施設整備計画（緊急事業・激特事業等）」に基づき，砂防・治山施設の整備を促進します。</p> <p>また，呉市施工による急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進するとともに，既存施設の適切な維持管理と老朽化対策を実施します。</p> <p>○災害に強いまちづくり</p> <p>【再掲 1-2-①】</p> <p>避難路の多重性を考慮した地区内の道路整備や避難場所となる公園・広場の整備，グリーンインフラの活用など，災害に強いまちづくりを推進します。</p> <p>○河川の整備【再掲 1-2-①】</p> <p>河川の改修を促進するとともに，護岸補修や浚渫など，既存施設の適切な維持管理を実施します。</p> <p>○墓地施設の整備</p> <p>合葬式市営墓地の整備を進めており，既存市営墓地の縮小など効率的な管理・運営を実施し，災害に強い墓地施設の整備を実施します。</p>

<p>○ため池の防災対策</p> <p>農業用ため池は、農業用水の確保を目的として数多く存在する一方、離農や高齢化により利用者を主体とする管理組織が弱体化し、管理が行き届かなくなるなどの問題が顕著化しています。下流域の住宅化等の進展を踏まえた防災・減災対策を講じていく必要があります。</p> <p>○森林の荒廃防止</p> <p>平成 30 年 7 月豪雨では、呉市内各地で大規模な山地災害が発生し、甚大な被害を及ぼしました。被災山地の早期復旧とともに、荒廃山地の整備など、適切な治山や森林の管理による安全・安心の確保が求められています。</p> <p>また、大雨時における林道の路面排水の不良等によるがけ崩れや土石流の発生の危険性が指摘されており、危険箇所の把握が求められています。</p>	<p>○ため池の防災対策</p> <p>ため池ハザードマップを作成・公表し、地域住民の迅速な避難行動につなげます。</p> <p>また、農業利用するため池は、管理体制の確保や補強工事を推進し、農業利用しなくなったため池は、廃止を推進する等、順次、防災・減災対策を進めます。</p> <p>○森林の荒廃防止</p> <p>被災山地の早期復旧を進めるとともに、山地災害の発生を防ぐため、計画的な治山事業を促進します。</p> <p>また、人工林の間伐や天然林・林道の整備を推進するとともに、森林経営管理制度に基づく私有林（人工林）の間伐を推進します。</p> <p>このほか、地域住民と連携して林道の危険箇所の把握、維持管理に努め、災害に強い豊かな森林の形成を図ります。</p>
---	---

強靱化に向けた対応策	② 土砂災害警戒区域等に係る対策
脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>○建築物の土砂災害等対策</p> <p>呉市は、平地が少なく、斜面に住宅地が広がる地理的特性を有していることから、土砂災害に対する建築物の安全性の強化を進める必要があります。</p> <p>○安全な市街地への誘導</p> <p>人口減少下における持続可能なまちづくりを可能とする「コンパクトシティ」の形成を目指すため、安全な市街</p>	<p>○建築物の土砂災害等対策</p> <p>がけ地近接等危険住宅の移転や、土砂災害特別警戒区域内における住宅・建築物の土砂災害対策改修工事に対する助成などを実施します。また、広島県及び呉市による急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進するとともに、既存施設の適切な維持管理と老朽化対策を実施します。</p> <p>○安全な市街地への誘導</p> <p>「呉市立地適正化計画」の施策を推進し、安全な市街地への都市機能及び居住誘導を実施します。</p>

地への居住誘導，都市機能の適切な誘導を図る必要があります。	
-------------------------------	--

強靱化に向けた対応策	③ 消防力の強化	
	脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>○消防・救急・救助体制の整備【再掲 1-1-⑥】</p> <p>災害時に迅速かつ的確な消防・救急・救助活動を実施するため，消防組織の充実・強化，消防施設・車両や装備等の計画的な整備に取り組む必要があります。</p> <p>○応急手当等普及啓発活動の推進【再掲 1-1-⑥】</p> <p>災害時に市民による迅速かつ的確な応急手当や救命処置を行ってもらうため，各種救急講習等の充実を図る必要があります。</p> <p>○消防団の充実強化【再掲 1-1-⑥】</p> <p>災害時に地域防災力の中核として重要な役割を果たすため，活動環境の整備や合同訓練等の充実を図る必要があります。</p> <p>○火災予防の取組【再掲 1-1-③】</p> <p>令和元年中の建物火災の件数は 44 件，死者数は 5 名となっています。こうした火災による被害を軽減し，安全・安心なまちづくりを推進していく必要があります。</p>	<p>○消防・救急・救助体制の整備【再掲 1-1-⑥】</p> <p>大規模火災や多種多様な救助事案に対応するため，消防車両や資機材等の更新，消防通信システムの機能強化や水利の適正な整備を行うとともに，活動拠点となる消防施設の整備を計画的に実施します。また，消防団や他機関との効果的な訓練や研修により消防力の強化を図ります。</p> <p>○応急手当等普及啓発活動の推進【再掲 1-1-⑥】</p> <p>災害により多数の傷病者が発生した時，市民の応急手当等による「共助」が重要となるため，応急手当等普及啓発活動を市民に幅広く実施し，救命率の向上を図ります。</p> <p>○消防団の充実強化【再掲 1-1-⑥】</p> <p>安全で効果的な消防活動を目指し，地域の実状に合わせた消防団車両や装備品の更新，消防団施設の計画的な整備により，地域防災力の向上を図ります。</p> <p>○火災予防の取組【再掲 1-1-③】</p> <p>住宅用火災警報器及び住宅用消火器の普及と維持・管理を啓発するとともに，効率的な火災予防査察等を実施し，市民の防火意識の向上を図ります。</p>	

<p>強靱化に向けた対応策</p>	<p>④ 避難体制の構築（組織，ハード整備等）</p>	
<p>脆弱性の評価</p>		<p>施策の推進方針</p>
<p>○災害時における情報伝達手段の多様化 【再掲 1-1-④】</p> <p>防災情報メール等，災害時における既存の情報伝達手段に加え，より多くの市民が気象情報や避難情報等をいつでも，どこでも迅速に入手できる手段を普及させる必要があります。</p> <p>○要配慮者に対する支援 【再掲 1-1-④】</p> <p>災害発生時において，要配慮者の避難行動の遅れが発生する可能性があります。避難体制を整備する必要があります。</p> <p>○自助・共助の取組強化 【再掲 1-1-④】</p> <p>災害時に市民一人ひとりが適切・的確な行動をとれるように，防災等に関する市民の意識啓発を図る必要があります。</p> <p>○自主防災組織の充実・強化 【再掲 1-1-④】</p> <p>災害時には，地域住民の助け合いが必要となることから，防災リーダーや自主防災組織の強化など平時より災害から身を守る力を養う必要があります。</p>	<p>○災害時における情報伝達手段の多様化 【再掲 1-1-④】</p> <p>防災情報メールの登録促進を図るとともに，防災行政無線の機能強化や避難情報等の一斉電話伝達サービスの導入，伝達情報の多言語化，学校メール配信システムの活用など，災害時における情報伝達手段の多様化を図り，外国人など情報弱者を含めたより多くの市民に情報が伝わるよう取り組みます。</p> <p>○要配慮者に対する支援 【再掲 1-1-④】</p> <p>「社会福祉施設等の避難確保計画」の策定や，避難行動要支援者台帳の整備，個別計画の作成を行うとともに，福祉関係事業者との避難協力体制を構築するなど，要配慮者に対する支援を推進します。</p> <p>○自助・共助の取組強化 【再掲 1-1-④】</p> <p>防災等に関する講習会の開催など市民の意識啓発を図る取組を推進するとともに，防災マップの作成など，地域における防災・減災活動を支援します。</p> <p>○自主防災組織の充実・強化 【再掲 1-1-④】</p> <p>防災への関心を持ち，自主防災活動に参加し協力する市民を育てるとともに，自主防災活動を実践していくリーダー等の人材育成を行うことにより，災害が発生した場合に迅速かつ適切に</p>	

	対処できる自主的な防災対応能力の向上を図ります。
--	--------------------------

強靱化に向けた対応策	⑤ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）		
	脆弱性の評価	施策の推進方針	
	<p>○防災・危機管理に関する訓練の実施 【再掲 1-1-⑤】</p> <p>大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、各種訓練の継続的な実施などを行う必要があります。</p> <p>○防災・減災知識の普及啓発 【再掲 1-1-⑤】</p> <p>災害時の被害を軽減させるため、防災教育や防災体験学習を充実させ、市民の防災意識の向上に取り組む必要があります。</p>	<p>○防災・危機管理に関する訓練の実施 【再掲 1-1-⑤】</p> <p>総合防災訓練や災害図上訓練など、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施するとともに、地域と連携した防災訓練の実施などを進めます。</p> <p>○防災・減災知識の普及啓発 【再掲 1-1-⑤】</p> <p>防災知識の紹介や防災マップの作成支援など、市民の防災・減災知識の普及啓発を図ります。また、呉市防災センターを活用した防災体験学習の充実など、学校等における防災教育の充実を図り、非常時において若い世代が率先して自主的・自発的に状況判断ができ適切な避難行動がとれるような能力を育みます。</p>	

指 標

項 目	現 状		目 標	
急傾斜地崩壊対策施設の実施箇所（累計）	R 元	745箇所	R 7	755箇所

起きてはならない最悪の事態	1-4	避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
強靱化に向けた対応策	① 土木施設の整備	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○災害に強い道路ネットワークの構築【再掲 1-1-②】</p> <p>自然災害は頻発化・激甚化しており，重要物流道路や緊急輸送道路においても通行止めが発生すると，発災直後の避難や救命救急活動，緊急物資の輸送等に支障をきたす懸念があります。</p> <p>○防災施設の整備【再掲 1-1-②】</p> <p>災害対策の充実を図るうえで，市民の避難場所や防災活動の拠点となる空間が不足しており，防災拠点としての機能を強化する必要があります。</p> <p>○土砂災害防止施設の充実・強化【再掲 1-3-①】</p> <p>自然災害は頻発化・激甚化しており，土砂災害の発生を防ぐため，土砂災害防止施設の整備や既存施設の適切な維持管理・老朽化対策等を行う必要があります。</p>		<p>○災害に強い道路ネットワークの構築【再掲 1-1-②】</p> <p>高速道路の4車線化や地域を結ぶ道路の機能強化，強靱化対策を促進するとともに，被災し通行止めとなった場合に代替となる道路整備を推進し，多重性を確保します。</p> <p>また，重要物流道路や緊急輸送道路等の橋りょう耐震補強や無電柱化及び老朽化対策を推進し，災害に強い道路ネットワークを構築します。</p> <p>○防災施設の整備【再掲 1-1-②】</p> <p>災害時には，避難者を収容する場所や災害対策活動を展開するための施設や空間が必要となることから，広域避難場所であり，本庁舎や体育館と連携した防災中枢拠点となる中央公園を始めとした防災拠点の機能強化を図ります。</p> <p>○土砂災害防止施設の充実・強化【再掲 1-3-①】</p> <p>国や広島県と連携し，「ひろしま砂防アクションプラン」や「平成30年7月豪雨災害 砂防・治山施設整備計画（緊急事業・激特事業等）」に基づき，砂防・治山施設の整備を促進します。</p> <p>また，呉市施工による急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進するとともに，既存施設の適切な維持管理と老朽化対策を実施します。</p>

<p>○災害に強いまちづくり 【再掲 1-2-①】</p> <p>平成 30 年 7 月豪雨では、土砂崩れや河川の氾濫、浸水等により、市民生活や経済活動に甚大な被害が発生しました。このため、再被災の防止に向けた、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。</p> <p>○河川の整備【再掲 1-2-①】</p> <p>豪雨の頻発化・激甚化により河川の氾濫、河道の埋塞や浸食、護岸の損壊や浸水被害が発生する恐れがあるため、河川整備を推進する必要があります。</p>	<p>○災害に強いまちづくり 【再掲 1-2-①】</p> <p>避難路の多重性を考慮した地区内の道路整備や避難場所となる公園・広場の整備、グリーンインフラの活用など、災害に強いまちづくりを推進します。</p> <p>○河川の整備【再掲 1-2-①】</p> <p>河川の改修を促進するとともに、護岸補修や浚渫など、既存施設の適切な維持管理を実施します。</p>
---	---

強靱化に向けた対応策	② 消防力の強化
脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>○消防・救急・救助体制の整備 【再掲 1-1-⑥】</p> <p>災害時に迅速かつ的確な消防・救急・救助活動を実施するため、消防組織の充実・強化、消防施設・車両や装備等の計画的な整備に取り組む必要があります。</p> <p>○応急手当等普及啓発活動の推進 【再掲 1-1-⑥】</p> <p>災害時に市民による迅速かつ的確な応急手当や救命処置を行ってもらうため、各種救急講習等の充実を図る必要があります。</p>	<p>○消防・救急・救助体制の整備 【再掲 1-1-⑥】</p> <p>大規模火災や多種多様な救助事案に対応するため、消防車両や資機材等の更新、消防通信システムの機能強化や水利の適正な整備を行うとともに、活動拠点となる消防施設の整備を計画的に実施します。また、消防団や他機関との効果的な訓練や研修により消防力の強化を図ります。</p> <p>○応急手当等普及啓発活動の推進 【再掲 1-1-⑥】</p> <p>災害により多数の傷病者が発生した時、市民の応急手当等による「共助」が重要となるため、応急手当等普及啓発活動を市民に幅広く実施し、救命率の向上を図ります。</p>

<p>○消防団の充実強化【再掲 1-1-⑥】</p> <p>災害時に地域防災力の中核として重要な役割を果たすため、活動環境の整備や合同訓練等の充実を図る必要があります。</p> <p>○火災予防の取組【再掲 1-1-③】</p> <p>令和元年中の建物火災の件数は 44 件、死者数は 5 名となっています。こうした火災による被害を軽減し、安全・安心なまちづくりを推進していく必要があります。</p>	<p>○消防団の充実強化【再掲 1-1-⑥】</p> <p>安全で効果的な消防活動を目指し、地域の実状に合わせた消防団車両や装備品の更新、消防団施設の計画的な整備により、地域防災力の向上を図ります。</p> <p>○火災予防の取組【再掲 1-1-③】</p> <p>住宅用火災警報器及び住宅用消火器の普及と維持・管理を啓発するとともに、効率的な火災予防査察等を実施し、市民の防火意識の向上を図ります。</p>
--	--

<p>強靱化に向けた対応策</p>	<p>③ 防災情報の伝達方法と情報の見直し</p>	
<p>脆弱性の評価</p>	<p>施策の推進方針</p>	
<p>○災害時における情報伝達手段の多様化【再掲 1-1-④】</p> <p>防災情報メール等、災害時における既存の情報伝達手段に加え、より多くの市民が気象情報や避難情報等をいつでも、どこでも迅速に入手できる手段を普及させる必要があります。</p> <p>○災害の危険性や予防対策の周知【再掲 1-1-④】</p> <p>災害時に市民等の円滑かつ迅速な避難を実現するため、市民等に災害に対する危険性や予防対策等について周知を図る必要があります。</p>	<p>○災害時における情報伝達手段の多様化【再掲 1-1-④】</p> <p>防災情報メールの登録促進を図るとともに、防災行政無線の機能強化や避難情報等の一斉電話伝達サービスの導入、伝達情報の多言語化、学校メール配信システムの活用など、災害時における情報伝達手段の多様化を図り、外国人など情報弱者を含めたより多くの市民に情報が伝わるよう取り組みます。</p> <p>○災害の危険性や予防対策の周知【再掲 1-1-④】</p> <p>土砂災害等の危険性がある場所を周知し、市民自らが被害等の軽減につながる行動がとれるよう、ハザードマップや避難の手引きの作成・周知に努め、適切な避難行動につながる取組を推進します。</p>	

強靱化に向けた対応策	④ 避難体制の整備	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○要配慮者に対する支援 【再掲 1-1-④】</p> <p>災害発生時において、要配慮者の避難行動の遅れが発生する可能性があります。避難体制を整備する必要があります。</p> <p>○自助・共助の取組強化 【再掲 1-1-④】</p> <p>災害時に市民一人ひとりが適切・的確な行動をとれるように、防災等に関する市民の意識啓発を図る必要があります。</p> <p>○自主防災組織の充実・強化 【再掲 1-1-④】</p> <p>災害時には、地域住民の助け合いが必要となることから、防災リーダーや自主防災組織の強化など平時より災害から身を守る力を養う必要があります。</p>	<p>○要配慮者に対する支援 【再掲 1-1-④】</p> <p>「社会福祉施設等の避難確保計画」の策定や、避難行動要支援者台帳の整備、個別計画の作成を行うとともに、福祉関係事業者との避難協力体制を構築するなど、要配慮者に対する支援を推進します。</p> <p>○自助・共助の取組強化 【再掲 1-1-④】</p> <p>防災等に関する講習会の開催など市民の意識啓発を図る取組を推進するとともに、防災マップの作成など、地域における防災・減災活動を支援します。</p> <p>○自主防災組織の充実・強化 【再掲 1-1-④】</p> <p>防災への関心を持ち、自主防災活動に参加し協力する市民を育てるとともに、自主防災活動を実践していくリーダー等の人材育成を行うことにより、災害が発生した場合に迅速かつ適切に対処できる自主的な防災対応能力の向上を図ります。</p>	

強靱化に向けた対応策	⑤ 避難訓練の実施	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○防災・危機管理に関する訓練の実施 【再掲 1-1-⑤】</p> <p>大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、各種訓練の継続的な実施などを行う必要があります。</p>	<p>○防災・危機管理に関する訓練の実施 【再掲 1-1-⑤】</p> <p>総合防災訓練や災害図上訓練など、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施するとともに、地域と連携した防災訓練の実施などを進めます。</p>	

強靱化に向けた対応策	⑥ 防災意識の向上		
脆弱性の評価		施策の推進方針	
<p>○防災・減災知識の普及啓発</p> <p>【再掲 1-1-⑤】</p> <p>災害時の被害を軽減させるため、防災教育や防災体験学習を充実させ、市民の防災意識の向上に取り組む必要があります。</p>		<p>○防災・減災知識の普及啓発</p> <p>【再掲 1-1-⑤】</p> <p>防災知識の紹介や防災マップの作成支援など、市民の防災・減災知識の普及啓発を図ります。また、呉市防災センターを活用した防災体験学習の充実など、学校等における防災教育の充実を図り、非常時において若い世代が率先して自主的・自発的に状況判断ができ適切な避難行動がとれるような能力を育みます。</p>	

強靱化に向けた対応策	⑦ 避難所の環境対策		
脆弱性の評価		施策の推進方針	
<p>○避難所等の施設・設備の充実</p> <p>災害時、避難所等が有効かつ機能的に充実した施設であるために、施設・設備の充実を図る必要があります。</p>		<p>○避難所等の施設・設備の充実</p> <p>避難所等のトイレの洋式化、バリアフリー化、空調設備の設置など設備の充実を図るとともに、避難所内の衛生管理や感染症対策を適切に実施します。</p> <p>また、災害時に必要な備蓄食料、備蓄品などの充実を図ります。</p>	
<p>○避難所等の円滑な運営</p> <p>災害時に迅速かつ円滑な避難所等の運用ができるように体制を整備する必要があります。</p>		<p>○避難所等の円滑な運営</p> <p>自主防災組織等の市民団体と連携した避難所等の開設・運営体制づくりや、避難所運営マニュアルの更新などを行います。</p>	

指 標

項目	現 状		目 標	
一斉電話伝達サービス登録件数	R 元	0 件	R 7	3,000件
地域での避難訓練の実施団体数	R 元	374団体	R 7	440団体

事前に備えるべき目標	2 救助・救急，医療活動が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
------------	---

起きてはならない最悪の事態	2-1	被災地での食料・飲料水等，生命に関わる物資供給の長期停止
強靱化に向けた対応策	① 備蓄・供給体制の強化	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○非常用物資の備蓄 災害発生時には，物資の調達が困難となることが想定されることから，平時より民間事業者等とも連携しながら非常用物資を確保しておく必要があります。</p> <p>○飲料水・生活用水供給体制の整備 平成30年7月豪雨では，広範囲にわたり断水が発生するとともに，道路の被災により迅速な給水活動に支障があったことから，災害時における飲料水・生活用水の供給体制を強化する必要があります。</p>		<p>○非常用物資の備蓄 呉市での備蓄に加えて，民間事業者との災害時協定の締結等を進めることにより，民間備蓄と合わせて，必要な物資の確保を図ります。</p> <p>○飲料水・生活用水供給体制の整備 給水車・給水タンク等の整備や給水体制の見直しを進めます。 また，ペットボトル等による飲料水の備蓄に努めるとともに，災害時における生活用水の確保のため災害時協力井戸の利活用を促進し，給水能力の充実に図ります。</p>

強靱化に向けた対応策	② 物流機能の強化	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○災害に強い道路ネットワークの構築【再掲1-1-②】 自然災害は頻発化・激甚化しており，重要物流道路や緊急輸送道路においても通行止めが発生すると，発災直後の避難や救命救急活動，緊急物資の輸送等に支障をきたす懸念があります。</p>		<p>○災害に強い道路ネットワークの構築【再掲1-1-②】 高速道路の4車線化や地域を結ぶ道路の機能強化，強靱化対策を促進するとともに，被災し通行止めとなった場合に代替となる道路整備を推進し，多重性を確保します。 また，重要物流道路や緊急輸送道路等の橋りょう耐震補強や無電柱化及び老朽化対策を推進し，災害に強い道路ネットワークを構築します。</p>

<p>○民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備</p> <p>大規模災害時における緊急輸送体制を整備するため、民間団体や関係機関との連携を強化する必要があります。</p> <p>○港湾施設の整備</p> <p>災害時には陸上交通機関の機能停止が想定されることから、陸上輸送の代替手段として海上輸送を確実に実施するために、老朽化により港湾施設が機能停止にならないよう適切に維持管理していく必要があります。</p>	<p>○民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備</p> <p>民間団体等との緊急輸送に関する協力協定の締結や防災訓練の実施などにより、災害時の緊急輸送体制の強化を図ります。</p> <p>○港湾施設の整備</p> <p>災害発生後も迅速に海上輸送ルートを確認するために、港湾施設の劣化状況や役割、利用状況等を踏まえた維持管理計画に基づき、計画的に整備・更新していきます。</p>
---	---

<p>強靱化に向けた対応策</p>	<p>③ ライフラインの確保</p>
<p>脆弱性の評価</p>	<p>施策の推進方針</p>
<p>○飲料水・生活用水供給体制の整備【再掲 2-1-①】</p> <p>平成 30 年 7 月豪雨では、広範囲にわたり断水が発生するとともに、道路の被災により迅速な給水活動に支障があったことから、災害時における飲料水・生活用水の供給体制を強化する必要があります。</p> <p>○水道施設の耐震性の向上</p> <p>水道施設の老朽化が進んでいることから、計画的な更新を推進するとともに、施設の耐震化が必要です。</p> <p>○ライフライン機能の確保</p> <p>災害時に電力・ガス等のライフラインを迅速に復旧できるように、民間事業者との協力体制を整える必要があります。</p>	<p>○飲料水・生活用水供給体制の整備【再掲 2-1-①】</p> <p>給水車・給水タンク等の整備や給水体制の見直しを進めます。</p> <p>また、ペットボトル等による飲料水の備蓄に努めるとともに、災害時における生活用水の確保のため災害時協力井戸の利活用を促進し、給水能力の充実に図ります。</p> <p>○水道施設の耐震性の向上</p> <p>水道施設の老朽化対策，耐震化を進めるため，管路及び施設を更新するとともに，冗長性を確保するためのバックアップ施設等の整備を計画的に推進します。</p> <p>○ライフライン機能の確保</p> <p>電力・ガス等のライフライン事業者等と協力し，復旧に係る体制を強化します。</p>

指 標

項 目	現 狀		目 標	
	R 元		R 7	
備蓄食料数	R 元	20,000食	R 7	65,100食
備蓄飲料水	R 元	3,600ℓ	R 7	68,616ℓ

起きてはならない最悪の事態	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
強靱化に向けた対応策	① 土木施設の整備	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○多重型道路ネットワークの形成</p> <p>平成30年7月豪雨では、多くの道路が被災し、呉市と周辺市町が寸断されただけでなく、呉市内各所の道路も寸断されました。</p> <p>自然災害は頻発化・激甚化しており、道路の通行不能により、孤立集落が同時多発的に発生する可能性があります。</p>		<p>○多重型道路ネットワークの形成</p> <p>国・県道の代替路として地域の孤立を防ぎ、日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑える道路整備を推進するとともに、生活環境を改善し、安全を確保するための道路整備や老朽化対策等に取り組みます。</p>
<p>○港湾・漁港施設の整備</p> <p>【再掲 1-2-①】</p> <p>港湾・漁港施設のうち、施設の損壊が人命等に重大な影響を及ぼす施設については、高潮や津波等による市民の被害を最小限に留めるため、老朽化により機能不全に陥らないよう適切に維持管理していく必要があります。</p>		<p>○港湾・漁港施設の整備</p> <p>【再掲 1-2-①】</p> <p>港湾施設及び漁港施設の老朽化対策として維持管理計画等に基づき、計画的に整備・更新していきます。</p>

強靱化に向けた対応策	② 消防力の強化	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○消防・救急・救助体制の整備</p> <p>【再掲 1-1-⑥】</p> <p>災害時に迅速かつ的確な消防・救急・救助活動を実施するため、消防組織の充実・強化、消防施設・車両や装備等の計画的な整備に取り組む必要があります。</p>		<p>○消防・救急・救助体制の整備</p> <p>【再掲 1-1-⑥】</p> <p>大規模火災や多種多様な救助事案に対応するため、消防車両や資機材等の更新、消防通信システムの機能強化や水利の適正な整備を行うとともに、活動拠点となる消防施設の整備を計画的に実施します。また、消防団や他機関との効果的な訓練や研修により消防力の強化を図ります。</p>

<p>○応急手当等普及啓発活動の推進 【再掲 1-1-⑥】</p> <p>災害時に市民による迅速かつ的確な応急手当や救命処置を行ってもらうため、各種救急講習等の充実を図る必要があります。</p> <p>○消防団の充実強化【再掲 1-1-⑥】</p> <p>災害時に地域防災力の中核として重要な役割を果たすため、活動環境の整備や合同訓練等の充実を図る必要があります。</p> <p>○火災予防の取組【再掲 1-1-③】</p> <p>令和元年中の建物火災の件数は 44 件、死者数は 5 名となっています。こうした火災による被害を軽減し、安全・安心なまちづくりを推進していく必要があります。</p>	<p>○応急手当等普及啓発活動の推進 【再掲 1-1-⑥】</p> <p>災害により多数の傷病者が発生した時、市民の応急手当等による「共助」が重要となるため、応急手当等普及啓発活動を市民に幅広く実施し、救命率の向上を図ります。</p> <p>○消防団の充実強化【再掲 1-1-⑥】</p> <p>安全で効果的な消防活動を目指し、地域の実状に合わせた消防団車両や装備品の更新、消防団施設の計画的な整備により、地域防災力の向上を図ります。</p> <p>○火災予防の取組【再掲 1-1-③】</p> <p>住宅用火災警報器及び住宅用消火器の普及と維持・管理を啓発するとともに、効率的な火災予防査察等を実施し、市民の防火意識の向上を図ります。</p>
--	--

<p>強靱化に向けた対応策</p>	<p>③ 防災訓練の実施</p>
<p>脆弱性の評価</p>	<p>施策の推進方針</p>
<p>○孤立を想定した防災訓練</p> <p>大規模災害時において孤立集落が同時多発的に発生する事態を想定した、平素からの防災訓練の実施などにより、危機管理体制の維持・強化を図る必要があります。</p>	<p>○孤立を想定した防災訓練</p> <p>総合防災訓練や災害図上訓練など、初動体制や防災・危機管理に関する訓練において、孤立集落の発生を想定した訓練を企画・実施します。</p>

強靱化に向けた対応策	④ 避難場所・避難所の開設・運営		
脆弱性の評価		施策の推進方針	
<p>○非常用物資の備蓄【再掲 2-1-①】</p> <p>災害発生時には、物資の調達が困難となることが想定されることから、平時より民間事業者等とも連携しながら非常用物資を確保しておく必要があります。</p> <p>○情報通信手段の確保</p> <p>市民に対する情報提供について、情報通信手段の複数化等により、迅速かつ正確に伝える仕組みを構築する必要があります。</p> <p>○避難所等の施設・設備の充実【再掲 1-4-⑦】</p> <p>災害時、避難所等が有効的かつ機能的に充実した施設であるために、施設・設備の充実を図る必要があります。</p>	<p>○非常用物資の備蓄【再掲 2-1-①】</p> <p>呉市での備蓄に加えて、民間事業者との災害時協定の締結等を進めることにより、民間備蓄と合わせて、必要な物資の確保を図ります。</p> <p>○情報通信手段の確保</p> <p>情報通信機能の高度化及び多重化に努めるとともに、適切な管理運営を実施します。</p> <p>○避難所等の施設・設備の充実【再掲 1-4-⑦】</p> <p>避難所等のトイレの洋式化，バリアフリー化，空調設備の設置など設備の充実を図るとともに，避難所内の衛生管理や感染症対策を適切に実施します。</p> <p>また，災害時に必要な備蓄食料，備蓄品などの充実を図ります。</p>		

指 標

項 目	現 状		目 標	
緊急輸送道路，重要物流道路等における橋りょうの耐震化完成箇所（累計）	R 元	0 箇所	R 7	27箇所

起きてはならない最悪の事態	2-3	自衛隊，警察，消防，海保等の被災等による救助・救急活動等の不足
強靱化に向けた対応策	① 消防力の強化	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○消防・救急・救助体制の整備 【再掲 1-1-⑥】</p> <p>災害時に迅速かつ的確な消防・救急・救助活動を実施するため、消防組織の充実・強化、消防施設・車両や装備等の計画的な整備に取り組む必要があります。</p> <p>○応急手当等普及啓発活動の推進 【再掲 1-1-⑥】</p> <p>災害時に市民による迅速かつ的確な応急手当や救命処置を行ってもらうため、各種救急講習等の充実を図る必要があります。</p> <p>○消防団の充実強化【再掲 1-1-⑥】</p> <p>災害時に地域防災力の中核として重要な役割を果たすため、活動環境の整備や合同訓練等の充実を図る必要があります。</p> <p>○応援体制等の強化</p> <p>大規模災害や特殊災害が発生した場合に、迅速で効果的な消防・救急・救助活動を実施するため、他機関との連携や他の市町等から応援を受ける必要があります。</p>	<p>○消防・救急・救助体制の整備 【再掲 1-1-⑥】</p> <p>大規模火災や多種多様な救助事案に対応するため、消防車両や資機材等の更新、消防通信システムの機能強化や水利の適正な整備を行うとともに、活動拠点となる消防施設の整備を計画的に実施します。また、消防団や他機関との効果的な訓練や研修により消防力の強化を図ります。</p> <p>○応急手当等普及啓発活動の推進 【再掲 1-1-⑥】</p> <p>災害により多数の傷病者が発生した時、市民の応急手当等による「共助」が重要となるため、応急手当等普及啓発活動を市民に幅広く実施し、救命率の向上を図ります。</p> <p>○消防団の充実強化【再掲 1-1-⑥】</p> <p>安全で効果的な消防活動を目指し、地域の実状に合わせた消防団車両や装備品の更新、消防団施設の計画的な整備により、地域防災力の向上を図ります。</p> <p>○応援体制等の強化</p> <p>消防ヘリコプターの支援訓練や海上保安部との水難訓練等による他機関との連携強化、緊急消防援助隊の受入体制を強化するための運営訓練や図上訓練を実施し、応援体制の実効性を高めます。</p>	

強靱化に向けた対応策	② 防災関係機関との連携強化・訓練の実施	
	脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>○防災・危機管理に関する訓練の実施 【再掲 1-1-⑤】</p> <p>大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、各種訓練の継続的な実施などを行う必要があります。</p>	<p>○防災・危機管理に関する訓練の実施 【再掲 1-1-⑤】</p> <p>総合防災訓練や災害図上訓練など、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施するとともに、地域と連携した防災訓練の実施などを進めます。</p>	
<p>○防災関係機関等との連携強化</p> <p>災害時に迅速かつ適切に対処するため、民間団体や防災関係機関との連携を強化し、危機管理体制の維持・強化を図る必要があります。</p>	<p>○防災関係機関等との連携強化</p> <p>災害時における相互応援等を円滑に行うため、民間団体や防災関係機関との平時からの情報交換、訓練の実施などに取り組みます。</p>	

強靱化に向けた対応策	③ 避難体制の構築（組織、ハード整備等）	
	脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>○災害時における情報伝達手段の多様化 【再掲 1-1-④】</p> <p>防災情報メール等、災害時における既存の情報伝達手段に加え、より多くの市民が気象情報や避難情報等をいつでも、どこでも迅速に入手できる手段を普及させる必要があります。</p>	<p>○災害時における情報伝達手段の多様化 【再掲 1-1-④】</p> <p>防災情報メールの登録促進を図るとともに、防災行政無線の機能強化や避難情報等の一斉電話伝達サービスの導入、伝達情報の多言語化、学校メール配信システムの活用など、災害時における情報伝達手段の多様化を図り、外国人など情報弱者を含めたより多くの市民に情報が伝わるよう取り組みます。</p>	
<p>○災害の危険性や予防対策の周知 【再掲 1-1-④】</p> <p>災害時に市民等の円滑かつ迅速な避難を実現するため、市民等に災害に対する危険性や予防対策等について周知を図る必要があります。</p>	<p>○災害の危険性や予防対策の周知 【再掲 1-1-④】</p> <p>土砂災害等の危険性がある場所を周知し、市民自らが被害等の軽減につながる行動がとれるよう、ハザードマップや避難の手引きの作成・周知に努め、適切な避難行動につながる取組を推進します。</p>	

○要配慮者に対する支援

【再掲 1-1-④】

災害発生時において、要配慮者の避難行動の遅れが発生する可能性があります。避難体制を整備する必要があります。

○自助・共助の取組強化

【再掲 1-1-④】

災害時に市民一人ひとりが適切・的確な行動をとれるように、防災等に関する市民の意識啓発を図る必要があります。

○自主防災組織の充実・強化

【再掲 1-1-④】

災害時には、地域住民の助け合いが必要となることから、防災リーダーや自主防災組織の強化など平時より災害から身を守る力を養う必要があります。

○防災・減災知識の普及啓発

【再掲 1-1-⑤】

災害時の被害を軽減させるため、防災教育や防災体験学習を充実させ、市民の防災意識の向上に取り組む必要があります。

○要配慮者に対する支援

【再掲 1-1-④】

「社会福祉施設等の避難確保計画」の策定や、避難行動要支援者台帳の整備、個別計画の作成を行うとともに、福祉関係事業者との避難協力体制を構築するなど、要配慮者に対する支援を推進します。

○自助・共助の取組強化

【再掲 1-1-④】

防災等に関する講習会の開催など市民の意識啓発を図る取組を推進するとともに、防災マップの作成など、地域における防災・減災活動を支援します。

○自主防災組織の充実・強化

【再掲 1-1-④】

防災への関心を持ち、自主防災活動に参加し協力する市民を育てるとともに、自主防災活動を実践していくリーダー等の人材育成を行うことにより、災害が発生した場合に迅速かつ適切に対処できる自主的な防災対応能力の向上を図ります。

○防災・減災知識の普及啓発

【再掲 1-1-⑤】

防災知識の紹介や防災マップの作成支援など、市民の防災・減災知識の普及啓発を図ります。また、呉市防災センターを活用した防災体験学習の充実など、学校等における防災教育の充実を図り、非常時において若い世代が率先して自主的・自発的に状況判断ができ適切な避難行動がとれるような能力を育みます。

強靱化に向けた対応策	④ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）	
	脆弱性の評価	施策の推進方針
○防災・危機管理に関する訓練の実施 【再掲 1-1-⑤】	大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、各種訓練の継続的な実施などを行う必要があります。	○防災・危機管理に関する訓練の実施 【再掲 1-1-⑤】 総合防災訓練や災害図上訓練など、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施するとともに、地域と連携した防災訓練の実施などを進めます。

強靱化に向けた対応策	⑤ 緊急輸送用道路等の確保	
	脆弱性の評価	施策の推進方針
○災害に強い道路ネットワークの構築 【再掲 1-1-②】	自然災害は頻発化・激甚化しており、重要物流道路や緊急輸送道路においても通行止めが発生すると、発災直後の避難や救命救急活動、緊急物資の輸送等に支障をきたす懸念があります。	○災害に強い道路ネットワークの構築 【再掲 1-1-②】 高速道路の4車線化や地域を結ぶ道路の機能強化、強靱化対策を促進するとともに、被災し通行止めとなった場合に代替となる道路整備を推進し、多重性を確保します。 また、重要物流道路や緊急輸送道路等の橋りょう耐震補強や無電柱化及び老朽化対策を推進し、災害に強い道路ネットワークを構築します。

指 標

項目	現 状		目 標	
消防団車両の整備（累計）	R 元	7 台	R 7	35 台
自主防災組織活動カバー率（年間）	R 元	83.9%	R 7	88.7%

起きてはならない最悪の事態	2-4	医療・福祉施設及び関係者の不足・被災，支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺，疾病・感染症等の大規模発生
強靱化に向けた対応策	① 災害に強い医療体制の構築	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○救急医療体制の確保</p> <p>大規模災害発生時においても，救急医療体制を確保できるように，市内の病院や消防機関等と連携していく必要があります。</p> <p>○福祉人材及び医療従事者の確保・育成</p> <p>災害時には，福祉人材及び医療従事者の不足が懸念されることから，平時より福祉人材及び医療従事者の確保・育成が必要です。</p>		<p>○救急医療体制の確保</p> <p>大規模災害発生時，迅速に救急医療体制を確保できるように関係機関等との連携体制を構築します。また，公立下蒲刈病院において，施設や医療機器の計画的な整備・充実を図ります。</p> <p>○福祉人材及び医療従事者の確保・育成</p> <p>平時から近隣の自治体及び関連機関と連携して福祉人材及び医療従事者の確保・育成の取組を推進します。</p>

強靱化に向けた対応策	② 疾病・感染症等の予防対策	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○防疫体制の整備</p> <p>長期的な避難等が必要な場合などには，衛生環境が悪化することにより大規模な感染症が発生する可能性があるため，防疫体制を整えておく必要があります。</p> <p>○食品衛生指導体制の整備</p> <p>災害時には，食中毒や飲料水汚染等が発生する可能性があり，食品衛生指導体制を整備する必要があります。</p>		<p>○防疫体制の整備</p> <p>災害時に避難所等で大規模な感染症が発生することを防ぐため，適切な衛生環境の整備や医療機関等と連携し感染症拡大防止策を講じるなど体制を構築するとともに，必要な物資の確保を図ります。</p> <p>○食品衛生指導体制の整備</p> <p>被災地の衛生状況を正確に把握し，適切な食品衛生指導等を実施できる組織体制の整備を推進します。</p>

強靱化に向けた対応策	③ 緊急輸送用道路等の確保	
	脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>○港湾施設の整備【再掲 2-1-②】</p> <p>災害時には陸上交通機関の機能停止が想定されることから、陸上輸送の代替手段として海上輸送を確実に実施するために、老朽化により港湾施設が機能停止にならないよう適切に維持管理していく必要があります。</p> <p>○災害に強い道路ネットワークの構築【再掲 1-1-②】</p> <p>自然災害は頻発化・激甚化しており、重要物流道路や緊急輸送道路においても通行止めが発生すると、発災直後の避難や救命救急活動、緊急物資の輸送等に支障をきたす懸念があります。</p>	<p>○港湾施設の整備【再掲 2-1-②】</p> <p>災害発生後も迅速に海上輸送ルートを確認するために、港湾施設の劣化状況や役割、利用状況等を踏まえた維持管理計画に基づき、計画的に整備・更新していきます。</p> <p>○災害に強い道路ネットワークの構築【再掲 1-1-②】</p> <p>高速道路の4車線化や地域を結ぶ道路の機能強化、強靱化対策を促進するとともに、被災し通行止めとなった場合に代替となる道路整備を推進し、多重性を確保します。</p> <p>また、重要物流道路や緊急輸送道路等の橋りょう耐震補強や無電柱化及び老朽化対策を推進し、災害に強い道路ネットワークを構築します。</p>	

強靱化に向けた対応策	④ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）	
	脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>○防災・危機管理に関する訓練の実施【再掲 1-1-⑤】</p> <p>大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、各種訓練の継続的な実施などを行う必要があります。</p>	<p>○防災・危機管理に関する訓練の実施【再掲 1-1-⑤】</p> <p>総合防災訓練や災害図上訓練など、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施するとともに、地域と連携した防災訓練の実施などを進めます。</p>	

指 標

項 目	現 状		目 標	
市内医師数（人口10万人対）	H 30	330人	R 7	344人
市内看護師数（人口10万人対）	H 30	1,785人	R 7	1,995人

起きてはならない最悪の事態	2-5	避難所等の規模や機能の不足により，被災者，帰宅困難者への支援が十分に確保できない事態
強靱化に向けた対応策	① 避難場所・避難所の開設・運営	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○避難所の指定</p> <p>災害時に避難した市民等を一時的に滞在させるための避難場所を確保し，適切な運営体制を整えていく必要があります。</p>		<p>○避難所の指定</p> <p>呉市地域防災計画に基づき，避難所，福祉避難所の指定を行い，所在・名称，対応する災害種別等について市民へ周知を行います。</p>

強靱化に向けた対応策	② 災害時の避難所環境等の改善	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○防災施設の整備【再掲 1-1-②】</p> <p>災害対策の充実を図るうえで，市民の避難場所や防災活動の拠点となる空間が不足しており，防災拠点としての機能を強化する必要があります。</p>		<p>○防災施設の整備【再掲 1-1-②】</p> <p>災害時には，避難者を収容する場所や災害対策活動を展開するための施設や空間が必要となることから，広域避難場所であり，本庁舎や体育館と連携した防災中枢拠点となる中央公園を始めとした防災拠点の機能強化を図ります。</p>
<p>○公園の防災機能の強化</p> <p>災害発生時の一時避難場所等に利用することができるよう，公園における防災機能の強化を図る必要があります。</p>		<p>○公園の防災機能の強化</p> <p>災害発生時の避難場所を確保するため，防災公園の整備を推進します。</p> <p>また，災害時の利用を想定し，老朽化している公園のトイレ等の更新を計画的に進めます。</p>
<p>○避難所等の施設・設備の充実【再掲 1-4-⑦】</p> <p>災害時，避難所等が有効かつ機能的に充実した施設であるために，施設・設備の充実を図る必要があります。</p>		<p>○避難所等の施設・設備の充実【再掲 1-4-⑦】</p> <p>避難所等のトイレの洋式化，バリアフリー化，空調設備の設置など設備の充実を図るとともに，避難所内の衛生管理や感染症対策を適切に実施します。</p> <p>また，災害時に必要な備蓄食料，備蓄品などの充実を図ります。</p>

○避難経路の安全確保

災害が夜間に発生した際、避難所等まで安全に移動できるように、設備の充実を図る必要があります。

○非常用物資の備蓄【再掲 2-1-①】

災害発生時には、物資の調達が困難となることが想定されることから、平時より民間事業者等とも連携しながら非常用物資を確保しておく必要があります。

○福祉避難所の整備

災害時には要配慮者への良好な生活環境を確保する必要があります。福祉避難所を適切に整備する必要があります。

○情報通信手段の確保

【再掲 2-2-④】

市民に対する情報提供について、情報通信手段の複数化等により、迅速かつ正確に伝える仕組みを構築する必要があります。

○被災者の安定した居住の確保

居住していた住宅が被災し、避難所等へ避難している被災者を仮設住宅等へ早急に入居させるとともに、安定した居住が確保される住宅への転居を早期に実現する必要があります。

○避難経路の安全確保

自治会等が設置するLED防犯灯及び防犯カメラの設置や維持費等を補助することにより設備の充実を図り、夜間に避難所へ移動する際の市民の安全を確保します。

○非常用物資の備蓄【再掲 2-1-①】

呉市での備蓄に加えて、民間事業者との災害時協定の締結等を進めることにより、民間備蓄と合わせて、必要な物資の確保を図ります。

○福祉避難所の整備

要配慮者の良好な生活環境を確保するため、福祉避難所の対象となる者の現状を把握し、福祉避難所として機能するための必要な施設整備を実施します。

○情報通信手段の確保

【再掲 2-2-④】

情報通信機能の高度化及び多重化に努めるとともに、適切な管理運営を実施します。

○被災者の安定した居住の確保

仮設住宅の建設場所については、保健衛生、交通、教育等について配慮し、あらかじめ把握している公有地で確保します。

また、市営住宅の空き部屋を活用し、被災者への入居体制を整えます。

強靱化に向けた対応策	③ 帰宅困難者を発生させないための協力依頼等	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○帰宅困難者対応体制の確保</p> <p>災害発生時における帰宅困難者への適切で迅速な対応を行うため、企業や学校等を始めとした関係団体等と連携した対応体制を確保する必要があります。</p> <p>○呉駅周辺地域における防災拠点機能の強化</p> <p>平成30年7月豪雨における幹線道路やJR呉線等の被害を踏まえ、災害に強い交通体系の構築と防災機能を備えた交通拠点を整備する必要があります。</p> <p>○被災者の安定した居住の確保 【再掲2-5-②】</p> <p>居住していた住宅が被災し、避難所等へ避難している被災者を仮設住宅等へ早急に入居させるとともに、安定した居住が確保される住宅への転居を早期に実現する必要があります。</p>		<p>○帰宅困難者対応体制の確保</p> <p>帰宅困難者対応マニュアルを作成するとともに、企業・学校等への協力依頼や、ホテル・観光施設等と連携した情報発信を行うなど、帰宅困難者を発生させないための取組を実施します。</p> <p>○呉駅周辺地域における防災拠点機能の強化</p> <p>災害時における緊急輸送バス、緊急輸送船などの代替交通の発着機能の強化や情報発信機能の充実を図ります。</p> <p>また、JR呉駅に新たに創出するデッキや複合施設などの空間を、災害時には一時的な避難場所や帰宅困難者等の受入空間、災害支援の活動拠点として活用できるよう、防災機能整備や運用を図ります。</p> <p>○被災者の安定した居住の確保 【再掲2-5-②】</p> <p>仮設住宅の建設場所については、保健衛生、交通、教育等について配慮し、あらかじめ把握している公有地で確保します。</p> <p>また、市営住宅の空き部屋を活用し、被災者への入居体制を整えます。</p>

強靱化に向けた対応策	④ 被災者の生活支援	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○被災者の生活支援</p> <p>被災者は、大きな精神的・身体的ストレスに加え、複合的な問題を抱えており、早期の生活再建に向けて、総合的な支援を行う必要があります。</p>		<p>○被災者の生活支援</p> <p>保健師や心のケアチームによる見守り・相談支援活動を発災直後から開始するとともに、地域支え合いセンターを開設し、被災者に寄り添った住まいや日常生活の相談支援、孤</p>

	立化防止や健康維持支援を実施します。
--	--------------------

指 標

項 目	現 状		目 標	
新たな避難所・避難場所の確保箇所数（累計）	R 元	-	R 7	5 箇所

事前に備えるべき目標	3 必要不可欠な行政機能は確保する
------------	-------------------

起きてはならない最悪の事態	3-1	市の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下
強靱化に向けた対応策	① 施設の機能強化等	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○公共施設の耐震化【再掲 1-1-①】</p> <p>公共施設の耐震化率は、71.3%（令和元年度）となっており、今後とも使用が見込まれる施設については、耐震化を引き続き推進していく必要があります。</p> <p>○防潮板の設置</p> <p>市有施設において建物内への浸水を防ぐ防潮板の設置、設置方法の適切な指導等を行う必要があります。</p> <p>○電力の確保</p> <p>大規模災害時の電力供給停止等に備え、庁舎を始めとした公共施設において必要な電力を確保する必要があります。</p> <p>○庁内ネットワークの強靱化</p> <p>庁内ネットワークが損傷し、システムの使用に支障が生じた場合に備え、必要最低限の行政機能を維持するネットワークを構築する必要があります。</p>		<p>○公共施設の耐震化【再掲 1-1-①】</p> <p>「呉市公共施設等総合管理計画」に基づき、建替えや集約化等に計画的に取り組む中で市有施設の耐震化を引き続き推進します。</p> <p>○防潮板の設置</p> <p>災害を想定し、防潮板の設置促進、既存設置場所の整理、設置方法の確認等を推進します。</p> <p>○電力の確保</p> <p>大規模災害時の電力供給停止等に備え、庁舎を始めとした公共施設において、発電機の備蓄を行うなど必要な電力を確保します。</p> <p>○庁内ネットワークの強靱化</p> <p>災害対策活動拠点である本庁舎、各支所について、ネットワーク回線の複線化等に取り組みます。</p>

強靱化に向けた対応策	② 危機管理体制等の強化	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○業務継続計画の検証・見直し</p> <p>大規模な地震災害等が発生した場合でも適切な業務を行うことを目的に、呉市業務継続計画（地震災害編）を策</p>		<p>○業務継続計画の検証・見直し</p> <p>豪雨、台風、地震等を想定し、内閣府における「市町村のための業務継続計画作成ガイド」、広島県策定の大規</p>

<p>定していますが、平成30年7月豪雨等を踏まえ、検証・見直しが必要となっています。</p> <p>○地域防災計画の定期的な更新</p> <p>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、呉市の地域に係る防災に関し、関係機関等が処理すべき事務や災害予防、災害復旧等に関する事項を定めた、呉市地域防災計画を策定していますが、災害発生状況等を踏まえ、定期的な更新が必要です。</p> <p>○市職員への情報伝達</p> <p>市職員に対し、災害に関する情報を迅速に伝達する手段を確保する必要があります。</p> <p>○防災・危機管理に関する訓練の実施【再掲1-1-⑤】</p> <p>大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、各種訓練の継続的な実施などを行う必要があります。</p>	<p>模地震時の業務継続計画及び同計画に基づくマニュアルを参考に「呉市業務継続計画（地震災害編）」の見直しを行い、訓練等を通じて検証します。</p> <p>○地域防災計画の定期的な更新</p> <p>地震、大雨、豪雨等を想定し、内閣府の作成する防災基本計画、広島県地域防災計画等の上位計画との整合を図りながら、呉市地域防災計画の定期的な見直しを行っていきます。</p> <p>○市職員への情報伝達</p> <p>職員防災メールや庁内LANを活用し、市職員への災害に関する情報の迅速な伝達に努めます。</p> <p>○防災・危機管理に関する訓練の実施【再掲1-1-⑤】</p> <p>総合防災訓練や災害図上訓練など、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施するとともに、地域と連携した防災訓練の実施などを進めます。</p>
--	--

強靱化に向けた対応策	③ 情報・通信システムの運用
脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>○庁内ネットワークの強靱化【再掲3-1-①】</p> <p>庁内ネットワークが損傷し、システムの使用に支障が生じた場合に備え、必要最低限の行政機能を維持するネットワークを構築する必要があります。</p>	<p>○庁内ネットワークの強靱化【再掲3-1-①】</p> <p>災害対策活動拠点である本庁舎、各支所について、ネットワーク回線の複線化等に取り組みます。</p>

<p>○防災行政無線等の管理体制の充実</p> <p>防災行政無線等の防災情報伝達手段の破損等により市民に正確な情報が伝達できず市民の避難が遅れる恐れがあります。</p>	<p>○防災行政無線等の管理体制の充実</p> <p>防災行政無線等の防災情報伝達手段の機能強化を図るとともに、継続的・定期的な維持管理を行うなど、管理体制の充実に取り組みます。</p>
--	--

<p>強靱化に向けた対応策</p>	<p>④ 広域連携</p>		
<p>脆弱性の評価</p>		<p>施策の推進方針</p>	
<p>○他自治体との連携強化</p> <p>非常時には一時的に市役所で対応する業務が増加することが想定されることから、大規模災害時に他の自治体等からの協力による支援活動を迅速かつ円滑に行うことができるように、平時より他自治体等と連携を図る必要があります。</p>	<p>○他自治体との連携強化</p> <p>広域連携に基づく他の自治体からの職員や応援物資供給を活用するために、受援計画の策定に取り組みます。</p>		

指 標

項 目	現 状		目 標	
受援計画の策定	R 元	未策定	R 7	策定完了

事前に備えるべき目標	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
------------	----------------------------

起きてはならない最悪の事態	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
強靱化に向けた対応策	① 非常用電源の確保対策	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○再生可能エネルギー等の普及促進</p> <p>大規模災害発生時に、公共施設だけではなく、各家庭においても電力等の確保が必要です。</p> <p>○電力の確保【再掲3-1-①】</p> <p>大規模災害時の電力供給停止等に備え、庁舎を始めとした公共施設において必要な電力を確保する必要があります。</p>		<p>○再生可能エネルギー等の普及促進</p> <p>再生可能エネルギーの普及促進に加え、家庭用燃料電池（エネファーム）等の多様な電力の普及促進を図ります。</p> <p>○電力の確保【再掲③-1-①】</p> <p>大規模災害時の電力供給停止等に備え、庁舎を始めとした公共施設において、発電機の備蓄を行うなど必要な電力を確保します。</p>

強靱化に向けた対応策	② 情報通信設備の電源対策	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○電線類の地中化（無電柱化）</p> <p>台風の大型化による電柱の倒壊や電線の切断など電力供給の停止等に備え、多様な手法を活用した無電柱化を進める必要があります。</p>		<p>○電線類の地中化（無電柱化）</p> <p>重要物流道路や緊急輸送道路において、情報通信機能や電力の供給を確保するとともに、電柱倒壊による通行止めを防ぐよう無電柱化を推進します。</p>

強靱化に向けた対応策	③ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○防災・危機管理に関する訓練の実施【再掲1-1-⑤】</p> <p>大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、各種訓練の継続的な実施などを行う必要があります。</p>		<p>○防災・危機管理に関する訓練の実施【再掲1-1-⑤】</p> <p>総合防災訓練や災害図上訓練など、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施するとともに、地域と連携した防災訓練の実施などを進め</p>

	ます。
--	-----

指 標

項 目	現 状		目 標	
家庭用燃料電池（エネファーム）設置件数（累計）	R 元	222件	R 7	396件

事前に備えるべき目標	5 経済活動を機能不全に陥らせない
------------	-------------------

起きてはならない最悪の事態	5-1	サプライチェーンの寸断，エネルギー供給の停止等による企業の生産力低下
強靱化に向けた対応策	① 事業者の防災対策の促進	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○事業者の事業継続計画の策定啓発</p> <p>災害発生時において，事業活動への影響を最小限に抑えるとともに，事業活動の継続に向け事業継続計画（BCP）の策定を推進する必要があります。</p> <p>○事業者の防災対策の推進</p> <p>災害時等において被害を最小限に留め，企業活動が停止しないよう，地域や関係者と連携した防災対策を進める必要があります。</p> <p>○呉港港湾事業継続計画 【再掲 1-2-④】</p> <p>災害時に重要港湾に指定されている呉港の港湾機能を最低限維持するため，「呉港港湾事業継続計画（BCP）」に基づいた平時のマネジメント活動等を行う必要があります。</p>		<p>○事業者の事業継続計画の策定啓発</p> <p>事業者における事業継続計画（BCP）策定の啓発，さらには，災害時に機能を発揮できる体制づくりを推進します。</p> <p>○事業者の防災対策の推進</p> <p>災害時等において，事業活動が停止しないよう，事業者に対して防災組織の結成，帰宅困難となった従業員等への対応などの防災対策を依頼します。</p> <p>○呉港港湾事業継続計画 【再掲 1-2-④】</p> <p>「呉港港湾事業継続計画（BCP）」の実行性の向上や災害に対する意識の向上を図るため，定期的に訓練等を実施します。</p>

強靱化に向けた対応策	② 交通体系の整備	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○災害に強い道路ネットワークの構築 【再掲 1-1-②】</p> <p>自然災害は頻発化・激甚化しており，重要物流道路や緊急輸送道路においても通行止めが発生すると，発災直後の避難や救命救急活動，緊急物資の輸送等に支障をきたす懸念がありま</p>		<p>○災害に強い道路ネットワークの構築 【再掲 1-1-②】</p> <p>高速道路の4車線化や地域を結ぶ道路の機能強化，強靱化対策を促進するとともに，被災し通行止めとなった場合に代替となる道路整備を推進し，多重性を確保します。</p>

す。	また、重要物流道路や緊急輸送道路等の橋りょう耐震補強や無電柱化及び老朽化対策を推進し、災害に強い道路ネットワークを構築します。
----	---

強靱化に向けた対応策	③ 港湾・物流機能の強化	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○港湾施設の整備【再掲 2-1-②】</p> <p>災害時には陸上交通機関の機能停止が想定されることから、陸上輸送の代替手段として海上輸送を確実に実施するために、老朽化により港湾施設が機能停止にならないよう適切に維持管理していく必要があります。</p> <p>○海上輸送路の確保</p> <p>災害時には陸上交通機関の通行止めが発生するなど機能停止により、陸上輸送に支障が出るのが想定されることから、陸上輸送の代替手段として海上輸送路の確保が必要です。</p>	<p>○港湾施設の整備【再掲 2-1-②】</p> <p>災害発生後も迅速に海上輸送ルートを確認するために、港湾施設の劣化状況や役割、利用状況等を踏まえた維持管理計画に基づき、計画的に整備・更新していきます。</p> <p>○海上輸送路の確保</p> <p>阿賀マリノふ頭物流機能強化などにより、海上輸送路の確保を図ります。</p>	

強靱化に向けた対応策	④ 多様な電力等の普及促進	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○再生可能エネルギー等の普及促進【再掲 4-1-①】</p> <p>大規模災害発生時に、公共施設だけではなく、各家庭においても電力等の確保が必要です。</p>	<p>○再生可能エネルギー等の普及促進【再掲 4-1-①】</p> <p>再生可能エネルギーの普及促進に加え、家庭用燃料電池（エネファーム）等の多様な電力の普及促進を図ります。</p>	

強靱化に向けた対応策	⑤ 事業者の復旧支援	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○事業者の事業継続力強化</p> <p>自然災害の発生により事業活動の継続に支障をきたす事態が想定されることから、自然災害などの経営リスクか</p>	<p>○事業者の事業継続力強化</p> <p>国及び広島県の支援により、商工会議所及び商工会が呉市と共同し、自然災害に関する「事業継続力強化支援計</p>	

<p>ら企業を守り，事業継続を支援する必要があります。</p>	<p>画」を策定するとともに，事業継続力強化支援事業の実施体制を構築し，事前，発災後の対策を実施する。</p>
---------------------------------	---

指 標

項 目	現 状		目 標	
呉港BCP訓練の実施回数（累計）	R 元	1 回	R 7	5 回
内航定期航路就航数（累計）	R 元	0 便	R 7	1 便

起きてはならない最悪の事態	5-2	大規模な産業施設の損壊，火災，爆発等
強靱化に向けた対応策	① 事業者の防災対策の促進	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○事業者の事業継続計画の策定啓発 【再掲 5-1-①】</p> <p>災害発生時において，事業活動への影響を最小限に抑えるとともに，事業活動の継続に向け事業継続計画（BCP）の策定を推進する必要があります。</p> <p>○事業者の防災対策の推進 【再掲 5-1-①】</p> <p>災害時等において被害を最小限に留め，企業活動が停止しないよう，地域や関係者と連携した防災対策を進める必要があります。</p> <p>○呉港港湾事業継続計画 【再掲 1-2-④】</p> <p>災害時に重要港湾に指定されている呉港の港湾機能を最低限維持するため，「呉港港湾事業継続計画（BCP）」に基づいた平時のマネジメント活動等を行う必要があります。</p> <p>○危険物施設の安全対策の推進</p> <p>危険物施設が所在する地域の危険性を把握し，火災や流出等による被害の軽減を図る必要があります。</p>		<p>○事業者の事業継続計画の策定啓発 【再掲 5-1-①】</p> <p>事業者における事業継続計画（BCP）策定の啓発，さらには，災害時に機能を発揮できる体制づくりを推進します。</p> <p>○事業者の防災対策の推進 【再掲 5-1-①】</p> <p>災害時等において，事業活動が停止しないよう，事業者に対して防災組織の結成，帰宅困難となった従業員等への対応などの防災対策を依頼します。</p> <p>○呉港港湾事業継続計画 【再掲 1-2-④】</p> <p>「呉港港湾事業継続計画（BCP）」の実行性の向上や災害に対する意識の向上を図るため，定期的に訓練等を実施します。</p> <p>○危険物施設の安全対策の推進</p> <p>危険物施設の被害発生の危険性を回避・低減するために必要な措置を検討し，火災や危険物の流出等の防止の強化を図ります。</p>

強靱化に向けた対応策	② 港湾・物流機能の強化	
	脆弱性の評価	施策の推進方針
○港湾施設の整備【再掲 2-1-②】	<p>災害時には陸上交通機関の機能停止が想定されることから、陸上輸送の代替手段として海上輸送を確実に実施するために、老朽化により港湾施設が機能停止にならないよう適切に維持管理していく必要があります。</p>	<p>○港湾施設の整備【再掲 2-1-②】</p> <p>災害発生後も迅速に海上輸送ルートを確認するために、港湾施設の劣化状況や役割、利用状況等を踏まえた維持管理計画に基づき、計画的に整備・更新していきます。</p>

強靱化に向けた対応策	③ 消防力の強化	
	脆弱性の評価	施策の推進方針
○消防・救急・救助体制の整備【再掲 1-1-⑥】	<p>災害時に迅速かつ的確な消防・救急・救助活動を実施するため、消防組織の充実・強化、消防施設・車両や装備等の計画的な整備に取り組む必要があります。</p>	<p>○消防・救急・救助体制の整備【再掲 1-1-⑥】</p> <p>大規模火災や多種多様な救助事案に対応するため、消防車両や資機材等の更新、消防通信システムの機能強化や水利の適正な整備を行うとともに、活動拠点となる消防施設の整備を計画的に実施します。また、消防団や他機関との効果的な訓練や研修により消防力の強化を図ります。</p>

指 標

項 目	現 状		目 標	
危険物施設の立入検査の実施率	R 元	87.0%	R 7	100%

事前に備えるべき目標	6 ライフライン，燃料供給関連施設，交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに，早期復旧を図る
------------	--

起きてはならない最悪の事態	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所，送配電設備）や石油・ガス・食料等の供給機能の停止
強靱化に向けた対応策	① 備蓄物資の強化	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○非常用物資の備蓄【再掲 2-1-①】</p> <p>災害発生時には，物資の調達が困難となることが想定されることから，平時より民間事業者等とも連携しながら非常用物資を確保しておく必要があります。</p>		<p>○非常用物資の備蓄【再掲 2-1-①】</p> <p>呉市での備蓄に加えて，民間事業者との災害時協定の締結等を進めることにより，民間備蓄と合わせて，必要な物資の確保を図ります。</p>

強靱化に向けた対応策	② 備蓄物資の供給体制の強化	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○備蓄拠点の整備</p> <p>大規模災害時に，迅速に物資の供給ができるように防災拠点の備蓄機能を強化する必要があります。</p> <p>○物資供給体制の整備</p> <p>災害発生時には，物資の供給が困難となることが想定されることから，物資供給体制を整備する必要があります。</p> <p>○非常用物資の備蓄【再掲 2-1-①】</p> <p>災害発生時には，物資の調達が困難となることが想定されることから，平時より民間事業者等とも連携しながら非常用物資を確保しておく必要があります。</p>		<p>○備蓄拠点の整備</p> <p>大規模災害時に，市役所や体育館などの備蓄拠点から物資供給を迅速に行うため，備蓄拠点の整備及び備蓄品の供給体制機能の強化を図ります。</p> <p>○物資供給体制の整備</p> <p>他の地方公共団体との相互応援や，民間事業者との物資の調達に関する協力などの協定を締結し，災害時の物資調達・供給体制の強化を図ります。</p> <p>○非常用物資の備蓄【再掲 2-1-①】</p> <p>呉市での備蓄に加えて，民間事業者との災害時協定の締結等を進めることにより，民間備蓄と合わせて，必要な物資の確保を図ります。</p>

<p>○飲料水・生活用水供給体制の整備【再掲 2-1-①】</p> <p>平成 30 年 7 月豪雨では、広範囲にわたり断水が発生するとともに、道路の被災により迅速な給水活動に支障があったことから、災害時における飲料水・生活用水の供給体制を強化する必要があります。</p> <p>○防災・危機管理に関する訓練の実施【再掲 1-1-⑤】</p> <p>大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、各種訓練の継続的な実施などを行う必要があります。</p>	<p>○飲料水・生活用水供給体制の整備【再掲 2-1-①】</p> <p>給水車・給水タンク等の整備や給水体制の見直しを進めます。</p> <p>また、ペットボトル等による飲料水の備蓄に努めるとともに、災害時における生活用水の確保のため災害時協力井戸の利活用を促進し、給水能力の充実に図ります。</p> <p>○防災・危機管理に関する訓練の実施【再掲 1-1-⑤】</p> <p>総合防災訓練や災害図上訓練など、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施するとともに、地域と連携した防災訓練の実施などを進めます。</p>
--	--

強靱化に向けた対応策	③ 物流機能の強化
脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>○民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備【再掲 2-1-②】</p> <p>大規模災害時における緊急輸送体制を整備するため、民間団体や関係機関との連携を強化する必要があります。</p> <p>○災害に強い道路ネットワークの構築【再掲 1-1-②】</p> <p>自然災害は頻発化・激甚化しており、重要物流道路や緊急輸送道路においても通行止めが発生すると、発災直後の避難や救命救急活動、緊急物資の輸送等に支障をきたす懸念があります。</p>	<p>○民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備【再掲 2-1-②】</p> <p>民間団体等との緊急輸送に関する協力協定の締結や防災訓練の実施などにより、災害時の緊急輸送体制の強化を図ります。</p> <p>○災害に強い道路ネットワークの構築【再掲 1-1-②】</p> <p>高速道路の 4 車線化や地域を結ぶ道路の機能強化、強靱化対策を促進するとともに、被災し通行止めとなった場合に代替となる道路整備を推進し、多重性を確保します。</p> <p>また、重要物流道路や緊急輸送道路等の橋りょう耐震補強や無電柱化及び老朽化対策を推進し、災害に強い道路ネットワークを構築します。</p>

強靱化に向けた対応策	④ 港湾・物流機能の確保	
	脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>○港湾施設の整備【再掲 2-1-②】</p> <p>災害時には陸上交通機関の機能停止が想定されることから、陸上輸送の代替手段として海上輸送を確実に実施するために、老朽化により港湾施設が機能停止にならないよう適切に維持管理していく必要があります。</p>	<p>○港湾施設の整備【再掲 2-1-②】</p> <p>災害発生後も迅速に海上輸送ルートを確認するために、港湾施設の劣化状況や役割、利用状況等を踏まえた維持管理計画に基づき、計画的に整備・更新していきます。</p>	

強靱化に向けた対応策	⑤ ライフラインの確保	
	脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>○飲料水・生活用水供給体制の整備【再掲 2-1-①】</p> <p>平成 30 年 7 月豪雨では、広範囲にわたり断水が発生するとともに、道路の被災により迅速な給水活動に支障があったことから、災害時における飲料水・生活用水の供給体制を強化する必要があります。</p> <p>○水道施設の耐震性の向上【再掲 2-1-③】</p> <p>水道施設の老朽化が進んでいることから、計画的な更新を推進するとともに、施設の耐震化が必要です。</p> <p>○電力の確保【再掲 3-1-①】</p> <p>大規模災害時の電力供給停止等に備え、庁舎を始めとした公共施設において必要な電力を確保する必要があります。</p>	<p>○飲料水・生活用水供給体制の整備【再掲 2-1-①】</p> <p>給水車・給水タンク等の整備や給水体制の見直しを進めます。</p> <p>また、ペットボトル等による飲料水の備蓄に努めるとともに、災害時における生活用水の確保のため災害時協力井戸の利活用を促進し、給水能力の充実に努めます。</p> <p>○水道施設の耐震性の向上【再掲 2-1-③】</p> <p>水道施設の老朽化対策、耐震化を進めるため、管路及び施設を更新するとともに、冗長性を確保するためのバックアップ施設等の整備を計画的に推進します。</p> <p>○電力の確保【再掲 3-1-①】</p> <p>大規模災害時の電力供給停止等に備え、庁舎を始めとした公共施設において、発電機の備蓄を行うなど必要な電力を確保します。</p>	

<p>○ライフライン機能の確保 【再掲 2-1-3】</p> <p>災害時に電力・ガス等のライフラインを迅速に復旧できるように，民間事業者との協力体制を整える必要があります。</p> <p>○防災・危機管理に関する訓練の実施 【再掲 1-1-5】</p> <p>大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため，各種訓練の継続的な実施などを行う必要があります。</p>	<p>○ライフライン機能の確保 【再掲 2-1-3】</p> <p>電力・ガス等のライフライン事業者等と協力し，復旧に係る体制を強化します。</p> <p>○防災・危機管理に関する訓練の実施 【再掲 1-1-5】</p> <p>総合防災訓練や災害図上訓練など，初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施するとともに，地域と連携した防災訓練の実施などを進めます。</p>
--	--

<p>強靱化に向けた対応策</p>	<p>⑥ 多様な電力等の普及促進</p>
<p>脆弱性の評価</p>	<p>施策の推進方針</p>
<p>○再生可能エネルギー等の普及促進 【再掲 4-1-1】</p> <p>大規模災害発生時に，公共施設だけでなく，各家庭においても電力等の確保が必要です。</p>	<p>○再生可能エネルギー等の普及促進 【再掲 4-1-1】</p> <p>再生可能エネルギーの普及促進に加え，家庭用燃料電池（エネファーム）等の多様な電力の普及促進を図ります。</p>

指 標

項 目	現 状		目 標	
災害時協力井戸登録件数（累計）	R 元	－	R 7	1,000件

起きてはならない最悪の事態	6-2	長期間にわたる上水道の供給停止及び下水道施設の機能停止
強靱化に向けた対応策	① 飲料水等供給体制の強化	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○飲料水・生活用水供給体制の整備 【再掲 2-1-①】</p> <p>平成 30 年 7 月豪雨では、広範囲にわたり断水が発生するとともに、道路の被災により迅速な給水活動に支障があったことから、災害時における飲料水・生活用水の供給体制を強化する必要があります。</p> <p>○水道施設の耐震性の向上 【再掲 2-1-③】</p> <p>水道施設の老朽化が進んでいることから、計画的な更新を推進するとともに、施設の耐震化が必要です。</p>		<p>○飲料水・生活用水供給体制の整備 【再掲 2-1-①】</p> <p>給水車・給水タンク等の整備や給水体制の見直しを進めます。</p> <p>また、ペットボトル等による飲料水の備蓄に努めるとともに、災害時における生活用水の確保のため災害時協力井戸の利活用を促進し、給水能力の充実に努めます。</p> <p>○水道施設の耐震性の向上 【再掲 2-1-③】</p> <p>水道施設の老朽化対策、耐震化を進めるため、管路及び施設を更新するとともに、冗長性を確保するためのバックアップ施設等の整備を計画的に推進します。</p>

強靱化に向けた対応策	② 下水道施設の強化	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○下水道施設の強化</p> <p>下水道施設の老朽化が進んでいることから、定期的な点検や調査を実施するとともに、計画的な更新や耐震化を進める必要があります。</p> <p>○浄化槽対策</p> <p>下水道未普及地区において、老朽化した単独処理浄化槽があることから、災害に強い合併処理浄化槽の設置を推進し、災害発生時の対応等を強化する必要があります。</p>		<p>○下水道施設の強化</p> <p>下水道施設の老朽化対策、耐震化を進めるため、管きよ及び施設の改築更新等を計画的に推進します。</p> <p>○浄化槽対策</p> <p>下水道未普及地区における災害に強い合併処理浄化槽の整備を促進し、下水道未普及地区整備事業等を推進します。</p>

強靱化に向けた対応策	③ 土木施設の整備	
	脆弱性の評価	施策の推進方針
<p data-bbox="225 309 746 387">○災害に強い道路ネットワークの構築【再掲 1-1-②】</p> <p data-bbox="252 405 780 674">自然災害は頻発化・激甚化しており，重要物流道路や緊急輸送道路においても通行止めが発生すると，発災直後の避難や救命救急活動，緊急物資の輸送等に支障をきたす懸念があります。</p> <p data-bbox="225 882 708 913">○防災施設の整備【再掲 1-1-②】</p> <p data-bbox="252 931 780 1104">災害対策の充実を図るうえで，市民の避難場所や防災活動の拠点となる空間が不足しており，防災拠点としての機能を強化する必要があります。</p>		<p data-bbox="812 309 1334 387">○災害に強い道路ネットワークの構築【再掲 1-1-②】</p> <p data-bbox="839 405 1367 629">高速道路の4車線化や地域を結ぶ道路の機能強化，強靱化対策を促進するとともに，被災し通行止めとなった場合に代替となる道路整備を推進し，多重性を確保します。</p> <p data-bbox="839 647 1367 819">また，重要物流道路や緊急輸送道路等の橋りょう耐震補強や無電柱化及び老朽化対策を推進し，災害に強い道路ネットワークを構築します。</p> <p data-bbox="812 882 1295 913">○防災施設の整備【再掲 1-1-②】</p> <p data-bbox="839 931 1367 1249">災害時には，避難者を収容する場所や災害対策活動を展開するための施設や空間が必要となることから，広域避難場所であり，本庁舎や体育館と連携した防災中枢拠点となる中央公園を始めとした防災拠点の機能強化を図ります。</p>

強靱化に向けた対応策	④ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）	
	脆弱性の評価	施策の推進方針
<p data-bbox="225 1462 746 1541">○防災・危機管理に関する訓練の実施【再掲 1-1-⑤】</p> <p data-bbox="252 1559 780 1686">大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため，各種訓練の継続的な実施などを行う必要があります。</p>		<p data-bbox="812 1462 1334 1541">○防災・危機管理に関する訓練の実施【再掲 1-1-⑤】</p> <p data-bbox="839 1559 1367 1780">総合防災訓練や災害図上訓練など，初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施するとともに，地域と連携した防災訓練の実施などを進めます。</p>

指 標

項 目	現 状		目 標	
管路の耐震化率※	R 元	9.2%	R 5	12.7%
下水道管きょ耐震化率※	R 元	30.2%	R 5	31.7%

※目標年度及び数値は、呉市上下水道ビジョンの数値を準用

起きてはならない最悪の事態	6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
強靱化に向けた対応策	① 交通体系の整備	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○災害に強い道路ネットワークの構築【再掲 1-1-②】</p> <p>自然災害は頻発化・激甚化しており、重要物流道路や緊急輸送道路においても通行止めが発生すると、発災直後の避難や救命救急活動、緊急物資の輸送等に支障をきたす懸念があります。</p>		<p>○災害に強い道路ネットワークの構築【再掲 1-1-②】</p> <p>高速道路の4車線化や地域を結ぶ道路の機能強化、強靱化対策を促進するとともに、被災し通行止めとなった場合に代替となる道路整備を推進し、多重性を確保します。</p> <p>また、重要物流道路や緊急輸送道路等の橋りょう耐震補強や無電柱化及び老朽化対策を推進し、災害に強い道路ネットワークを構築します。</p>

強靱化に向けた対応策	② 公共交通機関の維持・確保	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○呉駅周辺地域における防災拠点機能の強化【再掲 2-5-③】</p> <p>平成30年7月豪雨における幹線道路やJR呉線等の被害を踏まえ、災害に強い交通体系の構築と防災機能を備えた交通拠点を整備する必要があります。</p>		<p>○呉駅周辺地域における防災拠点機能の強化【再掲 2-5-③】</p> <p>災害時における緊急輸送バス、緊急輸送船などの代替交通の発着機能の強化や情報発信機能の充実を図ります。</p> <p>また、JR呉駅に新たに創出するデッキや複合施設などの空間を、災害時には一時的な避難場所や帰宅困難者等の受入空間、災害支援の活動拠点として活用できるよう、防災機能整備や運用を図ります。</p>
<p>○災害に強い交通ネットワーク・交通機能の確保</p> <p>災害時において、被災地の人とモノの円滑な移動を可能にするため、災害に強い交通ネットワークの構築と、交通機能を確保する必要があります。</p>		<p>○災害に強い交通ネットワーク・交通機能の確保</p> <p>災害時において、被災地の人とモノの円滑な移動を可能にするため、鉄道、船、バス等の公共交通機関が連携し、災害に強い交通ネットワークの構</p>

	築と情報発信機能の充実を図り、交通機能の確保に取り組みます。
--	--------------------------------

強靱化に向けた対応策	③ 生活道路の整備	
	脆弱性の評価	施策の推進方針
○多重型道路ネットワークの形成 【再掲 2-2-①】	○多重型道路ネットワークの形成 【再掲 2-2-①】	○多重型道路ネットワークの形成 【再掲 2-2-①】
<p>平成 30 年 7 月豪雨では、多くの道路が被災し、呉市と周辺市町が寸断されただけでなく、呉市内各所の道路も寸断されました。</p> <p>自然災害は頻発化・激甚化しており、道路の通行不能により、孤立集落が同時多発的に発生する可能性があります。</p>	<p>国・県道の代替路として地域の孤立を防ぎ、日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑える道路整備を推進するとともに、生活環境を改善し、安全を確保するための道路整備や老朽化対策等に取り組みます。</p>	<p>国・県道の代替路として地域の孤立を防ぎ、日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑える道路整備を推進するとともに、生活環境を改善し、安全を確保するための道路整備や老朽化対策等に取り組みます。</p>
○災害に強いまちづくり 【再掲 1-2-①】	○災害に強いまちづくり 【再掲 1-2-①】	○災害に強いまちづくり 【再掲 1-2-①】
<p>平成 30 年 7 月豪雨では、土砂崩れや河川の氾濫、浸水等により、市民生活や経済活動に甚大な被害が発生しました。このため、再被災の防止に向けた、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。</p>	<p>避難路の多重性を考慮した地区内の道路整備や避難場所となる公園・広場の整備、グリーンインフラの活用など、災害に強いまちづくりを推進します。</p>	<p>避難路の多重性を考慮した地区内の道路整備や避難場所となる公園・広場の整備、グリーンインフラの活用など、災害に強いまちづくりを推進します。</p>

強靱化に向けた対応策	④ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）	
	脆弱性の評価	施策の推進方針
○防災・危機管理に関する訓練の実施 【再掲 1-1-⑤】	○防災・危機管理に関する訓練の実施 【再掲 1-1-⑤】	○防災・危機管理に関する訓練の実施 【再掲 1-1-⑤】
<p>大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、各種訓練の継続的な実施などを行う必要があります。</p>	<p>総合防災訓練や災害図上訓練など、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施するとともに、地域と連携した防災訓練の実施などを進めます。</p>	<p>総合防災訓練や災害図上訓練など、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施するとともに、地域と連携した防災訓練の実施などを進めます。</p>

指 標

項 目	現 状		目 標	
交通結節点機能の強化箇所数（累計）	R 元	0 箇所	R 7	1 箇所

事前に備えるべき目標	7 制御不能な二次災害を発生させない
------------	--------------------

起きてはならない最悪の事態	7-1	ため池の損壊・機能不全による二次災害の発生
強靱化に向けた対応策	① ため池の防災・減災対策	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○ため池の防災対策【再掲1-3-①】</p> <p>農業用ため池は、農業用水の確保を目的として数多く存在する一方、離農や高齢化により利用者を主体とする管理組織が弱体化し、管理が行き届かなくなるなどの問題が顕著化しています。下流域の住宅化等の進展を踏まえた防災・減災対策を講じていく必要があります。</p>		<p>○ため池の防災対策【再掲1-3-①】</p> <p>ため池ハザードマップを作成・公表し、地域住民の迅速な避難行動につなげます。</p> <p>また、農業利用するため池は、管理体制の確保や補強工事を推進し、農業利用しなくなったため池は、廃止を推進する等、順次、防災・減災対策を進めます。</p>

強靱化に向けた対応策	② 避難訓練の実施（防災意識の向上等）	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○防災・危機管理に関する訓練の実施【再掲1-1-⑤】</p> <p>大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、各種訓練の継続的な実施などを行う必要があります。</p>		<p>○防災・危機管理に関する訓練の実施【再掲1-1-⑤】</p> <p>総合防災訓練や災害図上訓練など、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施するとともに、地域と連携した防災訓練の実施などを進めます。</p>

指 標

項目	現 状		目 標	
防災重点ため池のハザードマップ作成率及び公表率	R元	作成率0% 公表率0%	R7	作成率100% 公表率100%

起きてはならない最悪の事態	7-2	有害物質の大規模拡散・流出による二次災害の発生
強靱化に向けた対応策	① 危険物施設への対策の実施	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○大気汚染の監視等の実施</p> <p>大規模災害による有害物質の流失を防ぐため、定期的な監視体制や事故発生時の初動体制を整える必要があります。</p>		<p>○大気汚染の監視等の実施</p> <p>平常時における、大気汚染常時監視や公共用水域水質測定監視を推進します。</p> <p>また、災害や事故発生時に備えて、企業等への自主訓練の促進、防災組織の結成を促進するとともに、企業から呉市への連絡体制の構築を図ります。</p>

強靱化に向けた対応策	② 避難体制の構築（組織，ハード整備等）	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○災害時における情報伝達手段の多様化【再掲 1-1-④】</p> <p>防災情報メール等，災害時における既存の情報伝達手段に加え，より多くの市民が気象情報や避難情報等をいつでも，どこでも迅速に入手できる手段を普及させる必要があります。</p>		<p>○災害時における情報伝達手段の多様化【再掲 1-1-④】</p> <p>防災情報メールの登録促進を図るとともに，防災行政無線の機能強化や避難情報等の一斉電話伝達サービスの導入，伝達情報の多言語化，学校メール配信システムの活用など，災害時における情報伝達手段の多様化を図り，外国人など情報弱者を含めたより多くの市民に情報が伝わるよう取り組みます。</p>

強靱化に向けた対応策	③ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）		
脆弱性の評価		施策の推進方針	
<p>○防災・危機管理に関する訓練の実施【再掲 1-1-⑤】</p> <p>大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、各種訓練の継続的な実施などを行う必要があります。</p>		<p>○防災・危機管理に関する訓練の実施【再掲 1-1-⑤】</p> <p>総合防災訓練や災害図上訓練など、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施するとともに、地域と連携した防災訓練の実施などを進めます。</p>	

指 標

項 目	現 状		目 標	
水質事故発生件数（年間）	R 元	3 件	R 7	0 件

起きてはならない最悪の事態	7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
強靱化に向けた対応策	① 農地の保全	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○農地の保全</p> <p>農地の荒廃による被害の拡大を防ぐため、農地の適切な管理及び遊休農地の解消を図る必要があります。</p>		<p>○農地の保全</p> <p>農地等の防災機能の維持・発揮を図るため、農地の保全、遊休農地解消の推進、農村環境の保全を推進します。</p>

強靱化に向けた対応策	② 農業用基盤施設の整備	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○農業基盤の充実</p> <p>農地の荒廃を防ぎ効率的な農業経営を実現するため、農林道や水路などの農業基盤整備を推進する必要があります。</p> <p>○ため池の防災対策【再掲 1-3-①】</p> <p>農業用ため池は、農業用水の確保を目的として数多く存在する一方、離農や高齢化により利用者を主体とする管理組織が弱体化し、管理が行き届かなくなるなどの問題が顕著化しています。下流域の住宅化等の進展を踏まえた防災・減災対策を講じていく必要があります。</p>		<p>○農業基盤の充実</p> <p>農地の適切な維持管理や効率的な農業経営を実現するため、農林道、水路、橋りょう・トンネルの計画的な維持管理を推進します。</p> <p>○ため池の防災対策【再掲 1-3-①】</p> <p>ため池ハザードマップを作成・公表し、地域住民の迅速な避難行動につなげます。</p> <p>また、農業利用するため池は、管理体制の確保や補強工事を推進し、農業利用しなくなったため池は、廃止を推進する等、順次、防災・減災対策を進めます。</p>

強靱化に向けた対応策	③ 森林の保全	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○森林の荒廃防止【再掲 1-3-①】</p> <p>平成 30 年 7 月豪雨では、呉市内各地で大規模な山地災害が発生し、甚大な被害を及ぼしました。被災山地の早期復旧とともに、荒廃山地の整備など、適切な治山や森林の管理による安全・安心の確保が求められています。</p>		<p>○森林の荒廃防止【再掲 1-3-①】</p> <p>被災山地の早期復旧を進めるとともに、山地災害の発生を防ぐため、計画的な治山事業を促進します。</p> <p>また、人工林の間伐や天然林・林道の整備を推進するとともに、森林経営管理制度に基づく私有林（人工林）の</p>

<p>また，大雨時における林道の路面排水の不良等によるがけ崩れや土石流の発生危険性が指摘されており，危険箇所の把握が求められています。</p>	<p>間伐を推進します。</p> <p>このほか，地域住民と連携して林道の危険箇所の把握，維持管理に努め，災害に強い豊かな森林の形成を図ります。</p>
---	--

指 標

項 目	現 状		目 標	
農林業施設の補修完了箇所数（累計）	R 元	—	R 7	5 箇所

事前に備えるべき目標	8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
------------	-------------------------------------

起きてはならない最悪の事態	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
強靱化に向けた対応策	① 災害廃棄物処理体制の確保	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○災害廃棄物処理体制の構築</p> <p>大規模災害時には、大量の災害廃棄物が発生することにより市民の生活環境に大きな影響を及ぼすこととなり、速やかな応急対応や復旧・復興のためには、迅速な災害廃棄物の処理が必要になります。</p>		<p>○災害廃棄物処理体制の構築</p> <p>「呉市災害廃棄物処理計画」に基づき、大規模な自然災害により大量に発生する災害廃棄物への対策の基本的な考え方や処理の実施手順、組織体制や広域的な協力・支援体制等を整え、迅速かつ適切に対応できるごみ処理体制を構築します。</p>

強靱化に向けた対応策	② 廃棄物処理施設の安定稼働	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○応援協力体制の整備</p> <p>大規模災害発生時において、関係団体等と連携し、適切な廃棄物処理を実施するため、応援協力体制の構築を図る必要があります。</p> <p>○し尿処理施設の整備</p> <p>搬入量の減少及び老朽化が進んでいるし尿処理施設について、大規模災害が発生した場合においても、適切な処理を実施するため、施設の整備・集約を進める必要があります。</p>		<p>○応援協力体制の整備</p> <p>平常時から広域災害発生を想定した備えとして、広島県や近隣市町、民間団体が連携した廃棄物処理における相互協力体制の整備を進めます。</p> <p>○し尿処理施設の整備</p> <p>施設の整備においては、地盤の嵩上げにより高潮等による浸水対策を実施し、災害に強いし尿処理施設を整備するとともに、既存のし尿処理施設の集約を進めます。</p>

指 標

項目	現 状		目 標	
防災対策を施したし尿等の受入施設数	R 元	0 箇所	R 7	1 箇所

起きてはならない最悪の事態	8-2	復旧・復興を支える人材等（専門家，技術者等）の不足により，復旧・復興が大幅に遅れる事態
強靱化に向けた対応策	① 多様な団体との連携	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○他自治体との連携強化 【再掲 3-1-④】</p> <p>非常時には一時的に市役所で対応する業務が増加することが想定されることから，大規模災害時に他の自治体等からの協力による支援活動を迅速かつ円滑に行うことができるように，平時より他自治体等と連携を図る必要があります。</p> <p>○災害ボランティアの受入体制</p> <p>災害の復興・復旧の担い手としてボランティアが重要な役割を果たしていることから，人材の育成と，呉市内外から集まるボランティアの受入を効果的・効率的に進める体制づくりが必要です。</p> <p>○土木事業者等との連携</p> <p>土木・建設産業は，災害等発生時の被災地での緊急対応や遮断された道路の復旧など，災害対応を担うとともに，復旧・復興過程における技術者・専門家集団としての役割を担っています。このため，地域内の土木関係企業，専門家との連携を図る必要があります。</p>		<p>○他自治体との連携強化 【再掲 3-1-④】</p> <p>広域連携に基づく他の自治体からの職員や応援物資供給を活用するために，受援計画の策定に取り組みます。</p> <p>○災害ボランティアの受入体制</p> <p>呉市社会福祉協議会等と連携して「災害ボランティアセンター」を設置し，ニーズの把握，ボランティアの受付，登録，派遣調整等の体制を整えます。</p> <p>また，呉市災害ボランティア支援基金を設置し，新たな災害ボランティア組織を立ち上げる際の必要経費を助成するとともに，「災害ボランティアセンター」設置の際は補助金を交付し，同センターによる活動を支援します。</p> <p>○土木事業者等との連携</p> <p>災害等からの復旧・復興を地域一丸となって進めるため，地域の土木・建設産業との連携を推進します。</p> <p>また，担い手の育成・確保のため，技術者，土木業者等の養成を進めます。</p>

○交通事業者との連携

被災地の人とモノの円滑な移動を可能にするため、災害に強い交通ネットワークの構築と、交通機能を確保する必要があります。

○交通事業者等との連携

災害等からの復旧・復興に向けて、被災地の人とモノの円滑な移動を可能にするため、鉄道、船、バス等の公共交通機関が連携し、災害に強い交通ネットワークの構築と情報発信機能の充実を図り、交通機能の確保に取り組みます。

指 標

項 目	現 状		目 標	
専門家、技術者等の人材の受援と関係する協定数（累計）	R 元	28件	R 7	30件

起きてはならない最悪の事態	8-3	貴重な文化財等の喪失
強靱化に向けた対応策	① 文化財の防災対策	
脆弱性の評価		施策の推進方針
<p>○文化財の防災対策</p> <p>文化財が災害により喪失しないよう、保管されている施設の耐震化等の改修や防災対策を推進する必要があります。</p> <p>○文化財の保存と継承</p> <p>被災により破損や喪失した場合に備え、文化財を映像等に記録しておくことが必要です。</p>		<p>○文化財の防災対策</p> <p>補助金を活用しながら耐震化等の施設の改修や防災設備の整備等を行います。</p> <p>○文化財の保存と継承</p> <p>被災した有形文化財の修繕や無形文化財の継承・復興に役立つよう、各地の有形無形文化財のデジタルアーカイブ化を推進します。</p>

指 標

項 目	現 状		目 標	
文化財の記録（文化財カルテ）の作成件数（累計）	R 元	0 件	R 7	145件

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と前期基本計画における基本政策とのマトリクス

前期基本計画 国土強靱化		政策分野																																		
		子育て・教育分野		福祉保健分野					市民生活・防災分野						文化・スポーツ・生涯学習分野			産業分野				都市基盤分野							環境分野		行政経営分野					
		1	2	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	7	1	2	1	2	3	4		
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や大規模な火災による多数の死傷者の発生	●	●	●		●	●		●				●	●	●					●		●		●						●					
	1-2	津波、洪水、高潮等による市街地等の浸水による多数の死傷者の発生		●	●		●	●		●											●	●		●	●	●	●				●					
	1-3	土石流やがけ崩れ等による多数の死傷者の発生			●		●	●		●											●	●		●	●			●								
	1-4	避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生			●		●	●		●														●	●	●										
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止																					●			●	●									
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生																			●	●		●	●					●						
	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の不足			●		●	●		●														●												
	2-4	医療・福祉施設及び関係者の不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺、疫病・感染症等の大規模発生				●																		●			●									
	2-5	避難所等の規模や機能の不足により、被災者、帰宅困難者への支援が十分に確保できない事態			●		●	●														●	●			●										
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下	●	●	●		●	●						●	●	●					●									●	●			●		
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止停止	●	●	●		●	●						●	●	●							●					●		●	●					
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止等による企業の生産力低下																					●			●										
	5-2	大規模な産業施設の損壊、火災、爆発等																								●										
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・ガス・食料等の供給機能の停止			●		●	●							●	●	●						●		●	●	●	●			●					
	6-2	長期間にわたる上水道の供給停止及び下水道施設の機能停止																						●		●		●			●					
	6-3	地域交通ネットワークが分断する事態																					●	●	●	●										
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池の損壊・機能不全による二次災害の発生																																		
	7-2	有害物質の大規模拡散・流出による二次災害の発生																											●							
	7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大																																		
8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復興が大幅に遅れる事態																												●					●	
	8-2	復興を支える人材等（専門家、技術者等）の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態								●																		●	●	●	●		●			●
	8-3	貴重な文化財等の喪失																																		